

中・四国アメリカ研究

第7号

2015年

目次

論文

- テンチ・コックスの通商観と建国期製造業の育成 田宮晴彦 (1)
- ハーマン・メルヴィルの「ピアザ」に見るアメリカの風景
—グレイロック山と女性— 藤江啓子 (19)
- 米布互惠条約からハワイ「革命」へ 小平直行 (33)
- ハワイ王国における政党政治の出現と展開
—1883年から1893年まで— 佐野恒子 (55)
- ジャパニーズ・コネクション
—日露戦争期のアメリカ合衆国における親日グループの形成— 中野博文 (75)
- アメリカ貿易政策史からみた「太平洋戦争」
—米日両国にとって同戦争の意味するもの— 鹿野忠生 (99)
- 20世紀第4期四半世紀のアメリカ合衆国における喫煙の政治問題化
—公共空間での喫煙規制を中心に— 岡本勝 (115)
- 投稿規定 (143)
- 編集後記 (144)
- 歴代会長 (145)

中・四国アメリカ学会

The Chu-Shikoku American Studies

Vol. 7

2015

CONTENTS

Articles:

- Tench Coxe's Philology for Commerce and Establishing Manufactures
in Early RepublicTAMIYA Haruhiko (1)
- American Landscape in "The Piazza" by Herman Melville:
A Woman on Mt. Greylock FUJIE Keiko (19)
- From the U.S.-Hawaii Reciprocal Treaty
to the Hawaii "Revolution" KODAIRA Naoyuki (33)
- The Beginning and Development of Party Politics
in the Kingdom of Hawai'i, 1883-1893 SANO Tsuneko (55)
- Japanese Connection:
Henry Adams and American Pro-Japanese Groups
in the Late Nineteenth Century NAKANO Hirofumi (75)
- The Pacific War from the Viewpoint of the History of the U.S. Foreign Trade Policy:
What the War Means to the U.S. and to Japan KANO Tadao (99)
- Politicization of the Smoking Issue in the United States of America:
Legislation of the Clean Indoor Air Act OKAMOTO Masaru (115)
- Notes for Contributors (143)
- Editors' Remark (144)
- Past Presidents (145)
-

The Chu-Shikoku American Studies Society

テンチ・コックスの通商観と建国期製造業の育成

田宮晴彦

はじめに

1789年連邦政府が発足し、初代大統領にワシントンが就任すると、アレキサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) は財務長官に任命された。独立革命によって政治的独立を一応達成した合衆国に、今度は経済的自立を如何にしてもたらずのかが建国当時の合衆国における、いわば国民的課題であった¹。5年間にわたる在任中、彼は公債を機軸とし、財政、金融、通商、産業に関する諸政策を整合的一環とするいわゆる「ハミルトン体制」を精力的に遂行していき、誕生間もない連邦政府を強力な中央政府とし、新興合衆国の国家的基盤を整えることに成功した。しかしながら、ハミルトンとジェファソン (Thomas Jefferson) とに代表される激しい対立が起こり、ジェファソンの下野とそれに伴うフェデラリスト対リパブリカンズという党派対立を惹起するまでに至ったことは周知のことである。1791年に連邦下院に提出された「製造業に関する報告書」(Report on the Subject of Manufactures) は、建国期におけるいわゆる「ハミルトン体制」の総仕上げをなすものであると位置づけられている。一方同年2月に、連邦下院は当時国務長官であったジェファソンに対して、合衆国の取るべき通商政策を策定するべく求めた。その要請に応え1793年12月16日に提出されたのが「合衆国通商に対する諸外国の特典および制限に関する報告書」(Report on the Privileges and Restrictions on the Commerce of the United States in Foreign Countries 以下「通商に関する報告書」と略記)である。この報告書提出の直後の同月31日にジェファソンは国務長官の職を辞し、在野にて「ハミルトン体制」への批判をますます強めていくのであり、この「通商に関する報告書」は同体制に対する彼の強烈なアンチテーゼであるといえよう²。

しかしながら、両者の対照をなす思想を体現したといわれるこれらの報告書は、実は同一人物の多大な貢献によって作成されている。その人物とは、ハミルトンの財務長官在任中にその補佐官を務めたフィラデルフィアのテンチ・コックス (Tench Coxe) に他ならない。

本稿では、テンチ・コックスの経済思想ことに通商政策と製造業育成について注目することを通じて、とかくハミルトン対ジェファソンといった二項対立的構図に陥りがちな建国期合衆国の政治経済思想潮流の再検討を行いたい。

I 「製造業に関する報告書」と「通商に関する報告書」

1. 「製造業に関する報告書」と「ハミルトン体制」構想

「製造業に関する報告書」は、建国期におけるいわゆる「ハミルトン体制」の総仕上げをなすものであると位置づけられている。同時代のヨーロッパ諸国の重商主義体制に鑑み、直接的には、アメリカ合衆国における製造業の、連邦政府による大規模な振興と保護とを訴える同報告書は、その性質上、これまで経済史的な観点から考察されることが多かった。しかし同報告書は、建国間もない合衆国において人々の持つべき公共の理念や目指されるべき社会といった、まさに建国の理念と深く関わる枠組みを提示するものでもあった。また、同報告書はその他のハミルトンの報告書とは異なり、財務長官補佐官テンチ・コックスの草稿を下地として作成されたことも良く知られている³。

報告書自体は編別構成がなされているわけではないが、一般的に次に述べるような三部に大別できる。すなわち、農本主義批判を主とする「理論編」、製造業の育成および奨励のために採用されるべき手段を述べた「政策編」、そして各産業部門ごとの具体的な政策手段について述べた「政策提案編」である⁴。そのうち「理論編」が報告書の紙数の大半を占めており、ハミルトン自身の思想がもっとも反映されている部分であるといわれている。そこで理論編を中心に、ハミルトンの考える個人の徳について見ていくことにする。

「製造業に関する報告書」の「理論編」においてハミルトンは、製造業の設立が社会に資する根拠として、要約すれば以下の7点を挙げている⁵。

1. (アダム・スミスの「分業論」に依拠し⁶)、製造業は分業の効果を上げやすいゆえに、農業労働より生産性が高くなりうる。
2. 製造業に従事する労働力不足を補うための機械使用の導入と拡充の持つ潜在的可能性。
3. 製造業の育成が、社会においては通常は職に就いていない人々に仕事を提供する。
4. アメリカにおける製造業の振興は、雇用の機会を増すことによって、外国からの移住を促進する。その結果としてアメリカの製造業労働者が増加するだけでなく、アメリカの人口および農業を含む労働力の総量を増加させる。従って熟練工に限らず外国からの移民は受け入れることが望ましい。
5. 人間を相互に区別している多様な才能および気質に適した活動の範囲を一層広げることになる。
6. 企業に一層豊かつ多様な生産活動の分野を提供することになる。
7. 製造業の大規模な育成は国内に市場を生み出すので、土地の余剰生産物に対して新しい

需要を創出し、農業にとってより確実かつ安定的な需要を保証することになる。

「報告書」は、この7つの項目についてそれぞれに論じることを中心に展開されており、これは紙数にしても理論編の4割以上にも及ぶ⁷。

まずハミルトンは農業と製造業の価値を比較し、いわゆる農本主義者たちを批判している。ここで彼が農業と製造業の単純な経済的価値を比較するだけではなく、勤勉の倫理や発展の精神といった広く人々の間に存在する心性や道徳上の価値についても考察している点は注目されるべきである⁸。

当時インダストリ (industry) という語は、ジョン・ロックやジェイムズ・ステュアートらを用いていたように、単に産業を意味するだけでなく、自発的な勤労とそれによって生じる価値までを包含していた⁹。ハミルトンは、製造業の育成が社会のインダストリの総量を著しく増加させることだけでなく、製造業に携わる人々から生じる新しい才能と製造業に従事する生活から育まれる、勤勉の倫理や人間性の陶冶といった道徳上の効果についても強調している。

すなわち製造業の発展は、製造業とは別の仕事に就いている人々に臨時の仕事を与えるという利益に加え、「そうした仕事を与えられなければ怠惰に過ごし、多くの場合コミュニティの負担になるであろう人々」や「婦人および児童」といった非熟練者を就業させるという効力を持つ。そして「国家が全力を傾注すべきこと」は「自然が人間に与えた多様な才能」や「企業の精神」、「人間の創意 (human ingenuity)」や「発展の精神 (spirit of improvement)」といった潜在的能力を発揮させることであった¹⁰。

もとよりハミルトンもアメリカにおける農産物の自給自足体制を維持するために「人間精神の自由および独立にとってもっとも好都合な状態、つまり人類の営みにとっておそらく最も有利な状態を備えているものとして、大地の耕作は、その本性上、他のあらゆる種類のインダストリに対して優越性を強く主張する権利を持つ」として農業的生活の持つ多くの徳性を認めている¹¹。しかしその上で「農業労働は季節に左右されて著しく周期的かつ偶発的である」のに対し「製造業に用いられる労働力は多くの場合、継続的かつ規則的」であり、「農民は耕作の仕方についてかなり無頓着でも、土地に固有の肥沃さ、あるいは他の何らかの好都合な事情によって、しばしば生計を立てることが出来る」が、「熟練職人 (artisan) は、同業者と同様の努力を払うことなしに生計を立てることは難しい」。従って「土地の耕作者 (cultivators) の間では、おそらく職人 (artificers) の間の場合より怠惰の事例は多いであろう」と指摘している¹²。

このようにハミルトンは、製造業に携わるものが新しい徳性を持ち、彼らがその能力を発揮することでコミュニティに最大の貢献をなすという構造を指摘すると同時に、いわゆる「農民

の徳性」について疑問を提示している。ただしハミルトンが一方的に農民の持つ徳性を否定し、製造業に携わるもののそれを賞賛した訳ではないことも注意しなければならない。

「報告書」では「自分に適した対象 (object) には最も強力で活動的な力を発揮する人でも、もし自分に適さない仕事に閉じこめられるならば、凡庸以下の働きしかできない」が、「ひとたび社会において、あらゆる種類のインダストリが行われている場合、各個人は、自分に適した分野を見出し、全活力を発揮できる」ことが強調される。そして製造業育成は、人々の勤勉さを促す職業を多様化するので、製造業に従事する人々の人格の陶冶につながり、彼らの精神活動を育みかつ刺激することによって社会 (公共) の利益 (public interest) を達成すると指摘している¹³。ここに見られるのは、建国期に発展を続けるアメリカにおける、新しい社会と市民の捉えられ方である。ハミルトンにとって都市の成長や経済の発展は、必ずしも従来いわれてきたように、それが社会に腐敗をもたらすというものではなかった。なぜならば都市の発展とそれに伴うさまざまな産業の発達、個人が各々持つ能力を十分に発揮するための、いわば多様な受け皿を備えた社会を作り上げることに他ならず、「国民を構成する個々人の勤勉さを生み出す職業 (industrious pursuits) を多様化することが、国民の利益」¹⁴となるからである。

2. 「通商に関する報告書」

一方、ジェファソンの「通商に関する報告書」には、ハミルトンの「報告書」に真っ向から相対する主張がなされている¹⁵。

「通商に関する報告書」は大別すると以下の三部からなっている。まずなされるのが、合衆国貿易の現状分析であり、これは1789年10月から1790年9月までの輸出入総額と1793年1月から1793年12月にかけて合衆国の港に入港したアメリカ船の総トン数を根拠として展開される。次いで合衆国の輸出および海運に対して諸外国が課している制限の現状について分析し、最後に諸外国に対して合衆国が取るべき対策を提言する。

ジェファソンはまず「合衆国の主要輸出品目とその総額」、「合衆国の主要貿易相手国および輸出入金額」そして「アメリカ船舶の主要貿易国からの入港トン数」の三表をもって、合衆国と通商関係を持つ主要な国として、スペイン、ポルトガル、イギリス、オランダ、デンマーク、スウェーデンおよびそれらのアメリカ大陸における植民地を挙げ、それらとの貿易の状況を説明する¹⁶。その三表からは、合衆国からの輸出はそのほとんどが農林水産物によってしめられており、最大貿易相手国はイギリスでその貿易は大変な入超であること、そして、フランスからアメリカの港に入港したアメリカ船のトン数が一番大きい、そのことは裏を返せば最大の貿易量をしめるイギリス・アメリカ間の貿易のほとんどがイギリス船舶によって独占されていることなどが読み取れる¹⁷。

こうした合衆国の貿易の現状を述べた上で、ジェファソンは諸外国が合衆国の輸出および海運に課している制限の詳細を述べていく。何れの貿易相手国も、高率関税や禁止的関税、輸入禁止などの措置を物品に応じてとっていたが、なかでもとりわけ彼が強調するのが、イギリスの航海条例に基づく抑圧であった。

ジェファソンはそうした諸外国の制限に対して、合衆国が二つの対策を取るべきだと論ずる。第1は通商に関して諸外国と友好的な取り決めを結ぶことであり、第2は諸外国の制限に対する対抗措置を取ることである。むろん前者の方が望ましいことは疑いの余地がなく、「各国が自国の自然的条件に適した産業を振興し、余剰生産物を自由に取引することが出来ることになるならば、…（中略）…人間の生活と幸福に資する最大限の生産がなされるだろうから…一国でも自由貿易政策をとる国があれば、その国と合衆国は自由貿易をおこない、他の国もそのようにするよう促すことが出来るはずだ」¹⁸と述べ、各国が自然的条件に適した産業に特化する国際分業体制と、国家間の自由貿易が行われるべきことを提案する。この提案について注目すべきは、ジェファソンもヨーロッパ諸国による厳しい重商主義的通商制限の事実を認識しながらも、もし一国でとでも自由貿易を開始できるならばそれを行い、合衆国はそれを諸外国との間にも押し広めていき、いずれは全ての国が自由貿易を行うことになるという希望的・楽観的見通しを示していることである。

このような見通しに基づき、ジェファソンは諸外国の制限政策に対し合衆国などのような対抗措置を取るべきかについて論じる。これが、自由貿易主義と並んで彼の通商政策論の二本の柱ともいえるべき、報復主義である。これは、通商に関して、もしある国が合衆国の通商を制限するための種々の規制手段を取るならば、合衆国の同様の手段をもって対抗し、まずは外国製品で合衆国製品と競合するものを規制の対象とし、次いで合衆国が大量に消費する製造業製品を選択して規制の対象とすることを骨子とする¹⁹。海運についても、ある国が合衆国の貿易商人の入国を認めない場合には、合衆国もその国の貿易商人の居住を拒否し、また船舶の積み荷に対して制限を加えるならば、合衆国も同様の制限を行うとしている。特に注目すべきは、通商・海運の両政策において、イギリスのそれは合衆国の富と国力を喪失させると激しく批判し、徹頭徹尾対英強政策をとるべきであることを提唱し、その報告書を終わっている²⁰。

この「通商に関する報告書」はハミルトンの「製造業に関する報告書」と同じく、連邦議会には提出されたものの、審議未了のままいわば葬り去られてしまった。しかし、この報告書提出を機にジェファソンは下野し、「ハミルトン体制」に対する批判・攻撃をますます強めていくのである。

Ⅱ ハミルトン、ジェファソンの報告書におけるコックスの貢献

こうした対照的な内容の両報告書であるが、それらの根拠となる統計学的データを提供したのが、テンチ・コックスである。先に述べたように、両報告書は1791年から1793年にかけて提出されており、コックスはこの時期財務長官補佐官としての任にあった²¹。

この節では、まずコックスの略歴を述べ、次いで報告書作成への具体的な貢献が明らかになっている「製造業に関する報告書」といわゆる「テンチ・コックスの草稿」の関係を中心に、コックスの両報告書との関わりを検討したい。

1. テンチ・コックスの略歴²²

コックスは1755年にフィラデルフィアの大貿易商人の息子として生まれた。彼の家系はイギリス国王の侍医であった曾祖父や、植民地軍の大佐を務めた祖父などを輩出した。また母方の祖父はメリーランド出身の法律家で、母方の親戚はメリーランドやペンシルヴェニアの法曹界に多くの人材を輩出し、また大土地所有者が多くおり、コックス自身もニュージャージーに土地を保有するなど、ハミルトンとは対照的に、かなり由緒ある家系の出身であった。コックスは父が評議員の一人であったフィラデルフィア・カレッジ（College of Philadelphia）で法律を学んだ後に、父の経営する会社の経営を実質的に引き継いだ。

時は独立戦争のただ中であり、ハウ將軍率いるイギリス軍にフィラデルフィアは進駐されていた。その際多くの富裕な商人層が中立の立場をとり、コックスもその一人であった。そのためイギリス軍が撤退すると、商人層のこうした態度に厳しい非難が浴びせられることとなった。また当時のフィラデルフィアは、建国の理念に基づき社会改革の運動が非常に盛んであり、大商人層を中心としたエリートたちによって多数の社会改革団体が設立ないし復興されていた²³。コックスもその一員としてフィラデルフィアにおける社会改革において重要な役割を占めることになる。その理由として独立戦争中の経験が彼をしてフィラデルフィアへの愛郷心と合衆国への愛国心を示す場をいわば必要以上に求めさせたという側面も否定できない²⁴。

1780年代に入るとフィラデルフィアにおける社会改革運動に積極的に参加し、多くの職人組合・委員会や社会改革団体などの役員を務め²⁵、さらに、強力な中央政府の確立を訴えるフェデラリストの陣営に急速に接近し、アナポリス会議にペンシルヴェニア邦の代表として参加した。この会議でコックスはハミルトンと初めて出会い、マディソンやジェファソンらとも親しい付き合いを保つようになった。この時期コックスはいくつかの連邦憲法擁護論を著述し、マディソンらと盛んに書簡のやりとりをしている。1790年には、ハミルトンに請われて財務長官補佐官に就任し、製造業育成の基礎データを収集するための全国規模の「工業調査」を行うな

ど、「製造業に関する報告書」の作成を助けた。またハミルトンを支持する北部の大商人層を中心とする人々による大規模な工業都市設立計画である、いわゆるthe.S.U.M (the Society for Establishing Useful Manufactures) 計画にも参加するなどした。しかし、90年代も半ば以降になると次第にジェファソン支持に立場を変えていき、ジェファソン政権下において公用資材調達官などの任についた²⁶。

2. 両報告書とコックス

「製造業に関する報告書」の提出がハミルトン体制の総仕上げであったということは先にも述べたが、1973年に「テンチ・コックス文書」が公開されるまでは、この報告書の真の執筆者が誰であるかということは、多くの研究者たちの間で議論の対象であった²⁷。しかし同文書の公開により、まずハロルド・サイレット編集の「ハミルトン文書」に「テンチ・コックスの草稿」の一部が発表され、次いでヤコブ・クックが草稿の大部分を、さらに田島氏がその残りを発見した。その結果ハミルトンの提出した他の報告書とは異なり、「製造業に関する報告書」に関しては、数回にわたって執筆された草稿のうち少なくともその初稿は、完全にテンチ・コックスによって執筆された草稿によっていることが現在までに明らかになっている²⁸。

「製造業に関する報告書」は、ワシントンが1790年1月8日に連邦議会において、アメリカの経済的な自立と軍事力強化の見地から、必需品、特に軍需品を国内で自給可能にするための製造業の確立と奨励が必要であると演説し、議会にその政策の策定を求めたことに始まる。議会はこれを受けて、同月15日にハミルトンに対し、ワシントンの演説の趣旨に沿った製造業奨励政策を立案するよう要請した。これを受けハミルトンは、報告書作成の準備段階として、まずアメリカ製造業の実態を知るために「工業調査」²⁹を行う準備に取りかかった。しかし作業はいっこうに進展せず、本格的に推進されるのは、同年5月にテンチ・コックスが財務長官補佐官に任命されてからのことである。コックスは、すでにこの時までには製造業育成および保護主義に関して多数の論文を発表しており、また実際に製造業育成に携わるなど、建国期アメリカにおける保護主義と製造業育成の権威であった³⁰。ハミルトンがコックスを補佐官に任命したのも、このことを十分に考慮してのことであり、実際コックスは「製造業に関する報告書」の草稿執筆をハミルトンに先駆けて開始し、1790年末には早くも完成させている。ハミルトンはこのテンチ・コックスの草稿を参考にして自身の執筆を開始し、1791年の2月頃に、彼の最初の草稿を完成させた。その後1791年の春頃に第2草稿、同年夏に第3草稿、同年11月に第4草稿と続けて稿を重ねていく³¹。

ハミルトンの第1草稿はコックスの草稿に直接に加筆・修正を加えたものであり、特にそれは製造業に育成手段としての奨励金を推奨する箇所において著しい。第2草稿は後の「報告書」

田宮晴彦

の「理論編」にあたる部分の断片的な執筆にとどまっている。これに対し第3草稿は、構成自体は第1草稿を踏襲したものであるが、「理論編」において、著しい内容の充実が見られる。特に徹底的な農本主義批判と奨励金による製造業育成が、その特徴をなしている。そして第4草稿には再度行われた「工業調査」の成果を盛り込み、それが最終的な報告書として12月5日に議会に提出されたのである。「製造業に関する報告書」が前文、理論編、政策編、政策提案編、補足の体裁をとって書かれていることは先に触れたが、コックスの草稿も同じく前文、理論編、政策編、提案編の体裁をとっている。もっとも完成した「報告書」は質・量共にコックスのものから非常に発展したものとなっているが、政策編における製造業育成のために採用されるべき11項目の政策のうち、すでに8項目がコックスの草稿で指摘されている。政策提案編に関しても、銅、石灰のような製造業で使用される原料17品目について保護関税や奨励金付与を施すという提案のうち、じつに10品目について、すでにコックスの草稿に記されていた。

もっとも、「報告書」の理論編での著しい分量の増大と、そこで展開されるハミルトンの農本主義批判および国内市場論の重要性ゆえに、テンチ・コックスの草稿についての研究者の評価は、製造業や保護主義に関する非常に専門的な分野に限定された。そして理論編で語られている合衆国のあり方についての理念は、全てハミルトン独自のものであるかのように解釈されてくるが多かったのである。

しかし製造業の育成と個人の才能そしてさまざまな職業を持つ多様なアメリカ社会を結びつける考え方は、コックスの草稿にも明確に述べられている。先にも述べたように「報告書」の「理論編」において、ハミルトンは主に7項目にわたり製造業育成が社会にもたらす利点について論じている。その論理の流れを概説すれば、まずハミルトンは農業の持つ徳性を認めながらも、他の産業に対して卓越した農業の生産性および農民だけが持つ徳性というものに対して疑問を提示する。彼は製造業に従事する人々の持ちうる勤勉の美德について指摘している。また、各個人が自己に最も適した職に就いてこそ初めて自身の能力を十分に発揮して公共の福祉³²に貢献することが出来るので、農本主義的な均質社会よりも多様な職業を持つ社会を望ましいとしている。

このような議論が「報告書」の大部分を占める「理論編」のさらに半分近くを占めていることは先にも述べたが、その原型はすでにコックスの草稿に以下のように展開されていたのである。

一般的にいうと、農業に従事するということは、これらの州の大部分の住民たちにとって、最も適切なことなのである。しかし、人間の才能に対する自惚れということを十分に想起し、そして適当な職業に就けば最も強靱で最も活動的な頭脳を持った人が、彼に向かない職業に閉

じこめられると、平均以下になってしまったり、徒労に終わる労働をすることを考えると、我々のポリティカル・エコノミーというものを、人々の大部分に農業を強制するという風に案配することは、賢明でないように思われる。アメリカの繁栄と進歩にとって興味深いことは、役に立つ技術を生まれながらに身につけている人々が、彼ら自身のそうした多様な才能を引き出すように励ましてやることであり、彼らが必要であると考え、アメリカの発展にとって大切なことである。一般的計画（general plan）に含まれた、しっかりとした社会のすべての仕事（employments）というものは、疑いもなく従事されるべきものである。そして、市民が多様な富む職業に従事し、卓越した技量を習得しているという国家が、最も独立して最も尊敬に値する国家であるということになるであろう。³³

コックスのこの記述から、多様な社会は個人の多様な才能を発揮させ、社会はその個人の才能の発揮によって支えられるという解釈枠組みが明確にみてとれる。もとより、この記述のみをもって、コックスの考え方やハミルトンの思想との共通性や相違を断定することは適切ではない。しかし、コックスの草稿において、ハミルトンの「報告書」に見られるものと共通する理念枠組みがすでに存在していたことは、十分注目に値するといえよう。

「通商に関する報告書」作成過程におけるコックスの貢献は、ここまで詳細には分かっていないものの、ジェファソンがその主張の根拠とする三つの表のデータは、いずれもコックスが彼の要望に応じて提供したものであることは、以前より明らかになっている³⁴。

両報告書にコックスが提供したデータは、そもそも「製造業に関する報告書」作成に先立ち、連邦議会の要請に応じて、ハミルトンとコックスが数次にわたって行った「工業調査」で得られたものだった³⁵。

同一の提供者による同一のデータからきわめて対照的な報告書が作成されたわけだが、次節以降ではそのコックスが、財務長官補佐官として建国期合衆国の製造業育成に関わるに至るまでの思想と行動を辿っていく。

Ⅲ コックスの経済論とその形成過程

1. コックスの経済論の時代背景

独立直後の合衆国は、何よりも政治・財政両面の基盤を構築し、国家としての体裁を整えることが急務であったが、これはそのままコックスの経済論の中心課題となるものである。よって、ここでは建国期の時代背景とともにそれらを概観しておきたい。

独立戦争のさなかには、イギリスからの独立という大義が存在していたが、独立達成後は共通の大義は当然失われ、諸邦の連合の意義は薄れ、各邦の関心はそれぞれの邦政治に収斂して

いった。この時期は「アメリカ史における危機の時代」とまで呼称されているが、この「危機」は、内外それぞれについての二重の危機であった。対内的には、独立達成後に邦間・階級間の利害対立が激化したことによる分裂の危機があり、対外的には、新興独立国としての対外関係の確立をめぐる多くの困難があった³⁶。この二重の危機に際して、憲法制定問題は、この課題を達成するための第一歩であった。合衆国憲法が、フェデラリストの尽力によって1788年に各邦により批准されるが、コックスも憲法制定問題には強い関心を持ち、積極的に新憲法の採択を支持した³⁷。彼が合衆国憲法制定を強く支持したのは、「国民的体制 (national system)」の確立が早急になされ、アメリカの全ての産業が発展を遂げる必要があると確信していたからである³⁸。彼は1786年に開催されたいわゆるアナポリス会議 (Annapolis Convention) に、ペンシルヴェニア邦代表のフェデラリストとして出席するなど、精力的に新憲法擁護の論陣を張った³⁹。コックスの経済論の大枠は、合衆国憲法制定から連邦政府の発足に至るまでのこの時期に形成されたと考えられている⁴⁰。ゆえに、彼の理論の底流には、一貫して新興国アメリカのナショナリズムが力強く存在しており、後にこのナショナリズムは、「アメリカ体制 (American System)」派あるいは「アメリカ国民主義派 (American Nationalist School)」と呼ばれるアメリカ経済学の潮流に継承されていくこととなった⁴¹。

2. コックスの「均整のとれた国民経済 (balanced national economy)」論

コックスはアメリカ合衆国が完全な独立を達成するためには、農・工・商のバランスのとれた発展による国民経済の形成が不可欠であると考えていた⁴²。

憲法制定論争中の1787年に書かれた「アメリカ合衆国の産業政策が立脚すべき原理に関する一考察 (An inquiry into the principles, on which a commercial system for the U.S.A should be founded)」において、コックスは自身の経済論の基本構想を打ち出している。この構想は、建国期に執筆された一連の論考において継承・深化されていったが、それは一言で述べるならば、アメリカにおける新しい産業構造の構築であったといえよう。コックスは当時のアメリカの主要な産業を、農業・製造業・商業 (運輸業を含む) の三大産業であるとし、三大産業間の利害の共通性と相互依存性に重点を置いて考察している。彼は農・工・商鼎立の相互依存こそがアメリカの公共の利益に適うという視点に立ち、相互依存によるこれら諸産業間の利害の共通性を、「一般的利害 (general interest)」または「公共あるいは共通の利害 (public or common interest)」と表現し、各産業について考察を加えていった⁴³。

コックスは農業について、「一国内で最も重要な利害であり、全ての職業のなかで最も有用かつ名誉あるものと見なされるべきである」と述べ、農業を最も重要な位置につけ、これを社会における「第一に重要な利害 (the great leading interest)」であるとしている⁴⁴。彼が農業

を重視した理由は、農業が食料や原料の生産という本源的な生産部門であることと、アメリカの地理的条件が農業に適していること、現状として農業人口が圧倒的多数を占めていることによるものであった。コックスは「農業は我が国の商業の源泉であり、かつ商業の生みの親である」としてアメリカにおける農業の他産業に対する優越を強調しているが、必ずしも農業のみを唯一の生産的労働としている訳ではない。「私は農業および製造業を国富の源泉であり基礎であるとする。 (それに対して) 商業は、農業および製造業の余剰生産物が最もよく利用されるための媒介装置であり、いわば侍女にすぎない」⁴⁵として、彼は農業と製造業の双方を国富の源泉としており、商業には両者をつなぐ媒介装置としての役割を想定している。こうした認識に基づき、コックスはアメリカの農業について次のように述べている。

「最前列に我々は我が市民の大部分をなす耕作農民 (the cultivators) —幸いなことにその大部分が独立した土地所有者 (the independent proprietors of the soil) なのであるが—を見出す。全ての車輪は我が国民のこの大部隊を前進させ、その固有の力を活動させることによって動き始めるだろう。またさらにその一部は、商人や漁民およびその多数の被雇用者達の食料に向けられるだろう。そしてその残りが最低の運賃で、すなわち我が国の全営利からみて最低限のコストで、最良の外国市場へ輸出されるだろう」⁴⁶。このように、コックスのいう農業利益とは、独立自営農民たる耕作農民を基幹とするものであった。コックスにとって、アメリカとは、第一に広大で肥沃な国土を有する「独立自営農民の国」であり、この点ではジェファソンのアメリカ像と変わるところはない⁴⁷。しかし、農業と調和する製造業利害の育成を独立直後から主張していた点が、彼の大いに異なるところである。当時のアメリカにおいて、事実上農業は諸産業のうちで圧倒的な規模を誇っていたし、製造業の規模はそれに比べ微々たるものであった。しかし、それ故にこそ、コックスは揺籃期にある製造業に、農業に対する相互補完的な役割を果たせるべく成長することを期待していたのである。

彼はアメリカにおける製造業の経済的役割については以下のように述べている。

「製造業が確立されることで生まれる公共の利益 (public advantage) は、ある点においては農業や商業からの公的利益よりも大きい。特に、製造業がより早くより直接的に富を生産するようになれば、ますますそうであるといえるだろう。国民が使用する各種の製造業製品は、あらゆる奢侈品を含め、食料品よりもはるかに多額にのぼっている。したがって、ある国が選択を余儀なくされるような事情におかれた場合には、食料品を自給し、他国に製造業製品を依存するよりも、自国の製造業を発展させ、生活資源を他国に頼る方が、より有利となるだろう」⁴⁸。

コックスはアメリカが農業国たるか工業国たるかの二者択一的な岐路にもし立たされることがあるならば、工業国たる方がむしろ有利であると判断している。なぜ農業国より工業国の方が有利なのか。彼は「合衆国の農業・製造業・商業に関する省察 (Observations of the

Agriculture, Manufacture and Commerce of the United States)」において、次のように説明している。「原料を輸出し、その製品を輸入する農業国は、決して富裕になり得ない」。なぜならば、「その生産物から引き出しうるあらゆる利益は、工業国の手中に収まることになるからである」⁴⁹。コックスによれば、原料の価格と製造業製品の価格とでは、一般的に少なくとも三倍程度の価格差があるので、農業国と工業国間の貿易は工業国に有利である。コックスにとってさらに重要なことは、農業国は「決して独立した、富裕で強力な国家にはなり得ない」⁵⁰ということである。

コックスは次のように強調する。

「一国を最も富裕にする方法は、…自国の労働と技術によって、自国の資源から全ての必需品を自給し、かつ商業を支えるための余剰品を供給することである。この余剰生産物の量が、一国が到達しうる富の尺度となる。…特にアメリカのように、農産物および必要な（製造業の）原料を豊富に産出し得る国では、…その全ての必需品を自給することを第一目標にするべきである」⁵¹。こうした必需品の自給と余剰生産物の輸出によって、「アメリカは最も自立し、富裕かつ強力な国家」になることができるのであり、逆にアメリカが従来のまま農業国に留まり続ければ、「従属的で貧困な」国家に没落する危険に常に直面することになるのである⁵²。したがって「農業・製造業・商業の共通の利害（general interest）の結合と協力によって一国の富と力が増進される。その場合と同様に、製造業という特定の利害particular interestの中には、（一国の中に農業・商業・製造業といった諸産業が存在するように（：以下[]内は引用者による大意補足）それぞれ[もし有用に活用されれば]さまざまに有利な諸事業が含まれている。[製造業という産業の中でそれらの相互依存関係が有効に形成された場合]その連携によって一国がその富と力を得る度合いは、他の一般的な利害[農業、商業]のいずれかあるいは両方によるよりもはるかに大きい」のである⁵³。

おわりに—コックスの構想する「均整の取れた国民経済」の具体像—

コックスは製造業の育成が農業・商業に利益をもたらすだけでなく、国力を増進する点を具体的に列挙し⁵⁴、「それゆえ、合衆国の製造業利害は、特別に注目を向けるに値し、また我が国の忠実な友の最大限の努力を奮い起こさせるほどの重要性を持つものである」と述べる⁵⁵。製造業が他産業に及ぼす利点のなかで、特にコックスが強調するのが、農業への影響である。確かに「農業は製造業の生みの親」であったが、同時に「製造業は農業を育て上げ、支える」⁵⁶とコックスはいう。つまり、「土地生産物を製造業によって使用することは、それなくしては市場を見出すことが出来ないところに、農産物の定期的かつ広汎な販売と消費をもたらす。（それゆえ）農業および土地利害（landed interest）は、大いにかつ着実に利益を受け、国家は多

くの国内交換と活動 (internal exchanges and operationsにより繁栄する)⁵⁷のである。そういった国内市場を形成するための、いわば媒介装置としての役割を期待されたのが商業である。コックスによると、商業が国家に重要な利益をもたらすのは、「商業が、それなしでは無用で無価値なものとなってしまふ余剰生産物のための市場を提供し、かつ国民に自国で生産できないような必需品・奢侈品・便利品を供給する場合や、さまざまな職業に従事している多数の人々に雇用と生計の手段を与え、また一国の富の蓄積のための媒介装置となる場合」⁵⁸であった。

一方、「農業に有害であるか、または社会の他の人々の大きな犠牲の上に商人のみが利益を得るような、国内外の商業」は、コックスにとって攻撃の対象となる。「商業は農業および製造業が与える (余剰生産物の処理という) 限界を越えれば、国民の一般的利害を害し、商人自身の利害も損なうことになる」のであり、あくまでパイプ役に徹するべきであり、国内の農業と製造業の分業体制を侵すような商業それ自体の肥大化は、国富の増進にとって有害であると考えられた。

このように、コックスの考える均整のとれた国民経済とは、農業・製造業・商業が相互依存・援助によって調和的に発展し、合衆国に自律的な国民経済を形成することを意味していた。コックスによれば、この三産業は、相対立する利害ではなく、社会の公共の利益の下に結合する共存関係にあると考えられた。ただし、コックスにとって、特に重視されるのは製造業の役割であった。彼が独立・建国期にかけて製造業育成の論陣を張るだけでなく、自ら育成運動に邁進していったのは、単に製造業が当時のアメリカの産業のなかで占める役割が小さいからだけではなかった。製造業はコックスにとって、諸産業のなかでも基軸となるべき部門であり、アメリカの国民経済を形成する上での原動力となるべきものだった。農業の重要性を大いに称揚するコックスの言説は、一見して農本主義的なものにも見える。しかし、コックスの考える合衆国は、「自立して富裕かつ強力な国家」たるためには、農業国に留まり続けてはならなかったのである⁵⁹。

おおまかにいって、「リアリスト」としての鋭い国際環境認識がハミルトンをして「報告書」で「国家」による大規模製造業育成と保護貿易を説かせ、ジェファソンの理想主義と比較的楽観的な国際環境認識が、「通商に関する報告書」での国際分業的自由貿易論を説かせたとみることが誤りではない。この両者に対し、コックスは「アメリカのように、農産物および必要な (製造業の) 原料を豊富に産出し得る国では、…その全ての必需品を自給することを第一目標にするべきである」と述べているように、合衆国の領土が農業・製造業の双方に持つ潜在的な力を認識し、あくまでアメリカが農業国たるか工業国たるかの二者択一的な岐路にもし立たされる可能性があるならば、工業国たる方がむしろ有利であると判断している。いわば建国期製造

田宮晴彦

業に関する「現場」を知る「リアリスト」としての意見であり、ハミルトンからジェファソンへ「変節」とされる従来のコックス像は、アメリカの領土・産業が開発・発展していくことに応じての自然の動きとも解釈されよう。

また、従来ハミルトン対ジェファソンという対立軸でとかく捉えられがちである建国期合衆国の通商・製造業政策であるが、むしろ当時の現地・現場で通商・製造業に接していた商工業者や論客とコックスの思想・構想のすり合わせを行うことが必要と考えられる。しかし、これは今後の課題としたい。

註

- 1 宮野啓二『アメリカ国民経済の形成』（御茶の水書房、1971年）、95-97頁。
- 2 ジェファソンが「通商に関する報告書」を作製するまでの経緯と、これを巡るハミルトンとの対立は、古くから研究者の考察の対象であった。さしあたり下記の論文、文献を参照。Merril D. Peterson, “Thomas Jefferson and Commercial Policy,” *William and Mary Quarterly*, 3rd Series, Vol. XXII, No.3 (1935); Dumas Malone, *Jefferson and the Ordeal of Liberty*, (Boston, 1962); また近年の我が国の研究では、下記論文を参照。田島恵児「建国初期アメリカの通商政策と国際環境」『環境と経営』第1号（1995年）、9-21頁。
- 3 田島恵児『ハミルトン体制研究序説』（勁草書房、1984年）、387-389頁。
- 4 田島『ハミルトン体制研究序説』、397頁。
- 5 “The Report on the Subject of Manufactures”, Harold C. Syrett, ed., *The Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X (New York, 1975), pp.249-250.
- 6 「製造業に関する報告書」とアダム・スミスの関係については *The Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.250-251. 参照。
- 7 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.249-296. ページ数を見ると、サイレット版『ハミルトン文書』における「製造業に関する報告書」の総頁数は110頁であり、「理論編」は66頁、その内の34頁に及ぶ。
- 8 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.249-296.
- 9 アレグザンダー・ハミルトン（田島恵児、濱文章、松之尾祐訳）『製造業に関する報告書』（未来社、1990年）、138頁-139頁。
- 10 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.241-242, pp.254-256.
- 11 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, p.236.
- 12 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.241-242.
- 13 *Papers of Alexander Hamilton*, Vols. X, pp.255-256.

- 14 *Papers of Alexander Hamilton, Vols. X*, pp.260-261.
- 15 ジェファソンおよび共和派のそうした立国構想についての、近年の研究として、さしあたり以下の文献を参照。Lance Banning, “Political Economy and the Creation of the Federal Republic,” in David Thomas Konig, *Devising Liberty: Preserving and Creating Freedom in New American Republic* (Stanford University Press, 1995), 11-50.
- 16 *Annals of Congress*, 3rd Congress, 1st Session, 1290-1292.
- 17 田島「建国初期アメリカの通商政策と国際環境」17頁。
- 18 *Annals of Congress*, 3rd Congress, 1st Session, 1295-1296.
- 19 *Annals of Congress*, 3rd Congress, 1st Session, 1297-1298.
- 20 *Annals of Congress*, 3rd Congress, 1st Session, 1298-1299.
- 21 これまで、コックスがジェファソン支持に傾いて行くのは、1795年以降とされてきたが実際には財務長官補佐官時代より、ジェファソンとも繁く書簡のやり取りを行い、後述するS.U.M計画の内容をリークするなどしている。従来の、コックスとハミルトンとの関係については、以下を参照。Syrett, *The Papers of Alexander Hamilton*, Vol.1-21.
- 22 コックスの伝記については主に以下のものを参照。Harold Hutcheson, *Tench Coxe, A Study in American Economic Development*, (John Hopkins Press,1938); Jacob E. Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, (Chapel Hill, 1978) . なお本稿では主にクックのコックス伝に依拠した。
- 23 山田史郎「建国の知識と秩序」『同志社アメリカ研究』第27号（1991年）、35-48頁。特に41頁。
- 24 Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, 44-62.
- 25 Jacob E. Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, pp.83-108.
- 26 Jacob E. Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, pp.413-431.
- 27 *Papers of Alexander Hamilton, Vols. X*, pp.11-12; 田島『ハミルトン体制研究序説』, 389頁。
- 28 田島『ハミルトン体制研究序説』, 389頁。
- 29 「工業調査」については以下の文献を参考のこと。宮野『アメリカ国民経済の形成』, 95-162頁；中村勝己「19世紀初頭におけるアメリカ工業—テンチ・コックス『工業調査』を中心として—」『三田学会雑誌』第57巻第4号（1964年）; *Papers of Alexander Hamilton, Vols. VI*, pp.208-209.
- 30 Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, pp.182-200.
- 31 田島『ハミルトン体制研究序説』, 388頁, 397-403頁。
- 32 ハミルトンは「報告書」において「公共善」(public good) という言葉は用いていないが、

- それに変わるものとして「公共の福祉」(general welfare)という言葉を用いている。
Papers of Alexander Hamilton, Vols. X, p.303.
- 33 田島「ハミルトン『製造業に関する報告書』のコックス『草稿』」、『青山経済論集』第27巻第4号(1976年3月), 107頁。後にこれは「テンチ・コックス文書」のマイクロフィルム版に収録された。Lucy Fisher West, *Guid to the Microfilm of the Papers of Tench Coxe, in the Coxe Family Papers at the Historical Society of Pennsylvania* (Philadelphia, 1977).
- 34 Malone, *Jefferson and the Ordeal of Liberty*, 155; Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, pp.190-200.
- 35 *The Papers of Alexander Hamilton, Vols. VI-X*; 田島『ハミルトン体制研究序説』, 388頁。
- 36 「危機の時代」という定義については、古典的なものとして、以下の文献を参照。John Fiske, *The Critical Period of American History 1782-1789* (Boston and New York, 1888)
- 37 Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, chap.6.
- 38 Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, 119-121.
- 39 Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, chap.6.
- 40 Hutcheson, *Tench Coxe*, pp.54-76.
- 41 宮野『アメリカ国民経済の形成』, 97頁。
- 42 コックスのballanced economy論に関しては以下の文献を参考。Hutcheson, *Tench Coxe*, p.190; 宮野『アメリカ国民経済の形成』, 95-108頁; Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, chap.10.
- 43 Tench Coxe, “An enquiry into the Principal on which a commercial system for the United States should be founded....(1787),” *The American Museum,, or Repository of Ancient and Modern Fugitive Pieces, & c., Prose and Poetical, reprinted ed.* (New York, 1965), Vol. I, No.VI, 432-44.
- 44 Tench Coxe, *Observations of the Agriculture, Manufactures and Commerce of the United States.*, (New York, 1789), 7-10, 13. このパンフレットは、ニューヨークで1789年に刊行された102頁ほどのものだが、著者がコックス自身であるか否かについては未だに異論が存在する。Cooke, *Tench Coxe and the Early Republic*, p.150.しかし、「製造業に関する報告書」の下敷きとなった「テンチ・コックスの草稿」の冒頭においても、コックスは農業の持つ他産業に対しての優越性について触れている。田島恵児「ハミルトン『製造業に関する報告書』のコックス『草稿』」、『青山経済論集』第27巻第4号(1976年3月), 107頁。後にこれは「テンチ・コックス文書」のマイクロフィルム版に収録された。Lucy Fisher West, *Guid to the Microfilm of the Papers of Tench Coxe, in the Coxe Family Papers at*

the Historical Society of Pennsylvania (Philadelphia, 1977)

- 45 Coxe, *Observations*, p.84.
- 46 Tench Coxe, *A View of the United States of America* (Philadelphia, 1794), 23-24. なお同書は、それまでにコックスが発表していた論文をまとめたもので、『アメリカン・ミュージアム』誌に掲載された論文などはその大部分が収録されている。
- 47 この時期ジェファソンは、独立自営農民によって構成される農業共和国としての合衆国を理想としていたといわれている。明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念－アメリカ合衆国建国史序説』（ミネルヴァ書房、1993年）、第1部。
- 48 Coxe, *Observations*, p.13.
- 49 Coxe, *Observations*, pp.18-19.
- 50 Coxe, *Observations*, p.19.
- 51 Coxe, *Observations*, p.20.
- 52 Coxe, *Observations*, p.20.
- 53 Coxe, *Observations*, p.22.
- 54 コックスは製造業振興による利点として、次の四点を上げている。(1)国力の増進 (2) 通貨の増加 (3) 農産物価格の引き下げ (4) 有利な通商の促進 Coxe, *Observations*, pp.21-22.
- 55 Coxe, *Observations*, p.22.
- 56 Coxe, *A View of the U. S.*, p.300.
- 57 Tench Coxe, *A Statement of the United States of America, for the year 1810: Digested and Prepared by Tench Coxe, Esquire, of Philadelphia.* (Philadelphia, 1814., reprinted 1970), p.59.
- 58 Coxe, *Observations*, pp.34-35.
- 59 Coxe, *A View of the U. S.*, p.98.

Tench Coxe's philology for commerce
and establishing manufactures in early republic

TAMIYA Haruhiko

After the American Revolution, Eighteenth-Century America faced with economic, social, and political change. A reordering of political power required a new consciousness to

challenge the model of social relations inherited from the past.

Alexander Hamilton tried to construct so-called “Hamiltonian System,” to establish a firm foundation of the Early Republic based on strong central government. However his politics faced many oppositions led by Thomas Jefferson.

Especially, Hamilton’s “Report on Manufactures,” Congress shelved the report without any debate. But in 1791, while still Secretary of the Treasury, Hamilton worked in a private capacity to help found the Society for the Establishment of Useful Manufactures, a private corporation that would concentrate the power of the moneyed men in New York and New Jersey. Although the company did not succeed in its original purpose, the venture is considered to have been a forerunner for many public-private ventures in later decades in the United States.

The article discusses Alexander Hamilton, Thomas Jefferson, and Tench Coxe as U.S. political economists and their support for American manufacturing during the beginning of the American republic. The author compares and contrasts Coxe’s support for promoting New Jersey’s Society for Establishing Useful Manufactures expansion and the policies of Alexander Hamilton. The article outlines Coxe’s arguments for promoting manufactures, specifically the complementary meanings of domestic growth, stability among the states. The article examines Coxe’s thought that local markets were keys of support for industrial development, as well as the importance of the expansion of the United States.

ハーマン・メルヴィルの「ピアザ」に見るアメリカの風景 —— グレイロック山と女性 ——

藤 江 啓 子

はじめに

「ピアザ」(“The Piazza,” 1856)で描かれる風景は、パークシャー地方を背景とする。当時、パークシャー地方を含むアメリカの北東部田園地帯は景色がよいことで知られ、多くのピクチャレスク愛好家が訪れた。作者であるハーマン・メルヴィル(Herman Melville)自身、1850年にニューヨークからパークシャー地方ピッツフィールドに居を移し、邸宅をアローヘッドと名付けた。そこでグレイロック山の見える部屋を書斎とし、執筆活動を行った。

1851年には、メルヴィルはナサニエル・ホーソーン(Nathaniel Hawthorne)やエヴァート・ダイキンク(Evert Duyckinck)と共にグレイロック山に登っている。ダイキンクは山の崇高さは賞讃したが、パークシャー地方の住人については「この景色によって洗練され昇華することはなかった」(Poenicke 277に引用)と告白している。それはメルヴィル自身の思いであったかもしれない。「ピアザ」はピクチャレスクでサブライムな風景と、その背後に潜む山の住人である女性の苦境と彼女を取り巻く環境を描いているからである。ピーター・バラーム(Peter Balaam)も、「疲れ果ててはいるが奇妙に誠実な現実の女性の顔」に取り憑かれる男性語り手は「ピクチャレスクな様式で描くにはあまりにも悲惨な社会的現実敏感である」と指摘している(78)。

ところが、ウィリアム・スタイン(William Bysshe Stein)も指摘するように、作品は伝記的事実に基づく単なる確立されたパークシャー環境の再創造ではない(316)。そこには作者メルヴィルのアメリカの風景に対する本質的な見解があるように思われる。

ロバート・E・エイブラムズ(Robert E. Abrams)は、彼の著書の第3章「ハーマン・メルヴィルの国内宇宙図：アメリカ共和国の不可解な内部への旅」(“Herman Melville’s home-cosmography: voyaging into the inscrutable interior of the American Republic”)において、アメリカ共和国の支配的な公的文化を代表する説教や記念碑的な性格を持つ風景の内部には、不確かな可視性によってのみ捉えられる不可解な風景があることを論じる(56-72)。エイブラムズの議論にはジェンダーは不在であるが、バラームの議論とエイブラムズの議論は通底するものがある。なぜなら説教や記念碑的性格を持つ風景はサブライムで男性的なものであるからだ。

本稿はジェンダーを意識しながら、「ピアザ」における男性語り手によるグレイロック山への旅とそこでのマリアンナという名の女性との出会いを、アメリカ共和国の不可解な内部への旅と位置づけ、論じるものである。また、ピアザから望む風景は、イギリスの帝国主義的とも言えるパストラリズムやロマン主義の風景と平行な関係で描かれていることを指摘する。それにより、アメリカのピクチャレスクでサブライムな風景が、実は外面的なものにすぎず、内部には実相が潜んでいることを述べる。

風景と視線

「パークシャーはハドソンリヴァー・ヴァリーのようピクチャレスクを求める旅行者のメッカであった」(200)とサミュエル・オッター (Samuel Otter) も述べるように、「ピアザ」の舞台は当時景勝の地であり、トマス・コール (Thomas Cole)、フレデリック・チャーチ (Frederick Church)、アッシャー・デュランド (Asher Durand) ら、いわゆるハドソンリヴァー派の画家たちがその地を訪れたという。この物語でも、美しく絵のような風景を描こうと画家たちがその地を訪れたことが、「この辺り一帯は絵のような景色だったので、果実の季節にはあらゆる所に置かれた画架や日に焼けた画家たちに出会わずに丘を登り谷を渡ることはない」(1)と述べられている。

コールは「アメリカ風景論」(“Essay on American Scenery”)において「我々はいまだエデンにいる」(Otter 178に引用)と述べているが、ここでも「絵描きたちの天国そのもの」(1)と述べられている。語り手はあたりのピクチャレスク(絵のような)風景を愛し、その眺望を文字通り次のように画廊に喩える。「これら石灰石の丘の大理石の広間は画廊にすぎず、毎月毎月新しくなり、絵が絶えず新しく掛け替えられる画廊だ」(2)。

ハドソンリヴァー派の画家たちは、このような絵のような風景を、しばしば山の上など眺望のよいところから見下ろすパノラマ的視覚で描いたことが知られている。ホリヨーク山からコネティカット川を見下ろす風景を描いたコールの『オックスボウ』(*The Oxbow*, 1836)がその典型とされる。ミシェル・フーコー (Michel Foucault) はパノラマ的視覚をジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) のパノプティコン(一望監視施設)と結びつけ、そこに「すべてを見る」権力の視線を読み取った。すなわち、パノラマ的視覚は支配欲や所有欲をかきたて、風景を見る視線でありながら、同時に社会的な管理、監視の視線でもあるという。

美しい風景を前に、家にピアザがないのは画廊にベンチがないに等しいと考え、語り手はピアザの建設に乗り出す。ハドソンリヴァー派の画家たち同様、語り手はパノラマ的眺望を望み、ピアザを家の四方に巡らすことによってその眺望を得ようとする。しかし、経済的余裕がないのを理由に諦める。「家は広がったが、財は乏しかった。そこで家のまわりを巡るパノラマ

のようなピアザを造るのは叶わないことであった」(2) と述べられる。

ピクチャレスクな風景をパノラマ的あるいはパノプティコン的視覚で所有することを望んだ語り手は、ハムレットの父王、クヌート王、魔王 (King Charming) と、権力の座にある王や、宗教的権威者マッフル神父や帝国主義的探検家クック船長と同一視されている。北向きにつけられたピアザからはグレイロック山が臨まれる。それを語り手はシャルルマーニュ大帝と呼ぶ。シャルルマーニュ大帝はローマ教皇から冠を受けた西ローマ皇帝である。日の出と日の入りに王冠を戴くように輝くグレイロック山の様子は、シャルルマーニュ大帝の戴冠式に喩えられる。

それを見ようと、「王にふさわしい草地の寝椅子」(2) に身を横たえる語り手は、「果樹園に横たわるデンマーク王」(2) のようだとされる。デンマーク王とはハムレットの父王である。権力の座にある者が見る、権力と結びついた風景である。しかし、語り手は「耳の痛み」(2) を覚える。「耳の痛み」は、王位を狙う弟クローディアスによって耳に毒を注がれて死んだハムレット父王の経験である。

また、語り手の家は、王の座がいかに危ういかを教えたダモクレスの剣（ギリシャのシラキウス王が廷臣のダモクレスの頭上に一本の毛髪で剣をつるした）の閃きのもとに建てられたという。これらの比喩が暗示するように、語り手は、やがて王の権力の座から退き、権力の視線は幻想と化す。そしてシャルルマーニュ大帝に喩えられたグレイロック山も、男性的で帝国主義的な権威を失墜する。

権力の視線は宗教とも結びつく。エイブラムズは『白鯨』(Moby-Dick, 1851) において教会の説教壇の高みからヨナについての説教を行うマッフル神父にパノプティコン的な管理・監視の「すべてを見る」(68) 権力の視線を読み取る。神学的全知の世俗化である。マッフル神父は「生きた神の水先案内」(Moby-Dick 47) として説教壇から聴衆に向かって説教をするが、そこには船の船首から広大な海を見晴らす風景が重ね合わせられる。説教壇は「船の船首のような形」(Abrams 69) をしており、また、説教壇を意味する“pulpit”には「捕鯨船の船首にあるもり撃ち台」の意味もあるからだ。

しかし、エイブラムズは海には深みがあることを指摘し、目は「不確かな可視性」で深さを求めるといふ(69)。「ピアザ」の語り手の目も「すべてを見る」パノプティコン的な欲望の視線を願望しながらも、それが外面的なものであることに気づき、深さを求める。語り手は崇高なグレイロック山へ足を踏み入れ、その奥深い暗闇の内部を見ることになる。また、彼自身、「見られ」、取り憑かれることになるのである。

アメリカ共和国の内部への旅

「ピアザ」において、北向きに付けられたピアザから臨まれるグレイロック山は、パークシャー・ヒルズ最高峰であり、記念碑的サブライムな風景を呈する。エイブラムズは、アメリカ共和国の風景を記念碑的と呼び、ロバート・バイヤー (Robert Byer) の議論を援用する。バイヤーによると「理想化された男根の存在」を見る者に想起させるジョージ・ワシントン記念碑やバンカー・ヒル記念碑は「国家的アイデンティティと共和国の美徳の権威的な理想」のサブライムな象徴で、「当時のアメリカ社会の深まる不確実性を克服するため」(Byer 167)のものであるという。また、ラス・カストロノーヴォー (Russ Castronovo) はアメリカの記念碑文化の起源を崇高な自然にたどり、『ピエール』(Pierre, 1852) が献呈される荘厳なグレイロック山をその一例とする(120)。「ピアザ」で描かれるグレイロック山もモーゼが十戒を授かったシナイ山に喩えられたり(5)、シャルルマーニュ大帝に喩えられたりすることによって、男性的な荘厳さと崇高さが強調される。

ところが、グレイロック山中には不確実でネガティブな女性の風景が潜んでいる。「蜃気楼」(9)のような「光と影とが魔術的に作用する特定の条件下のみ目に見え、それもほんのうっすらとしか見えない」(4)、「虹の端」(5)にある「ある不確かなもの」(4)への男性語り手の旅は、「不確かな可視性」によってのみ捉えられる隠れた暗闇の風景を露呈するのである。それはアメリカ共和国の内部であり、貧しく孤独な女性がそこにいる。

語り手は、グレイロック山の「山腹、あるいは山頂」(4)に「ある不確かなもの」、「山小屋」(5)を認め、そこは妖精が住む「妖精の国」だと思ふ。そこへ行ってみたいと思ふが、最初は躊躇する。なぜなら、山は「影の軍隊」や「親衛隊」(5)で守られており、また、墮天使ルシファーと天使長ミカエルの天上の古い戦いの場が鏡写しになっていると思ふからである。神々しい自然美に対する崇敬の念をそのように表したのであろう。しかし、ここには権力と宗教と自然の結びつきがあり、語り手はこの結びつきを風刺し、欺瞞を暴く。そのような風景を作り出す視線の否定であり、作り出される風景の否定である。

例えば、語り手が「妖精の国」へ向かう途中、次のような自然描写がある。

雪色の大理石を突き抜ける深い谷川の溪谷を通して進んだ。春の色をし、そこでは両側に渦巻きが生きた岩に空洞の礼拝堂をえぐっていた。さらに進むとバプティストの名前にふさわしくテンナンショウ(説教壇の男)が荒野に向かってのみ説教をしていた。(7)

谷川の急流によってえぐられる岩は「空洞(無人)の礼拝堂」と表現される。“Jacks-in-the-pulpit”はテンナンショウという植物であるが、文字通り「説教壇の男」でもあり、荒野に向かってのみ説教をする。説教壇上で聴衆に向かって説教をするマッブル神父のパロディとして読める一

節である。美しい自然描写のなかに男性的かつ権威主義的で形骸化した宗教が風刺されている。

さらに宗教と自然が次のように語られている。「私の馬は頭を低くたれた。赤いリンゴが前どころがった。イヴのリンゴだ。これ以上求めるなかれ。馬が1つ食した。私は別のを食した。それは地の味がした」(7)。語り手と馬は“seek-no-furtherers”（これ以上求めるなかれ）という名のリンゴを食べる。それは、「イヴのリンゴ」、すなわち、禁断の木の実であり、それを食べた語り手は、「天国」(1) から墮落した地上の世界へ入っていくのである。事実、リンゴは「地」の味がしたと述べられる。

マーヴィン・フィッシャー (Marvin Fisher) も語り手の探求は「苦しみ悩む男女が住む墮落した世界、制限された自由、砕かれた野心、妨げられた自己実現」(27) へ語り手を導くと述べる。天国のようなピクチャレスクな風景を見ていた語り手は、地上の墮落した風景、影の支配する暗闇の風景を見ることになるのである。

シャルルマーニュ大帝に喩えられる崇高で男性的なグレイロック山の権威は失墜する。貧困と孤独に打ちひしがれた悲惨な女性の現実と、荒廃した風景が隠されていることが判明するからである。グレイロック山は「紫色」(3) の景観を呈するとともに描かれる。紫色は『ピエール』の献辞で描かれるグレイロック山の色でもあり、そこでは紫色は「皇帝の」という形容が与えられ、王者であることを意味する。『ピエール』においてエンケラドゥスのヴィジョンは、タイタンの山、すなわち、グレイロック山の紫色の向こうに隠された荒廃や恐怖の光景であり、「挫折と悲しみ」(346) を予言する。そのように、ピアザから臨む紫色のグレイロック山もマリアンナという女性の苦境を隠しているといえる。パークシャー・ヒルズのピクチャレスクでサブライムな風景の内部に潜む暗闇の世界が不確かではあるが露呈されるのである。

語り手の旅は、奥深さだけでなく、地球的広がりも持つ。エイブラムズは第3章の冒頭にヘンリー・デイヴィッド・ソロー (Henry David Thoreau) の『ウォールデン』(Walden, 1854) からの次の一節を引用している。「アフリカとは何か。西部は何を意味するのか？ 私たちの内部こそ地図上で真っ白ではないか？」(Walden 353)。「もっとも発見された時は海岸のように黒いかもかもしれないが」(353) とソローは『ウォールデン』において続ける。「目を内に向ければ、心に発見されない千の地域が見え、そこを旅し、自らの宇宙図 (home-cosmography) の専門家となれ」(353) とも言う。メルヴィルの語り手もまた深さを求める目でアメリカの内部に、未知の暗黒の風景を見た。それは地球上の周縁部に住む貧しい女性となって表れる。ソロー同様、語り手自身の心の内部であったかもしれない。いずれにせよ、それはグレイロック山の旅を船旅に喩えることによって可能となる。

内陸の船旅

ピアザは船の甲板に喩えられ、語り手の旅は「内陸の船旅」(4)とされる。「妖精の国」,「黄金の山の窓」は「深海のイルカ」のように輝き、語り手はそこへ向かって「帆船に乗って船出しよう」(6)と決心する。山並みや草むらは海に喩えられる。それは、語り手、ひいてはメルヴィル自身の若き日の船旅の記憶が蘇るものである。

例えば、次のような描写がある。

夏にはまた、クヌート王のようにここにすわって海のことをしばしば思い出す。穀物がうねり、草の小さな波は岸辺に打ち寄せるかのようにピアザに波打ち、そしてタンポポの冠毛は水しぶきのように漂い、山の紫は大波のうねりの紫のようであり、・・・しかし広大さと孤独は大洋を思わせ、静けさと単調さもあり、木々の向こうの見知らぬ家をはじめてかいま見るのは、どこから見てもバーバリー海岸で見知らぬ帆船を見る時のような思いである。(3-4)

ここで、「見知らぬ家」、すなわち山小屋の発見は、アフリカのバーバリー海岸での「見知らぬ帆船」の発見に喩えられる。語り手はクヌート王という権力者に喩えられるが、その全知は否定されるのである。

さらに、次のように南海への旅の思い出と重ね合わせられている。

暑苦しい時、私は黄色の麦わらの軽い帽子と白いズックのズボンをはいていた。どちらも私が南海を航海したときの思い出の品だ。包み込むようなシダに足を取られ、私はつまずき、両膝を海の緑色に汚してしまった。(8)

たどり着いた山小屋で、語り手がマリアンナに話しかけると、彼女は当惑し、はっとする。その様子は、次のように描写される。

青白い頬をした娘、ハエのしみがついた窓、スズメバチが修繕された上部の窓ガラスのあたりをとびまわっていた。私は話しかけた。彼女ははずかしそうに飛び退いた。ちょうど生け贄のために匿われたタヒチの娘がシュロの葉を通してクック船長をはじめて見たようだった。・・・これが妖精の山小屋なのか、妖精の窓にすわる妖精の女王なのか。(8-9)

マリアンナは生け贄のために匿われたタヒチの娘に喩えられている。非キリスト教圏にあり植民地化され、周縁化した地域に住む原住民で、さらに弱者としての女性である。一方男性語り手はイギリスの植民地主義的航海家ジェームズ・クックに喩えられる。ここでも、パノプティコン的支配欲を願望する男性語り手の夢想が窺える。しかし、同時に、憧れた「妖精の女王」が周縁化した地域の女性であったという幻滅も見て取れる。男性語り手はグレイロック山ことアメリカ共和国の男性的で確乎とした風景の内部に不安定で懐疑的な風景、アフリカやタヒチといっ

た地球の周縁部とそこにいる女性を見る。語り手が描く「国内宇宙図 (home-cosmography)」である。また、グレイロック山は、地球的広がりとお奥深さを持つ「宇宙規模の山」(Goldner 184) とも言える。

反パストラリズム

アメリカが権威主義的で、名ばかりの共和国であることへの批判は、エドモンド・スペンサー (Edmund Spenser) 的なパストラリズム批判としても表される。男性語り手の旅は、「妖精の国」への旅とされ、そこには「妖精の女王」が住むとされる。これはシェイクスピア (William Shakespeare) 作『真夏の夜の夢』(*A Midsummer Night's Dream*, 1595) やエドモンド・スペンサー作『妖精の女王』(*The Faerie Queene*, 1590) へのアリュージョンである。

『妖精の女王』冒頭に付せられたスペンサーからウォルター・ローリー卿への手紙によると、妖精の国はイギリス、妖精の女王グロリアーナは栄光を意味し、エリザベス女王であるという。語り手は妖精の国を求めて旅をする赤十字の騎士であり、山小屋へたどり着いた時には「ユーナとその子羊」(8) が住んでいるにちがいないと思う。ユーナは『妖精の女王』に登場する善女である。雄々しい騎士に喩えられた語り手が理想の女性を求めるといふ探求は、たどり着いた山小屋に住むのは貧しい疲れ果てた女性であることが判明したときには幻滅と化す。

作品において、ピクチャレスクな風景を呈するバークシャー地方はスペンサーが描く緑と黄金のイギリスのパストラル的世界とパラレルな関係で捉えられている。『ピエール』においても、サドル・メドウズはバークシャー地方がモデルとされるが、そこは「緑と黄金の世界の恍惚とした様相」(3) を呈すると描かれる。「ピアザ」では「黄金の窓」「キリン草」「黄金ひわの黄金の群れ」「湿っぽい緑」の牧場、「一年中青々とするモミの木」(6-7) といった描写が見られる。また、「羊の群れ」の描写(6) からもスペンサーの代表的パストラル詩、『羊飼いの暦』(*The Shepherdes Calender*, 1579) が連想される。

スペンサー作『妖精の女王』第6巻では、キリスト教の「礼節」という徳がパストラル的世界を背景として語られる。そこには、太陽に関する次のような描写がある。「世界の太陽、空の大いなる栄光／大地はすべて光輝く／偉大なグロリアーナ、偉大な女王陛下」(6:10:28)。ここでエリザベス女王、すなわち妖精の女王グロリアーナは地上を照らす天界の太陽の光として語られる。グロリアーナの栄光が天上の太陽の光として語られるのに対し、マリアンナの住む山小屋は太陽によって金色に輝くことはなく、むしろ焼け焦げ腐っていくと次のように描かれる。

太陽はよいのですが、この家を輝かすことはありません。どうしてでしょう？この古い家は朽ちかけています。こんなに苔がむして・・・太陽はよいのですが、この屋根を最初は

焼け焦がしてそれから朽ち果てさせます。(10)

マリアンナの置かれた境遇が、栄光からはほど遠いことを表しているのである。Poenickeも指摘するようにマリアンナの家に照りつける太陽は「残酷」(269)である。Poenickeの指摘はジェイムズ・トムソン (James Thomson) 作『四季』(*The Seasons*, 1726) の「夏」(“Summer”)との類似において、夏の太陽の厳しさに言及するものである。しかし、それはちょうど太陽に喩えられるエリザベス女王が君臨するイギリスの帝国主義的植民地支配が残酷であったことを示すようである。

太陽が輝くどころか、そこは次のように雲や影が支配するところである。「翼を広げて卵を抱くように漂っている巨大なコンドルが投げかけるような大きな影が忍び寄り、より深いすべてを含む暗闇によって岩やシダのより小さな影に吸収されていくのに私は気づいた」(10)と述べられる。それは雲の影であり、「見えない」(10)のものであると語り手は言う。まさしく不確かな可視性によってのみ捉えられる、不可視の領域にある宇宙の現実なのである。「『ピアザ』は語り手のスペンサー的な風景との関係や自然美への叙情的なアプローチの批判であり、それが隠している悲惨さとの出会いを描く」(185)というゴールドナーの指摘は的を射るものである。

植民地主義的な緑と黄金のパストラリズムは、腐朽し、苔むす自然と化す。マリアンナの家の北側は、「ドアはなく窓もなく、羽目板は塗料も塗られず、地衣のはえた松の北側のように緑色で、あるいは動きの止まった日本の平底帆船の銅板の剥がれた船体のようであった」(8)と描かれる。メルヴィルはホーソーンの『牧師館の苔』(*Mosses from an Old Manse*, 1846)に感銘を受け、そこで描かれる「闇の力」に魅せられた。この書物で描く一連の作品によって、ホーソーンは人間界の闇の部分の苔という陰りある自然で表したが、メルヴィルもまたそうであった。

引用において、「日本の平底帆船」は『白鯨』にも「壊れた日本の平底帆船」(231)として言及がある。銅板が剥がれ、動きの止まった日本船に、東洋の不可解かつ野蛮で、作りの脆弱な船のイメージを読むことは容易である。また、彼女の家は「パランキン」(8)という中国の籠にも喩えられており、オリエントのイメージが多用される。マリアンナと彼女の家は、周縁化したアフリカやタヒチだけでなく、オリエントのイメージでも捉えられるのである。語り手はマリアンナの顔に取り憑かれ、暗闇の真実に目覚める。物語は次のように閉じる。

しかし、毎夜、カーテンが降りると真実が暗闇と共にやってくる。山から光は見えてこない。マリアンナの顔や、多くの現実の物語に取り憑かれながら、私はピアザの甲板を行ったり来たりする。(12)

この一節は、パストラリズム、サブライムやピクチャレスク、そしてロマンティシズムに対す

る批判であり、それらが背後に隠しているものを暴いたと言ってよい。

ピアザは船の甲板に喩えられるだけでなく、オペラ劇場にも喩えられる。主役を演じる夫人の名「メドウラーク」(Meadow Lark)は、鳥の名前(マキバドリ)の洒落であり、パストラリズムを象徴する。語り手は「円形劇場」の特等席としてのピアザで劇を見るが、その視線が捉える円形劇場のパノラマ的なパストラル風景は魔術的で幻想にすぎず、背後にはマリアンナの疲れた顔がある。メドウラーク(夫人)の歌声はマリアンナの疲れた顔からはほど遠いものとして次のように描かれる。

私はピアザに留まる。それは私の特等席。そしてこの円形劇場は私のサン・カルロの劇場。

そう、光景は魔術的で、幻想は完全だ。そして私のプリマドンナであるメドウラーク夫人はここで大きな演出をする。そしてメムノンのような黄金の窓から奏でられる日の出の調べを飲み干す。その背後にある疲れた顔は私からはなんと遠くにあることか。(12)

「黄金の窓」の住人であるマリアンナは、実際は、音のない世界に住み、メドウラーク(マキバドリ)の歌声は聞こえない。男性語り手が求めたのは華やかなプリマドンナとしての「メドウラーク夫人」(マキバドリ)であり、それは幻想にすぎない。疲れたマリアンナの住む世界がパストラリズム批判として提示されているのである。シアーズはパノラマの要素を風景の「劇場化」(52)と呼んでいるが、「円形劇場」に喩えられるパノラマ的風景への語り手の願望はここにおいても幻と化すのである。

反ロマン主義の風景

作品はイギリスのロマン派詩人ウィリアム・ワーズワース(William Wordsworth)の自然詩のパロディでもある。ロマン主義批判は「山から光は見えてこない」(12)からも明らかである。山や光を神聖なものと考え、自然界の上位においたロマン派の見解に対する批判である。さらに、グレイロック山中にあるマリアンナの山小屋はシンプロン峠にある曖昧にしか見えぬ一点の輝として次のように描かれる。

魔法のようなある秋の午後、晩秋の午後、狂気の詩人がいなかったら私は気がつかなかったであろう。・・・アドラムの洞窟に隠れ住む世捨て人のような太陽は、季節に従って南に傾いていたが、雲のなかのシンプロン峠に射し込む狭い光の間接的な反射によって、北西部の丘の青い白い頬の上に一つの小さな丸いイチゴのようなあざを描いている。・・・一点の輝き、その他はすべて影。(4)

この一節はワーズワースの『序曲』(*The Prelude*)のパロディであると考えられる。『序曲』第6巻では、シンプロン峠での想像力への呼びかけが次のように描写される。

想像力よ!

藤江啓子

感覚の光が、閃光のなかに消え去り、
そこに目に見えなかった世界が
われわれに示される。(VI 534-36)

「ピアザ」においても『序曲』においても「目に見えない世界」が一種の想像力によって示される点においては同じである。しかし、「ピアザ」ではそれが結局は隠れた暗闇の真実として認識されるのに対して、『序曲』ではそれを可視化し、実体化しようとする。アルプス山頂での崇高体験は、永遠不滅の象徴として、確信を持って次のように描かれる。

動乱と平和、暗闇と光、
それらすべては、一つの心の作用、
同じ顔の特徴、一本の木の花、
大いなる黙示の性格、
最初で最後、そして終わりのない中心の
永遠の典型と象徴 (VI 567-72)

さらに、心の目ではなく、「独裁的な視覚」(XI, 129)である感覚器官としての目が作り出す帝国の可能性が開かれている。この視覚は鮮明ではあるが、深くはないもの、外面的で内面的ではないものとして次のように描かれる。

それは内面的ではなく、外面的な感覚的陶醉であり、
鮮やかであっても深くはなかった。しかし、
私はしばしば貪欲に追いかけ
丘から丘へ、岩から岩へ歩きまわった。
新しい形の組合せ、新しい喜び、
視界にとってより広い帝国をたえず渴望し、
その天賦の才を誇りに思い、
より内面的な能力は眠らせておいた。(XI, 188-195)

ここにおいて「視界にとってより広い帝国」は、ラルフ・ウォルドー・エマソン (Ralph Waldo Emerson) の『自然論』(*Nature*)における「透明な眼球」と通底するものがある。さらに、世俗的には、「すべてを見る」パノプティコン的視線であるとも言える。エマソンも「私にはすべてが見える」(6)と述べる。ジョン・キーツ (John Keats) はワーズワースの想像力を「自己中心的崇高性」(egotistical sublime)と評したが、これはイギリスのロマン主義やアメリカの超絶主義に共通する特色であろう。

ポール・アウトカ (Paul Outka) は、*Race and Nature from Transcendentalism to the Harlem Renaissance* (2008)において、ロマン主義やアメリカの超絶主義は「白人男性のアイデンティ

ティ」(3) であると主張する。そして、ロマン主義的崇高性とトラウマは一つの風景のなかに二重性として共存すると述べる。彼の議論は主として人種を中心に展開される。しかし、この議論はジェンダーにおいても適応できる。

すなわち、メルヴィルの「ピアザ」は、アウトカの言う、男性的・ロマン主義的「崇高性」と貧しく疲れた女性という「トラウマ的事象」が共存し、前者による後者の「覗き見行為」(23)とも言えるのである。

終わりに

「ピアザ」の語り手は、世界の透明性を前提とした「すべてを見る」、所有欲を伴うパノラマ的視線は、権威主義的でものごとの表層しか見えないことを知る。そのような視線と、その視線が見る崇高な風景は、自己中心的であり、男性原理に基づいたものである。また、そのようなアメリカの風景は、帝国主義的なイギリスのパストラリズムやロマン主義の風景とパラレルな関係にあり、共和国の風景とは名ばかりである。しかし、物語の男性語り手は、より深い洞察により、アメリカ共和国の内部の暗闇とそこにいる女性の苦境を見る。また、見る主体であるだけでなく、見られる客体であった。マリアンナもまた、語り手の住む家を見、そこを「魔王宮殿」であると思っていたという。ここで「見る」「見られる」という主体／客体の関係、一種の権力関係は同等となる。

二人の関係が同等になり、語り手が「幸福な家の住人であり、マリアンナの重苦しさ(weariness)を取り除くことが出来れば」と願うところで、「もう十分」(12)と話をやめる。マリアンナが妖精の女王のように幸福ではなかったように、語り手も魔王のように幸福ではなかったのである。妖精の女王であるはずのマリアンナが語り手の病後の「重苦しさ」(weariness) (6)を癒してはくれなかったように、魔王であるはずの語り手もマリアンナを癒すことは出来なかったのである。語り手はそれ以上妖精の国への旅を続けることはせず、ピアザに留まる。それは語り手が、それ以上、アメリカ共和国の風景の暗闇の内部へ入りたくなかったからであり、同時に、語り手自身、自らの暗闇を見つめたくなかったからである。

アウトカは彼の議論においてカントを援用する。カントは『判断力批判』(*Critique of Judgment*)においてサブライム体験は比較的安全なところに身を置いたときにより魅力的で恐ろしいものとなると述べている(Paul Outka 212に引用)。「ピアザ」の語り手はその体験がトラウマ的幻滅に終わるものであるがゆえに、安全な場所に戻りたかったのである。男性語り手はグレイロック山内部に潜む女性の現実の苦境に敏感ではあったが、自らを危険にさらすことはなかったのである。

藤江啓子

- * 「ピアザ」の訳は拙訳であるが、既訳（杉浦銀作訳『乙女たちの地獄Ⅱ』国書刊行会、1983年）を参考にした。
- * 本稿は第50回日本アメリカ文学会全国大会（2011年10月、於関西大学）の口頭発表に部分的に基づくものであるが、テーマ、論旨、その他においてほとんど別の論考となっている。

引用文献

- Abrams, Robert E. *Landscape and Ideology in American Renaissance Literature: Topographies of Skepticism*. Cambridge: Cambridge UP, 2004.
- Balaam, Peter. "Piazza to the North: Melville Reading Sedgwick." *Melville and Women*. Ed. Elizabeth Schultz and Haskell Springer Kento, Ohio: Kent State UP, 2006. 60-81.
- Byer, Robert. "Words, Monuments, Beholders: The Visual Arts in Hawthorne's *The Marble Faun*." Ed. David C. Miller. *American Iconology*. New Haven: Yale UP, 1993. 163-85.
- Castronovo, Russ. *Fathering the Nation: American Genealogies of Slavery and Freedom*. Berkeley: U of California P, 1995.
- Fisher, Marvin. *Going Under: Melville's Short Fiction and the American 1850s*. Baton Rouge: Louisiana State UP, 1977.
- Goldner, Loren. *Herman Melville: Between Charlemagne and the Antemosaic Cosmic Man: Race, Class and the Crisis of Bourgeois Ideology in an American Renaissance Writer*. New York: Queequeg, 2006.
- Melville, Herman. *Moby-Dick; or The Whale*. The Northwestern-Newberry Edition. Evanston and Chicago: Northwestern Press and The Newberry Library, 1988.
- . "The Piazza," *The Piazza Tales and Other Prose Pieces 1839-1860*. The Northwestern-Newberry Edition. Evanston and Chicago: Northwestern UP and The Newberry Library, 1987.
- . *Pierre; or The Ambiguities*. The Northwestern-Newberry Edition. Evanston and Chicago: Northwestern UP and The Newberry Library, 1971.
- Otter, Samuel. *Melville's Anatomies*. Berkeley: U of California P, 1999.
- Outka, Paul. *Race and Nature: From Transcendentalism to the Harlem Renaissance*. New York: Palgrave Macmillan, 2008.
- Poenicke, Klaus. "A View from the Piazza: Herman Melville and the Legacy of the European

Sublime.” *Comparative Literature Studies*. Vol. 4 (1967). 267-281.

Sears, John F. *Sacred Places: American Tourist Attractions in the Nineteenth Century*. New York, Oxford: Oxford UP, 1989.

Spenser, Edmund. *The Faerie Queene. Edmund Spenser's Poetry*. Selected and Edited by Hugh Maclean. A Norton Critical Edition. New York: Norton, 1993.

Stein, William Bysshe. “Melville's Comedy of Faith.” *ELH*. Vol. 27, No. 4 (December 1960): Baltimore: Johns Hopkins UP. 315-333.

Thoreau, Henry David. *Walden. The Writings of Henry David Thoreau* II. Boston: Houghton Mifflin, 1968.

Wordsworth, William. *The Prelude, or Growth of a Poet's Mind* (Text of 1805). New York: Oxford UP, 1995.

ミシェル・フーコー 田村俣訳『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社1977年。

American Landscape in “The Piazza” by Herman Melville: A Woman on Mt. Greylock

FUJIE Keiko

This article discusses Herman Melville's perspective of American landscape as depicted in “The Piazza” (1856), an established Berkshire environment. Like the Hudson River Valley, the Berkshires were a Mecca for travelers in search of picturesque and sublime landscapes. The country round about the narrator's farmhouse is such a landscape, “a very paradise of painters” (1). But the actual life of its inhabitants is marred by poverty, loneliness, and decay. The story concerns the plight of a woman, Marianna, living secretly in the Berkshire mountain region that appears so beautiful. But this landscape is seen only in a “mirage haze” (9) with what Robert E. Abrams calls “precarious visibility.”

Abrams, in “Herman Melville's home-cosmography: voyaging into the inscrutable interior of the American Republic,” argues that there is an inscrutable landscape in the American republic's interior. He also argues that monuments and sermons represent the dominant, official American culture. The Berkshires' Mt. Greylock, which the male narrator views from the piazza, projects the monumental sublime, which indicates male authority.

The male narrator, at first, desires a panoptic, all-seeing gaze and builds “a panoramic piazza” (2). From the chapel pulpit, Father Mapple’s sermon affirms the all-seeing gaze, but the male narrator experiences the decline of male theological omniscience, which assumes the world’s transparency. He sees the “empty chapels in the living rock,” where “Jacks-in-the-Pulpit, like their Baptist namesake, preached but to the wilderness” (7). He tastes the forbidden fruit, “Eve’s apples; seek-no-further” (7) and travels into the fallen world of misery. He ultimately sees the “truth” coming in “with darkness” (12). In fact, Marianna lives in poverty and loneliness in a mossy, rotting house, in a region where the “cloud’s shadow” sways, but it is metaphorically “Tahiti,” the periphery of the world.

The sublime landscape of the Berkshires is metaphorically expressed as Spenserian pastoralism and Wordsworthian romanticism. Both Edmund Spenser and William Wordsworth are British and their landscape descriptions have some authoritative, imperial aspects. These works actually seem to satirize the American sublime, male, external landscapes, which resemble British imperial landscapes. However, Spenserian pastoralism, Wordsworthian romanticism, and the “egotistical sublime” end in disillusion when their interiors are revealed.

“The Piazza” concerns a male narrator’s journey into the dark interior of the American Republic—only seemingly transparent and filled with light. Instead, the interior is a suffering woman’s realm. Although the male narrator is sensitive to the woman’s reality, he eventually stays in the piazza because he does not want the sublime experience ending in any further disillusion.

米布互惠条約からハワイ「革命」へ

小平 直行

はじめに

19世紀末の甘蔗糖生産地には深刻な騒擾が相次いだ。たとえば、ルイジアナの砂糖ストライキ（1887年）、英領西インドの一連のストライキや暴動（1891年のセント・ヴィンセントにはじまる）¹、ハワイ「革命」（1893年）、キューバ独立革命（1895-98年）、フィリピン独立革命（1896-1902年）がそれである。

米国外交史の泰斗ウォルター・ラフィーバーによれば、19世紀末列強へと台頭しつつあった米国は、世界の不安定要因となった。たとえば甘蔗糖生産地との関係において、「3つの革命」の誘因は米国にあった。「米国は単に砂糖関税表を操作するだけで、1890年代に2つの革命〔ハワイ「革命」とキューバ独立革命〕の引き金を引き、第3のそれ〔フィリピン独立革命〕を助長した」²というのである。のみならず、米国は「3つの革命」に軍事介入し——ハワイ「革命」と米西戦争——、また戦後には、これらの島嶼産の砂糖に関税特惠を与えること——ハワイ糖の米国関税制度内への包摂、キューバ糖に対する関税の20%切り下げ、フィリピン糖に対する当初の関税の25%切り下げ——によって、経済的にも平定を計った。それにしても、米国関税法の修正が、なぜ「3つの革命」の誘因となったのか。ラフィーバーはこの問いに答えていない。

革命とは、全体制的な社会の変革にかかわる概念であるという。革命において、被支配階級は根柢的な社会の変革——社会革命（体制変動とも呼ばれる）——を求めるが、しかし、それだけでは革命にとって不十分であり、支配階級自体もまた、「いままでどおりに生活し、支配することができない……政府危機」——支配体制の瓦解——が発生し、そのことがさらに被支配階級を革命に引き入れるという³。

「3つの革命」のうちキューバ革命とフィリピン革命に関して、この概念は有効である。他方、ハワイ「革命」は、本質的にはクーデタ（政府変動）にとどまっておらず、社会革命を欠いているが、本稿は、ハワイ「革命」を対象として、支配階級——砂糖プランター——がめざした政府変動（政治革命とも呼ばれる）を追究する。というのも、「3つの革命」において、支配階級のめざす政府変動はおしなべて対米併合や保護国化をめざす運動という形をとって展開されたが、それはその運動の性格上、表面化しにくかった。米国系市民・資本が社会・経済の中で重要な位置を占めていたハワイにおいても、政府変動をめざした「ハワイ連盟」や「併合クラ

小平直行

ブ」は、当初は秘密結社として発足・活動していた。しかし、その後ほどなくしてその活動は公然化し、支配階級によるクーデタに帰結したから、他の2つの革命の場合よりも、革命における政府変動・政治革命の側面が手に取るように分かる。その意味でハワイ「革命」は、「3つの革命」史研究の中でも格好の対象のひとつなのである。

米国外交史家ジュリアス・プラットは、ハワイ「革命」が対米併合をめざすハワイ砂糖プランターによって引き起こされたとする解釈を批判して、ハワイ国王の悪政に代わる「安定的政府を求めるハワイ諸島内の市民」によって引き起こされたと主張した。プラットによれば、クラウス・スプレッケルス（Claus Spreckels）をはじめとするハワイ砂糖プランターは、実際には対米併合に反対しており、それによって取得しうる利益——マッキンレー関税法が導入した国産糖に対する補助金の取得（後述）——をめざしていなかった。したがって、ハワイ「革命」の「背後に利己的な経済的動機を見出そうとする」解釈は事実と反している、とプラットは主張している⁴。

この見解は、一見して事実と整合しているように見えるために、引き続き影響力を保っている。例えば、セサル・J・アヤラは、「大プランターは革命に反対した」ので、ハワイ「革命をプランター革命と特徴づけることはできない」と述べている⁵。また、プラットとは対極的な立場に立つはずのラフィーバーも、「マッキンレー関税法から深刻な被害を被った小規模プランターが、権力の奪取に向けて準備を整えた」と述べ⁶、暗に大プランターは「革命」に反対であったと示唆している。

しかし、プラットの研究は、「革命」の唯物論的解釈を拒否するために、1889年-94年の米布関係を対象としているにすぎない。きわめて短期的であり、1875年米布互惠条約（1876年9月発効）によって深化した両国間の経済的関係——なかなづくハワイ糖業の対米従属——を看過している。そのため、スプレッケルス資本の本質とそのハワイ「革命」への態度について、見誤っている⁷。また、ハワイ「革命」の本質についても誤解している。本稿は、米布互惠条約を機縁とするハワイ糖業の対米従属の深化と、それに起因する2つのクーデタという観点から、ハワイ「革命」を再検討することを課題としている。

I 米布互惠条約に胚胎する「恐ろしい危険」

1874年2月ハワイ国王に即位したデヴィッド・カラカウア（David Kalakaua）は、それまでに2度挫折していた米布互惠条約の成立を加速させたが、その理由は、それが対米併合を阻止する最上の手段であると考えられたからであったと言われている⁸。しかし、その見通しは短慮であり、米布互惠貿易がむしろ対米併合を結果しかねないことが、ハワイ王国外務相などを歴任したシャルル・ド・ヴァリニ（Charles de Varigny）によって、すでに数年前に警告さ

れていた。

この種の条約がわが国の農業に利益をもたらすことは明瞭であった。その一方で、私はこの条約によってわれわれが恐ろしい危険に曝される、と〔国王カメハメハ5世に〕進言した。条約が7年間効力をもつと仮定すれば、この期間にわれわれに大いなる繁栄が保証されるであろう。しかし、有効期間が終了し、米国政府が条約を廃止する権利を行使し、ハワイ糖に対して1ポンドあたり15セントの関税を課したら、どうなるであろうか？ 将来このように政策が変更されることは、最悪の通商的危機を結果しないであろうか？ 破滅に脅かされたプランターは、米国が砂糖関税を恒久的に廃止することによって、プランターの将来への恐怖を解消しさえすれば、対米併合という主張に結集するのではないか？ そうした状況は、わが国の政治的自治にとって大きな試金石となるであろう。ハワイはいかにしてかかる事態を乗り越えるのか？⁹ (傍点引用者)

これは、1867年互惠条約の交渉に際して発せられた警告であるが、同条約は1870年6月米国上院によって批准を拒否された。しかし、その後カラカウアが試み、米国上院によって批准・成立した1875年互惠条約（以下、互惠条約と表記）の第5条も同じく有効期間を7年間と定め、その後はいずれかの締約国の通告から1年後に終了すると規定していた¹⁰。つまり、互惠条約に、「恐ろしい危険」は胚胎したのである。

互惠条約の他の条項についても一瞥しておこう。第1条〔ハワイ産免税品〕と第2条〔米国産免税品〕は、純粋な互惠通商規定であり、両国のそれぞれの免税輸出品目を列挙している。最も重要なハワイ産の砂糖について、第1条は「ムスコヴァド糖、褐色糖、および他の全ての未精製糖——すなわちこれまでハワイ諸島から一般に輸入されており、サンフランシスコとポートランド市場において、『サンドウィッチ糖』として知られている諸等級の砂糖」と規定している¹¹。要するに、免税の対象を粗糖に限定し、精糖をその対象外としている。しかし、粗糖の定義が、当時の米国関税法で用いられていた、オランダ色相標本による品位鑑定（Dutch Standard Test）に依らずに曖昧であったため、その後の互惠条約反対論に格好の材料を提供することになった¹²。

第4条は2つの異質の条文から構成されている。

ハワイ国王は、本条約の有効期間内に、その王国内のいかなる港、湾、その他領土を貸与もしくはその他の処分をしないことに、またそれらに担保権を設定しないことに、さらに、それらの使用に関する特権もしくは権利を、他のいかなる国家あるいは政府に許可しないことに、さらにまた、本条約において合衆国に保証された免税品の譲許に関して、同一の特権を他国に与えるような条約を取り決めないこと

に、同意する¹³。

第4条前半は、条文上はハワイ王国の領土の保全を規定している。しかし、それが含意しているのは、ハワイ側からすれば、そもそも米国に互惠条約を受諾させるための「餌」¹⁴であった。米国上院は2度——1855年条約と1867年条約——にわたって、それを拒否していた。そのため、1873年にハワイ政府（国王ルナリロ）は、駐布米国公使の提案に従って、米国に真珠湾を貸与することによって、互惠条約が実現すると期待した¹⁵。この時の真珠湾の貸与は、先住民の激しい抗議によって取り下げられ¹⁶、新国王カラカウアの下で、それに代わって成文化されたのが第4条前半の規定であった。他方、米国側からすれば、第4条前半の規定は、ハワイ側から米国に支払われるべき「特別な代償」あるいは「政治的代償」であり、互惠条約はそれと引き換えにはじめて批准された。この点については後述する。

他方、第4条後半は、当時の米国の独特の主張であった「条件付き最恵国待遇」を規定している。ヨーロッパ諸国は、1860年の英仏通商条約以来、通商条約に盛り込まれた「無条件最恵国待遇」条項によって、自由貿易網を拡大していたが、これに対して米国は特殊な「条件付き最恵国待遇」を独自に主張していた。「無条件最恵国待遇」の場合、2国間で合意された関税譲許は、第3国に無条件で許与される。これに対して米国は、相手国から与えられる譲許は、その国に与える譲許と交換に取得したものと見なし、前者が無条件で第3国に適用されることに反対していた¹⁷。この原則が実際に機能すれば、米国が互惠通商関係を取り決めた相手国の市場において、米国産品は排他的な特惠を確保できることになる。

現実にこの規定は効果をあげた。ハワイは、1852年にイギリスと最恵国待遇条項を含む条約を締結していた。米布互惠条約が締結されると、イギリスはこの英布条約（第3条）を根拠に、ハワイが米国に与えた譲許——米布互惠条約第2条に列挙された商品の免税輸入——は、イギリスにも自動的に適用されると主張した。ドイツも追隨して同様の要求を行った¹⁸。これに対してジェイムズ・G・ブレイン（James G. Blaine）国務長官は、駐布米国公使に対して、次のように訓令した。

既存の条約内の「最恵国待遇条項」に従って、他国に〔米布互惠〕条約の特権を拡張することは、条約の明確な規定に対する甚だしい違反である。……合衆国はこの規定を条約の本質そのものに関わると考えており、その破棄や直接的あるいは間接的な修正に同意できないことを、ハワイ政府に通告するように、貴職に訓令する¹⁹。こうした米国からの抗議を受けてハワイ政府は、イギリス政府の説得にあたり、最終的にイギリスからの特定の輸入品——米布互惠条約第2条に列挙された品目——に対する関税率の10%切り下げで妥結した。なお、ドイツの要求には根拠がなかったので、拒否された²⁰。

ところで、ド・ヴァリニは「恐ろしい危険」の回避策について提言していた。

米国からの〔互惠条約の〕提案を拒否できるのか？ ハワイにとってのありうべき危険を懸念して、現下のきわめて積極的な利益を無視できるのか？ ……7年間という期間は、わが糖業を確固として確立するための時間となろう。なかならずこの期間に、われわれは同様の条約を他国とも締結できるであろう。われわれの絶望的な予想が現実のものとなり、カリフォルニア市場を喪失しても、それによって代替市場を確保できる²¹。

当時、代替市場を必要としていたのは、ハワイ糖にとどまらなかった。19世紀末の30年間に甘蔗糖は、大陸ヨーロッパ諸国における甜菜糖の増産と、それらの諸国が実施した高率の輸入関税と輸出奨励金によって、イギリスを含むヨーロッパ市場から駆逐され、残された米国を単一の輸出市場としつつあった。ド・ヴァリニの警告から4半世紀後、キューバの革命家ホセ・マルティ（José Martí）は、米国を唯一の市場とするキューバ糖業が直面していた問題を次のように指摘した。

経済的結びつきを口にする者は、政治的結びつきを口にしている。買う国は命令する。売る国は従属する。自由を守るためには、貿易を均衡させることである。死を望む国は単一の国に売る。自由を望む国は複数の国に売る。他国の通商に及ぼされるある国の過度の影響は、政治的影響力に転化する。……国として自由でありたいと願うなら、貿易において自由でなければならない²²。

「経済的結びつき」とは、キューバ糖の「単一の国」（米国）への輸出を指しており、「政治的結びつき」とは対米併合を意味している。マルティは、甘蔗糖の輸出国（「売る国」）とその輸入国（「買う国」すなわち米国）の関係が非対称的であり、そうした貿易から政治的支配関係が生じ、最終的には対米併合に帰結すると考えていた。つまり、マルティは「貿易の影響力効果」²³とよばれるもの——通商関係から発生する政治的な影響力・支配関係——について語り、それへの対策として、ド・ヴァリニと同様に貿易の多角化を探求していた。

しかし、それは可能であったのか。確かに、オーストラリアに対しては、米布互惠条約の発効以前に、年によって相当量のハワイ糖が輸出された実績があったから、ド・ヴァリニが代替市場として期待を寄せていたかもしれない。しかし、1864年からクイーンズランドでも甘蔗の作付けが始まり、1875年頃から輸出も本格化した²⁴から、米布互惠条約の発効時までには、その可能性は失われていた。

唯一かろうじてカナダに代替市場の可能性が残されていた。実際、英領西インドの砂糖プランターは、米国市場において競争が激化すると、カナダへの輸出に期待した。1891年にはカナダ側から互惠貿易——カナダ側の英領西インド糖に対する25%の関税引き下げと、英領西インド側のカナダ産品に対する関税譲許の交換——が提案されもした²⁵。ハワイのウォルター・

小平直行

M・ギブソン（Walter M. Gibson）政府も、代替市場としてカナダに大きな期待を寄せ、1887年2月カナダ政府と互惠通商交渉に入ることを決定した。むろんハワイ政府は、それが米布互惠条約の第4条に抵触することを認識していた。にもかかわらず、このような決定を下したのは、その破棄を覚悟したからであった。ギブソン首相はヘンリ・A・P・カーター（Henry A. P. Carter）駐米公使に対して、次のように訓令した。

〔米布互惠条約の更新にともなう、再び米国から要求されていた〕真珠湾の排他的利用権を……米国に許与する取り決め〔いわゆる「真珠湾条項」〕は、その条文がどのような文言でわれわれに提示されようとも、受諾できない。……臣民と政府はともに断固としてかかる取り決めを拒否し、それにとまっていかなる困難が生じようとも、ひるまずに対処するであろう²⁶。

ギブソンは、ハワイ政府が真珠湾条項を拒否することによって、たとえ米布互惠条約が破棄されても、「一時的な混乱が生じるだけであり、確実に貿易の新しい経路が開拓される」と、あるいは「条約の廃止は一時的に進歩を脅かすかもしれないが、ハワイは直ちに繁栄を取り戻す」と主張した²⁷。カナダとの互惠貿易によって、それが可能になると期待されていたのである。

ギブソン政府がカナダに期待したのは、いまひとつの理由があったように思われる。ハワイ政府がカナダとの交渉を決断する前年の1886年には、カナダ太平洋鉄道（Canadian Pacific Railway）がバンクーバーまで開通していた。カナダとその宗主国イギリスは、それを太平洋横断蒸気船航路と接続することを構想しており、それによって太平洋やアジアへの進出を狙っていると見なされていた²⁸。つまり、ギブソン政府は、米国の太平洋進出に挑戦しようとしていた、カナダ（とイギリス）との互惠貿易交渉を試みることによって、可能であれば貿易の多角化を、少なくとも米国を牽制して、より有利な条件——真珠湾条項の拒否——を、確保しようとしたのではないか。しかし、米国に対して挑戦的なギブソン内閣は、1887年クーデタによって打倒され、それに代わって米布互惠関係の維持に汲々とする親米的な内閣が誕生する（後述）。

Ⅱ 米布互惠条約下のハワイ糖業

そうならざるをえなかったのは、米布互惠貿易下においてハワイ糖業の対米従属が深化したからであった。米布互惠条約がハワイ糖業に及ぼした直接的効果は、まず糖価の大幅な上昇として表れた。米布互惠条約の発効期（1876年9月-1900年6月²⁹）には、マッキンレー関税法の砂糖関税表の施行期（1891年4月-94年8月）を除いて、《ハワイ産免税糖の輸入価格（cif価格）÷他国産課税糖の輸入価格（cif価格）+平均関税額》という等式が成立していた（表1参照）。これは一見すると奇妙に見えるかもしれないが、ハワイ糖の輸入量は、米国の輸入総量の数パーセントを占めるにすぎなかったため、そのような状態では、ハワイ産免税糖の輸入

表1 ハワイ糖と他国産糖の平均輸入価格の推移（1888-1900年）

単位：1ポンドあたりセント

関税法	会計年度	平均輸入価格 (cif価格)		差額 (a)-(b)	平均 関税額
		ハワイ糖 (a)	他国産糖 (b)		
1883年 関税法	1888	4.5	2.6	1.9	2.0
	1889	5.0	3.0	2.0	2.0
	1890	5.1	3.1	2.0	2.1
マッキンレー 関税法	1892	2.8	3.0	-0.2	-
	1893	2.9	3.1	-0.2	-
	1894	2.9	2.9	0.0	-
ウィルソン 関税法	1896	3.2	2.1	1.1	0.9
	1897	3.1	2.0	1.1	0.8
ディングレー 関税法	1899	3.7	2.2	1.5	1.6
	1900	4.0	2.3	1.7	1.6

出所：Frank Rutter, "The Sugar Question in the United States," *Quarterly Journal of Economics* 17 (Nov. 1902), p. 65

価格（cif価格）は、輸入のほとんどを占める課税糖の輸入価格（関税込み価格）によって決定される米国の糖価に影響を及ぼすことはなかった。逆に、前者は後者によって決定されていたのである³⁰。たとえば、1883年関税法の粗糖関税率（平均関税額）は、従価ではゆうに60%を超える高率であったが、その分だけハワイ糖の価格は吊り上げられており、きわめて高水準であった。むろん、先の等式は本来、米国の国産糖（主にルイジアナ産）を左辺として成立していたから、米布互惠貿易によって、ハワイ糖業は米国内の糖業と同一の待遇を受けたのである。駐米ハワイ公使はいみじくも、ハワイ糖業が「米国保護関税への編入によって構築・育成されてきた」と指摘した³¹。

19世紀末30年間に、糖価は長期にわたる大幅な下落傾向にあった。それは互惠条約の発効の直前の1873年から始まっていた。米国の粗糖（糖度96度の分蜜糖）価格（1ポンドあたり）は、1870-73年（3年間平均）の10.5セントから、1896-98年（同）の3.8セントへと64%も暴落した³²。したがって、米布互惠条約による糖価の大幅な吊り上げ効果は、ハワイ糖業にとってきわめて重要であった。それによって、ひとりハワイ糖業はきわめて有利な条件を謳歌できた。吊り上げられた糖価の下で、ハワイ糖業は資本集約型産業として急成長を遂げた³³。ハワイ糖の対米輸出量は、1877-79年（3年間平均）の1万5500トンから、1897-99年（同）の21万0700トンへと著増した。

また、ハワイ糖の対米輸出については、例外的にその糖度も知られている（表2参照）が、それによれば、1877-79年（同）の輸出量のうち、「オランダ色相第8号以上・10号以下」糖が

表2 ハワイ糖の糖度別対米輸出の推移（1877-99年）

会計年度	D.S. 8号以上 D.S.10号以下		D.S.11号以上 D.S.13号以下		D.S.14号以上 D.S.16号以下		D.S.17号以上 D.S.20号以下		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	ドル
1877-79	2,207	14.2	10,150	65.4	5,758	37.1	1,711	11.0	15,529	2,839,463
1882-84	1,381	2.6	28,316	54.2	21,302	40.8	1,235	2.4	52,234	7,122,136
1887-89	0	0.0	90,111	86.4	14,216	13.6	0	0.0	104,351	10,531,306
1892	-	-	-	-	-	-	-	-	119,120	7,442,047
1893	-	-	-	-	-	-	-	-	130,871	8,455,622
1894	-	-	-	-	-	-	-	-	147,295	9,379,317
1897-99	0	0.0	0	0.0	210,660	100.0	0	0.0	210,683	15,706,076

出所：J. Laurence Laughlin & H. Parker Willis, *Reciprocity*, New York: The Barker & Taylor Co., 1903, 2003, p.86.

14.2%を、「オランダ色相第17号以上・20号以下」糖が11.0%を占めていた。前者は黒砂糖を含む低糖度糖を指しており、後者は直接消費されもしていた高糖度糖を指している。ところが、1897-99年（同）には輸出量のほぼ全量が、「オランダ色相第14号以上・16号以下」糖であった。統計上はこのように区分されているものの、これはハワイ糖のほぼ全量がオランダ色相第16号糖であったことを表している。それは高糖度——糖度（Polariscope test）96度——の「分蜜糖（centrifugal sugar）」であり、「機械制砂糖」と呼ばれることがあるように、製糖の全工程が機械化された製糖工場——セントラルと呼ばれる——においてのみ製造可能な砂糖であった。そのため、その糖度は単一化・標準化されていた。当時この高糖度糖を生産可能な甘蔗糖生産地は、キューバやハワイなどに限られていた。たとえば、米国西海岸においてハワイ糖と競合関係にあったフィリピン糖は、はるかに低糖度——オランダ色相第7ないし9号・糖度80度ほど——の「含蜜糖（手工業制砂糖）」であった³⁴。米布互惠貿易下のハワイ糖業において、一面では、低糖度・手工業制の「オランダ色相第8号以上・10号以下」糖が完全に消滅し、反面では、高糖度・直接消費可能な「オランダ色相第17号以上・20号以下」も消滅した。それは、ハワイ糖業が米国西海岸の精糖業独占資本——スプレッケルス資本——向けの、資本集約的な機械制原料糖——オランダ色相第16号＝糖度96度糖——の生産に全面的に特化したことを意味している。

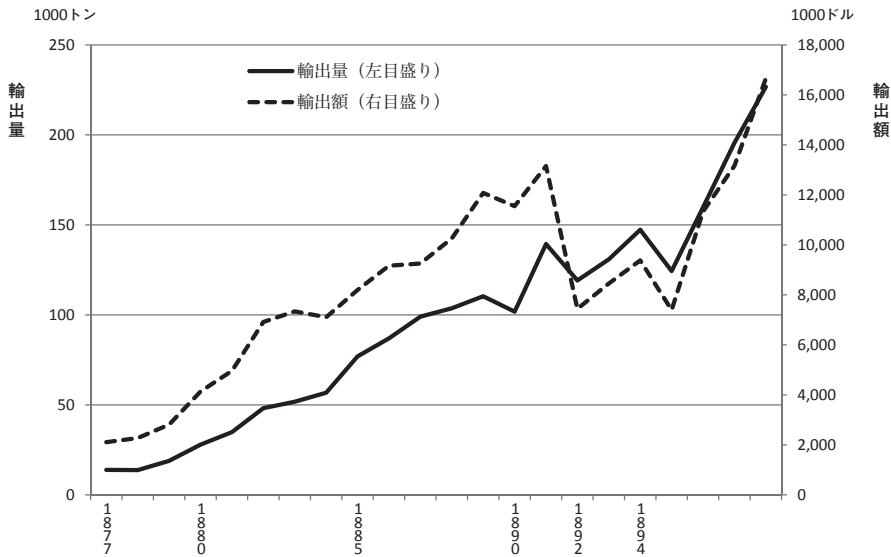
米布互惠条約下で資本集約的産業として成長を遂げたハワイ糖業は、投資が「特殊な関係」の下でなされた点が強調されて、「関係特殊（relationship-specific）」投資・資本と見なされている。つまり、対米免税輸出という「特殊な関係」によって、ハワイ糖の価格が吊り上げられていた条件の下で価値をもち、その関係と条件が失われると価値を喪失するような投資・資本であった³⁵。19世紀末の米国系のハワイ糖業資本には2系統が認められる。すなわち、1820年

代の宣教師の活動とともに流入し、その後ハワイで内部蓄積を続けた既存の資本³⁶と、米布互惠条約を契機・前提とした、米国西海岸の精糖業資本によるハワイ製糖業への新規の投資とである。後者は、スプレッケルスによってなされた、「特殊な関係」を前提とする典型的な「関係特殊」投資である³⁷。スプレッケルスがハワイに所有した「世界最大のプランテーション」と呼ばれたスプレッケルスヴィル・プランテーション（1879年創業）は、総面積4万エーカーにおよび、総延長45マイルの灌漑用水が敷設され、巨大で近代的な製糖工場が附属した。これに加えて、ハワイの代理業者のアーウィン商会と資本提携することによって、「ハワイ糖の総生産量のゆうに3分の1に相当する」5万トンほどを生産し、その他に「2万トンに代理権を有した」³⁸。スプレッケルスは、このようにして自身が進出したハワイ製糖業を、米国西海岸の自身の精糖業独占資本——カリフォルニア精糖社（1867年創業）——の原料製造部門として接合して、垂直統合型糖業資本を完成した。さらに、それによるハワイ製糖業の支配を補完するために、定期蒸気船航路——大洋蒸気船社（1881年設立）——を経営して、ハワイと米国間の輸送業をも独占した³⁹。

むろん、米布互惠条約が生み出した「特殊な関係」は、すべてのハワイ糖業資本に均霑したから、互惠条約下のそれは「関係特殊」資本という性格を帯びた。そのことは、1891年4月にマッキンレー関税法の砂糖関税表が施行されると、はしなくも露呈した。マッキンレー関税法は、その正式名称⁴⁰にも示されているように、巨額の連邦余剰金を削減するために、その主要な発生源であった粗糖——厳密にはオランダ色相第16号以下の輸入糖——の関税を廃止した。それによって、ハワイ糖はそれまでひとり享受していた特惠を喪失した。つまり「特殊な関係」は消滅した。それにともなって、ハワイ糖の価格も、1890年の5.1セントから1892年の2.8セントに暴落した（45%の減）。改革党内閣やハワイ「革命」において重要な役割を演じた、ロリン・A・サーストン（Lorrin A. Thurston）によれば、「最優良地に立地する少数のプランテーションを例外として、ほぼ全てのプランテーションにおいて、糖価は生産費の水準に、あるいは生産費を下まわるほどに低下した」⁴¹。糖価の暴落にともなって、ハワイ糖の対米輸出額は、1890年の1155万ドルから1892年の744万ドルに激減した（36%の減）。さらに、マッキンレー関税法下では、ハワイ糖の対米輸出量は、その前後の著増の時期とは明らかに傾向が一変して、12万ないし15万トン台で停滞した⁴²（図1参照）。さらにまた、駐布米国公使の報告によれば、糖業資産の評価額が3分の1ほど（1200万ドルほど）減価した⁴³。なお、1894年8月マッキンレー関税法に代わって、ウィルソン関税法が施行されると——「特殊な関係」が復旧すると——、ハワイ糖の特恵的待遇は回復し、糖価と対米輸出量・額、糖業資産の評価額は回復する。

ところで、1881年12月ブレイン国務長官は駐布公使に対して、「貴職がハワイの有力者と会談して、彼らの思考を、アメリカによる植民地化をその地に招き入れる方向へと誘導すること

図1 ハワイ糖の対米輸出量・額の推移（1877-98年）



出所：Ibid.

が望ましい」と訓令していた⁴⁴。つまり、米国側は、ド・ヴァリニが怖れた「恐ろしい危険」を生み出す勢力をハワイ内に育成しようとしていたが、そうした勢力は、米布互惠条約下における「関係特殊」投資を通して、出現・成長していた。米国との「特殊な関係」——経済的互惠関係——が継続している限り、彼らにとって問題となったのは、政治権力を欠いている——先住民がそれを独占している——ということであった。ブレインの訓令から数ヶ月後、駐布公使は、砂糖プランターが資本の保全の保障を米国政府に求めていると報告した。

ハワイ先住民はほとんど資産を所有していないが、彼らは税率や歳出額の決定を絶対的に支配している。起業心に富んだ外国系住民——主に米国人——は、当地に資本を持ち込み、王国の資源を開発しており、ほぼ全てのプランテーションを所有し……ほぼ全ての事業を営んでいる。

多数の著名なプランターや実業家は、本職に熱心に保障——島内のプランテーションの大部分を接収するような先住民の立法から、米国市民を保護するという米国政府の保障——を求めてきたが、それほどまでに外国系住民の人心は不安な状態にある。……

本職は國務長官がこうした諸問題を検討されることを要請する。また、米国政府は、どの程度まで米国市民——互惠条約を利用して、ハワイにおいて致富を追求してきた同胞——の既得権の保護に関わるつもりなのかを、本職に訓令されるように

要請する⁴⁵。

つまり、ハワイ砂糖プランターは、ブレインが期待したように、米国による植民地化をハワイに「招き入れ」ようとしていた。しかし、彼らは米国政府に支援を求めるだけの受動的な存在では決してなかった。彼らの資本は、先住民の政治権力からの保護を求めていただけでなく、そもそも米国との「特殊な関係」の維持をなくてはならぬものとしていた。ところが、その関係は2度危機に曝される。1度目は互惠条約の期限切れによって、2度目は互惠条約の効力の事実上の消滅——すなわち、マッキンレー関税法の砂糖関税表の施行——によって。彼らはそのつど蜂起して、「特殊な関係」を維持しようとする。1度目は互惠条約の延長によって、2度目はまさしく米国による植民地化を「招き入れる」ことによって。

Ⅲ 「歴史は繰り返す」：ハワイ糖の特恵的待遇をめぐる

米布互惠条約の有効期間は、発効日から7年間であったから、1883年9月からその破棄が可能となった。互惠条約に対する米国内の反対論・運動は、その批准後も継続していたが、満期前後に活性化した。反対論には幾つかの論点があったが、米国の互惠貿易観の本質に関わる反対論は、米国側の利益とハワイ側の利益が非対称的であり、米国側が巨額の損失を被っているという主張であった。上院外交員会少数派報告（1883年1月）は、「条約によって発生した歳入の損失は、条約から発生した利益を大幅に上回っている。より互恵的な通商関係をサンドウィッチ諸島と取り結ぶという観点から、現行条約を廃止すべきである」と主張した⁴⁶。また、下院歳入委員会多数派報告（1886年4月）は、それまでの貿易実績を検証し、米国側の歳入の損失総額（累計）は2300万ドルを超えたが、他方、米国の対ハワイ輸出総額（同）は2200万ドルほどにとどまっており、「われわれは条約から通商上なんら得るところがなかった」と指摘し、条約の廃止を勧告した⁴⁷。少数派報告も「条約が通商上有利な取引であるとは言えず、その修正が望ましい」ことを認めた⁴⁸。

にもかかわらず、互惠条約がそもそも批准され、その後延長されたのは、米国側の商品貿易収支の赤字を相殺しうる「政治的代償」が、それに含まれていたからであった。そもそも互惠条約の批准に際して、次のように主張されていた。

仮に〔米布間の〕輸出額と輸入額が等しければ、あるいは等しくなるのであれば、〔米布互惠条約は〕対等な取引となろう。……しかし、本条約には貿易の互恵性が欠落していること、貿易と利益はわが国に不利であること、わが国が毎年40万ドルもの歳入を喪失することを前提にしても、互惠条約の締結を正当化するきわめて重要な政治的理由が存在する。それは、わが国の太平洋岸に関わる、また太平洋に隣接する諸国に関わる、ハワイの地政学的位置にある。ハワイ諸島は太平洋の鍵であ

る。(1876年2月下院歳入委員会多数派報告)⁴⁹

太平洋の「鍵」を確保するためのさしあたりの規定が、既述の第4条前半の条文であった。

これらの主張に表れているように、米国はその特殊な互惠観に基づいて、単に商品貿易のレベルにおいて、米布互惠関係を評価していた。米国は、対ハワイ貿易の輸出入額が均衡すること、あるいは少なくとも米国の関税歳入の減少額と米国の対ハワイ輸出額が均衡することを、「互惠」と捉えていた。しかし、これは狭隘な見解であり、当時サーストンには次のように批判した。1876-90年に米国側は、確かに関税歳入(4268万ドル)を損失したが、他方で、(1)ハワイ側の免税(356万ドル)に加えて、(2)糖業とその代理業の利益(4107万ドル)、(3)互惠貿易による対ハワイ輸出の増加からもたらされた利益(324万ドル)、(4)ハワイの船舶購入によってもたらされた造船業の利益(295万ドル)、(5)米国籍船による米布間の輸送業の利益(897万ドル)、(6)糖業と輸送業以外の産業の利益(897万ドル)、(7)保険業の利益(218万ドル)、を取得しており、都合、米国側の大幅な黒字(2829万ドル)であった⁵⁰。サーストンによれば、この算定でさえ「米国人が取得したあらゆる利益を網羅していない」⁵¹が、それは米布間の種々の経済活動において互惠貿易を評価しようとしている。

ともあれ、当時一般に、米国と甘蔗糖生産国の貿易収支は、米国側の赤字の関係にあった。米布互惠条約下においても、ハワイの砂糖モノカルチャ生産が進展すれば、その対米輸出は大幅に増大するものの、米国の対ハワイ輸出はそれほど増大しないという関係にあった。前者は、1877-79年(3年間平均)の283万ドルから、1896-98年(同)の1421万ドルに、著増した(402%の増)が、後者は、同期間に204万ドルから699万ドルの増加(243%の増)にとどまった⁵²。したがって、米国が狭隘な互惠観に固執して、単に商品貿易の収支において損得を評価するという立場をとるかぎり、互惠貿易は米国側に不利であったから、それとは別のレベルの「政治的代償」を確保することが、なくてはならぬことになった。

炯眼のド・ヴァリニは、条約の期限切れにともなって、「恐ろしい危険」が発生すること——砂糖プランターの対米併合の潮流が台頭すること——を正しく予見していたが、彼が予想だにしていなかったのは、条約の更新にともなって、「政治的代償」を求める米国の要求が亢進したことである。米布互惠条約の有効期間は、ようやく追加条約(Supplementary Convention)によって、その批准書の交換日(1887年11月)から7年間延長されたが、その第2条(真珠湾条項)は次のように規定している。

ハワイ国王は合衆国政府に対して、オアフ島の真珠河の港湾に入港する排他的権利を、また合衆国艦艇の利用のために、給炭および補修施設を同地に建設・維持する排他的権利を、また合衆国がその目的のために同港湾……を整備し、またその他の必要なあらゆることを行う排他的権利を、与える⁵³。

この追加的代償が付帯された互惠条約の更新——追加条約の批准——には、クリーブランド大統領の次の勧告が決定的であったと言われている。

互惠条約の結果、東洋やオーストラリアへの交通の要衝に位置するハワイ諸島は、事実上、米国の前進拠点となっており、また増大しつつある東洋との貿易の踏み石ともなっている。……現在この条約は1年前の通告によって効力を終了することになっているが、条約を破棄しようとする提案はきわめて軽率である。これまでにわれわれがハワイに獲得してきた至上の影響力は、ひとたび抛棄されれば、再獲得には困難をともなうであろうし、われわれの優位の貴重な根拠は、われわれの通商上の対抗国の拠り所になりかねない。本職は、現行の条約の規定を7年間延長することを強く勧告する（1886年12月年次教書）⁵⁴。

クリーブランドも互惠条約の延長を、通商上の利益によってではなく、ハワイの地政学的理由から正当化したのである。米国上院はこの教書に促されて、1887年1月真珠湾条項を可決し、その後追加条約を批准した。かつて1873年にハワイ側は、真珠湾の租借を「餌」にして、米国の食指を動かそうとしたが、いまや米国側が、互惠貿易の延長の代償として、真珠湾の租借を要求するにいたっていた。

かつて1873年にそれに反対したのは、即位前のカラカウア首長やギブソンらに率いられた先住民であった。そのカラカウアが今では国王の座に、ギブソンは首相の座にあったから、追加条約のハワイ側批准は不確実であった。既述のように、ギブソン内閣は真珠湾条項を拒否し、カナダとの互惠貿易交渉に入ろうとしていた。米国側でも、トマス・F・ベイヤード（Thomas F. Bayard）国務長官は、同条項がハワイ側に拒否されることを懸念し、その互惠条約への挿入に反対していた⁵⁵。にもかかわらず、追加条約が批准されたのは、1887年6-7月のクーデタによって、ギブソン内閣が総辞職に追い込まれ、またそれによって制定された1887年憲法（いわゆる「銃剣憲法」）において、国王の大権が制限されたからであった。

1887年憲法は参政権を大幅に修正した。参政権は、帰化を要件とせず外国系住民（アジア系を除く）に拡大され、また一部の選挙に財産資格が導入された。その結果、下院の選挙権と被選挙権は、先住民に加えて外国系住民にも拡大される一方で、上院の選挙権と被選挙権は、外国系の有産者（年収600ドルあるいは3000ドル以上の資産の所有者）にほぼ限定された⁵⁶。それまで砂糖プランターが怖れていた、先住民が「税率や歳出額の決定を絶対的に支配している」という状況は、打破された。実際、新しい参政権の規定に基づいて行われた最初の選挙（1887年9月の特別選挙）において、砂糖プランターや白人の利益を代表する、親米派の改革党が圧勝した。それによって誕生した改革党内閣は、1890年6月まで政権を握る。

1887年憲法はまた国王の行政権などを大幅に制限した。旧1864年憲法は「行政権は国王に属

する」と規定していたが、1887年憲法において「行政権は国王と内閣に属する」（第31条）と修正され、「法は、内閣の助言と同意によって・をもって（by and with）、国王によって、制定・施行される」（第78条）と新たに規定された⁵⁷。以後、内閣側はこれを根拠に、内閣の決定に従って、対米交渉の開始や条約の批准を裁可するように国王に迫ることになる。追加条約の批准についてカラカウアは、クーデタ前には「決して追加条約を批准しない。先住民はこぞってそれに反対するであろう」と決意していたが、クーデタ後には改革党「内閣から爾後の全責任を負うので、必要な文書に署名するように強硬に要請され」、「きわめて不本意ながら同意した」と弁明した⁵⁸。

カラカウアが不本意ながらも追加条約を批准した（1887年10月）ことによって——真珠湾の貸与という代償を支払うことによって——、ハワイ側がかねて憂慮していた互惠条約の終了はひとまず回避されたが、にもかかわらず、早くも1年半後にはその無効化が懸念されはじめた。1889年3月ベンジャミン・ハリソン（Benjamin Harrison）共和党政権が発足し、また同党が10数年ぶりに上下両院で多数派を占める第51回連邦議会が開会すると、同党は巨額の連邦剰余金を削減するために、その主要な発生源であった砂糖関税の廃止に着手した。最終的にマッキンレー関税法によって、粗糖関税の廃止（第2条726節）に加えて、国産糖に対する従来の関税率と同水準——1ポンドあたりほぼ2セント——の補助金（第1条231節）の支給が決定された⁵⁹。かかる粗糖関税の廃止は、ハワイ糖にとっては特惠的待遇の喪失——別言すれば米布互惠条約の事実上の効力の消滅——を意味したから、ハワイ糖が引き続きそれを保持しようとするれば——別言すれば「特別な関係」を維持しようとするれば——、ハワイ糖への補助金の支給を実現するよりほかになかった。米国政府・議会の動向を警戒していたハワイ側は、早くからそれを追求した。1899年4月カーター駐米公使はブレイン国務長官に対して、次のような互惠条約の追加・修正（いわゆる「カーター私案」）を提案した。

〔第2条〕いずれかの締約国がその国産品に与える補助金……は、他方の締約国の産品に対しても互恵的に供与されるべきこと。

〔第3条〕合衆国は「ハワイの独立と自治を積極的かつ効果的に」保障すること。ハワイは合衆国の同意なしに、外国と条約あるいは債務関係に入らないこと。外国からの侵略あるいは内紛がハワイの平和・平穩を脅かす場合に、合衆国軍はハワイの平和と主権の維持に必要な措置を採ること⁶⁰。

第2条は、米国の砂糖補助金のハワイ糖への支給を要求しているが、重要なのはそのための代償であった。第3条がそれであるが、既述の改革党内閣の手によって、9月までに次のように修正された。（なお、第2条は修正されなかった。）

〔第4条〕「ハワイの主権と独立を合衆国が実効的に保障」することを可能にするた

めに、ハワイ政府は「合衆国政府に十分に伝達することなしに」、いかなる外国とも条約あるいは協定を結ばないことに同意する。〔第4条附則〕「ハワイ政府は合衆国によるかかる保障を考慮し、また合衆国がハワイ諸島の独立と平和を実効的に保護することを可能にするために、合衆国が……ハワイ領土の一部の港湾を利用することを認める。ハワイ政府の独立と主権あるいは平和的管理が脅かされる場合、合衆国がハワイ政府の独立と平和的管理を保障するために、行動の自由をハワイ領土内で保持することに同意する」⁶¹。

カラカウアはこの規定を「保護国化に等しい」と見なした⁶²が、後年キューバ独立に際してその憲法に挿入された「プラット修正条項」に相似している。

1889年9月から翌1890年6月の改革党内閣の総辞職まで、ハワイの保護国化を代償として、米国砂糖補助金のハワイ糖への適用を求める対米交渉に入るのか、それとも断固としてそれを拒否するのかが、3つの戦線で争われた。まず、第4条の規定はハワイ先住民の知るところとなり、反対運動が組織された。1889年9月大規模な大衆集会が開かれ、「王国の独立と自治に影響を及ぼしかねない合意あるいは条約、提案」に合意しないこと、「最終的決定の前に特別議会を召集し、正当に選出された代議員を通じて、国民が意思を表明することを認めること」を求める決議が採択され、国王と内閣に提出された⁶³。

また、1890年2月の総選挙においても、米国との互惠貿易交渉が最大の争点となった。この選挙には、1887年クーデタ以来、政治的に急成長を遂げた先住民が、はじめて政治勢力——国民改革党——として登場し、クーデタ以来、政権を独占していた改革党に挑戦した。国民改革党の綱領は、「本王国の絶対的独立と完全な独立を維持し、大国によるわが国の併合……を導きかねない条約……を支持しない」と主張した⁶⁴。他方、改革党のそれは、内閣の政策を支持し、「王国の独立と自治を……対米条約によって十全に確保する」と主張した⁶⁵。選挙の結果、改革党が敗北し、国民改革党が躍進すると、選挙後に開かれた議会の冒頭、「本議会は、内閣が第4条〔すなわちハワイの保護国化〕を削除して、条約改正を進めることを希望する」とする決議を議決した（1890年4月）⁶⁶。その後も、ハワイ議会は「ハワイ政府は、王国の自由、自治、独立した主権を全面的に擁護しつつ……対米交渉を行うこと」と議決（1890年11月）し⁶⁷、ハワイの保護国化を代償とする対米交渉を拒否した。

さらに、1889年12月と総選挙後の1890年4月の2度の閣議において、カラカウア国王と改革党内閣は、米国砂糖補助金のハワイ糖への適用を求める、対米交渉に入るのか否かをめぐって決定的に対立した。カラカウアは、2年前には真珠湾の貸与を代償とする追加条約を余儀なく受諾したが、この時は、改革党内閣内の対立に乗じ、またおそらくは先住民の運動と投票行動に支援されて、改革党内閣の助言を受け入れず、対米交渉を断固として拒否した。これによっ

て、ハワイの保護国化と、それを代償に米国砂糖補助金のハワイ糖への適用を求める対米交渉とは、ひとまず頓挫した。そのことはマッキンレー関税法の砂糖関税表の施行（1891年4月）によって、ハワイ糖の特恵的待遇が消滅することを意味したが、ハワイ砂糖プランターは、米国砂糖補助金のハワイ糖への適用を最終的に断念したわけではなかった。

かつて1887年には、国王の大権を制限する——別言すれば、内閣の権限を強化する——ことが、結果的にはハワイ糖の特恵的待遇を維持するための前提となった。1889年から1890年には再びそれをめぐって、先住民のナショナリズムを体現する国王と、砂糖プランターの利益を代弁する改革党内閣とが対立した。その対立を通して明らかになったことは、1887年クーデタによって大幅に権限を剥奪されたはずの国王であっても、先住民の世論と運動の高揚を背景に、内閣の助言を受け入れずに、対米交渉をなおも拒否できるということであった。したがって、ハワイ糖の特恵的待遇を維持・回復するためには、国王そのものを排除しなければならないということが露呈したのである。実際、1893年1月ハワイ国王リリオカラニ（Liliokalani）は、再度のクーデタによって転覆され——ハワイ「革命」——、それによって発足したハワイ暫定政府は直ちに、米国に外交使節団を派遣して、併合条約の交渉に入った。ハワイ暫定政府は、「ハワイ諸島産の砂糖と他の産品あるいは製造業品は、米国産品あるいは製造業品に認められている全ての補助金、給付金、免除をあらゆる点において受ける権利がある」⁶⁸ことを併合条約において規定するように米国に要求した。つまり、クーデタの目的を何はばかることなく要求したのである。

むすびにかえて

古典派経済学やその流れを汲む貿易論によれば、周辺国は中核国との貿易の自由化と一次産品生産への特化によって、貿易からもたらされる利益は増大し、経済的厚生が実現するという。こうした机上のモデル論は歴史学には無用である。19世紀末の米国の貿易関係についてはいえば、「貿易の影響力効果」と呼ばれるものの研究が必要である。当時の米国と甘蔗糖モノカルチャ生産地との貿易関係から、甘蔗糖原産地に親米的・買弁的プランター階級が生み出され、彼らの活動によって、米国への依存が深化し——別言すれば米国の影響力が拡大し——、対米併合をめざす彼らの革命（政治革命）によって、最終的には政治的な支配関係——対米併合や植民地・半植民地支配——に帰結した。むろん革命であれ、クーデタであれ、経済的理由だけでは起こらないが、「3つの革命」の背後に、「貿易の影響力効果」を探ることは必要な観点であると思われる。

註

- 1 Gad Heuman, “The British West Indies,” Andrew Porter, ed., *The Oxford History of the British Empire*, vol. 3, *The Nineteenth Century*, New York: Oxford University Press, 1999.
- 2 Walter LaFeber, *The American Search for Opportunity, 1865-1913*, New York: Cambridge University Press, 1993, p. 129.
- 3 レーニン「第二インターナショナルの崩壊」『全集』22巻, 208-9頁；同「共産主義内の『左翼主義』小児病」同上31巻, 73-4頁。
- 4 Julius W. Pratt, “Hawaiian Revolution: A Re-Interpretation,” *Pacific Historical Review*, 1: 3 (Sept. 1932), pp. 273-94; *Ditto.*, *Expansionists of 1898: The Acquisition of Hawaii and Spanish Islands*, Chicago: Quadrangle Books, 1936, 1964, pp. 34-187.
- 5 Cesár J. Ayala, *American Sugar Kingdom: The Plantation Economy of the Spanish Caribbean, 1898-1934*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1999, p. 55.
- 6 LaFeber, *op. cit.*, p. 94.
- 7 拙稿「クラウス・スプレッケルスとハワイ糖業」『県立広島大学人間文化学部紀要』2 (2007年3月), 147-61頁。「ハワイ『革命』についての再検討」同上3 (2008年2月), 149-64頁。
- 8 David M. Pletcher, *The Diplomacy of Involvement: American Economic Expansion across the Pacific, 1784-1900*, Columbia: University of Missouri Press, 2001, p. 53.
- 9 Charles de Varigny, translated by Alfons L. Korn, *Fourteen Years in the Sandwich Islands, 1855-1868*, Honolulu: University Press of Hawaii, 1981, p. 205.
- 10 William M. Malloy, comp., *Treaties, Conventions, International Acts, Protocols and Agreements between United States America and Other Powers 1776-1909*, Part I, New York: Greenwood Press, 1910, 1968, p. 916.
- 11 *Ibid.*
- 12 Merze Tate, *Hawaii: Reciprocity or Annexation*, East Lansing: Michigan State University Press, 1968, pp. 137-53; Donald M. Dozer, “The Opposition to Hawaiian Reciprocity, 1876-1888,” *Pacific Historical Review* 14 (June 1945), pp. 157-83.
- 13 Malloy, *op. cit.*, p. 917.
- 14 J. Laurence Laughlin & H. Parker Willis, *Reciprocity*, New York: The Barker & Taylor Co., 1903, 2003, p. 96.
- 15 *Ibid.*, p. 75.
- 16 Ralph S. Kuykendall, *Twenty Critical Years (The Hawaiian Kingdom, v. 2; 1854-1874)*,

- Honolulu: University of Hawaii press 1953, pp. 247-57.
- 17 Paul Bairoch, "European Trade Policy, 1815-1914," Peter Mathias & Sidney Pollard, eds., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. VIII, *The Industrial Economies: The Development of Economic and Social Policies*, New York: Cambridge University Press, 1989, pp. 37-40.
- 18 Laughlin & Willis, *op. cit.*, pp. 89-90.
- 19 Baline to Comly, no. 102, June 30, 1881, United States Dept. of State, *et al.*, *Affairs in Hawaii*, Millwood, N.Y.: Kraus Reprint, 1895, 1983, pp. 1153-4.
- 20 Laughlin & Parker Willis, *op. cit.*, pp. 89-90.
- 21 De Varigny, *op. cit.*, p. 205.
- 22 José Martí, "The Monetary Congress of the American Republics," *La Revista Ilustrada*, May 1891, Philip S. Foner, ed., *Inside the Monster writings on the United States and American imperialism*, New York: Monthly Review Press, 1975, pp. 372-3; 邦訳『ホセ・マルティ選集』第2巻, 日本経済評論社, 2005年, 352頁。
- 23 Albert O. Hirschman, *National Power and the Structure of Foreign Trade*, 1945, 1980; 邦訳『国力と外国貿易の構造』勁草書房, 2011年。
- 24 H. C. Prinsen Geerligs, *The World's Cane Sugar Industry: Past and Present*, Altrincham: Norman Rodger, 1912, p. 331; Adrian Graves, "Crisis and Change in the Queensland Sugar Industry, 1862-1906," Bill Albert & Adrian Graves eds., *Crisis and Change in the International Sugar Economy, 1860-1914*, Norfolk: ISC Press, 1985, pp. 261-79.
- 25 R. W. Beachey, *The British West Indies Sugar Industry in the Late 19th Century*, Oxford: Basil Blackwell, 1957, pp. 172-3.
- 26 Kuykendall, *op. cit.*, p. 391.
- 27 *Ibid.*, p. 392.
- 28 Tate, *op. cit.*, pp. 184, 186; Pletcher, *op. cit.*, p. 64.
- 29 United States Tariff Commission, *Reciprocity and Commercial Treaties*, GPO., Washington, 1919, Westport: Greenwood Press, 1976, p.120.
- 30 Frank W. Taussig, *Some Aspects of the Tariff Question: An Examination of the Development of American Industries under Protection*, Cambridge: Harvard University Press, 1915, 1931, pp. 59-62.
- 31 Tate, *op. cit.*, p. 218.
- 32 Jack S. Mullins, "The Sugar Trust: Henry O. Havemeyer and the American Sugar

- Refining Company,” Table 2, p. 12により計算。
- 33 Taussig, *op. cit.*, pp. 60-5.
- 34 Carlos Quirino, *History of Philippine Sugar Industry*, Manila: Kalayaan Publishing, 1974, pp. 44-5.
- 35 John McLaren, “Size, Sunk Cost, and Judge Bowker’s Objection to Free Trade,” *American Economic Review* 87: 3 (June 1997) ; Sumner J. La Croix & Christopher Grandy, “The Political Instability of Reciprocal Trade and the Overthrow of the Hawaiian Kingdom,” *Journal of Economic History* 57: 1 (March 1997).
- 36 いわゆる「ビッグ・ファイヴ」のうちの米国系資本——アレクサンダー・ボールドウィン商会, キャッスル・クック商会, C・ブルーワ商会——は, この内部蓄積型の糖業資本から発展した。
- 37 そのハワイ進出は, 1876年8月クラウス・スプレッケルスが, 互惠条約の成立を米国西海岸からハワイに伝達する貨客船に乗船することによって, いち早くハワイに入国し, 条約の効果によって糖価が上昇する前に, 大量の甘蔗を「青田買い」することから始まった。
- 38 United States Dept. of States, *op. cit.*, p. 975.
- 39 Jacob Adler, *Claus Spreckels: The Sugar King in Hawaii*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1966; Carol Wilcox, *Sugar Water: Hawaii’s Plantation Ditches*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1996, pp. 61-3.
- 40 「歳入の削減, 輸入関税の均等化, その他諸目的のための法」。
- 41 Lorrin A. Thurston, “Sandwich Islands,” *North American Review*, vol. 156, issue 436 (March 1893), pp. 277-8.
- 42 Laughlin & Parker Willis, *op. cit.*, p. 86により計算。
- 43 Stevens to Foster, no. 74, Nov. 20, 1892, *Affairs in Hawaii*, pp. 188-96.
- 44 Baline to Comly, no. 114, December 1, 1881, *Affairs in Hawaii*, pp. 169-70, 1161-2.
- 45 Comly to Frelinghuysen, no. 217, May 8, 1882 (Received May 23), United States Dept. of State, *Foreign Relations of the United States, 1882-83*, Washington: GPO, 1883, pp. 342-43.
- 46 United States Tariff Commission, *op. cit.*, p. 114.
- 47 *Ibid.*, p. 115.
- 48 *Ibid.*
- 49 *Ibid.*, p. 109.
- 50 Thurston, *op. cit.*, pp. 271-77.
- 51 *Ibid.*, p.276.

小平直行

- 52 United States Tariff Commission, *op. cit.*, Table I (p. 122), Table II-A (p. 124), Table IV (p. 133) により計算。
- 53 Malloy, *op. cit.*, p. 920.
- 54 <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=29527>
- 55 Pletcher, *op. cit.*, pp. 63-4.
- 56 Kuykendall, *op. cit.*, pp. 369-70.
- 57 *Ibid.*, pp. 366-70.
- 58 *Ibid.*, p. 395, 397.
- 59 United States Congress, *Tariff Acts Passed by the Congress of the United States from 1789 to 1897*, Washington: GPO, 1909, pp. 340-1.
- 60 Kuykendall, *op. cit.*, p. 438; Tate, *op. cit.*, pp. 223-4.
- 61 Kuykendall, *op. cit.*, pp. 439-40; Tate, *op. cit.*, p. 225-6.
- 62 Kuykendall, *op. cit.*, p. 441; Tate, *op. cit.*, p. 226.
- 63 Kuykendall, *op. cit.*, pp. 443-45.
- 64 *Ibid.*, pp. 448-51.
- 65 *Ibid.*, p. 451.
- 66 *Ibid.*, p. 457.
- 67 *Ibid.*, p. 466; Tate, *op. cit.*, p. 233.
- 68 Ralf Kuykendall, ed., "Negotiation of the Hawaiian Annexation Treaty," *Annual Report of the Hawaiian Historical Society* 51 (1942), p. 9.

From the U.S.-Hawaii Reciprocal Treaty to the Hawaii "Revolution"

KODAIRA Naoyuki

This article is an attempt to reconsider the U.S.-Hawaii reciprocal relationships and its results.

In 1876 the United States finally ratified a reciprocity treaty with the Hawaiian Kingdom. The treaty eliminated duty on Hawaiian raw sugar exported to the United States. Hawaiian sugar, therefore, enjoyed preferential treatment in the United States. The Hawaiian sugar industry was built up and fostered as a relationship-specific capital under the treaty. But the

treaty's term was to run for 7 years beginning on September 9, 1876. After that time, either party had the right to abrogate it at one year's notice. Its abrogation however meant the removal of the most important privilege enjoyed by the Hawaiian sugar industry under the treaty. Because it was vital for the Hawaiian sugar planters, they rose up in the coups d'eta to secure the privilege in 1877 and again 1893. The latter was so-called the Hawaiian "Revolution." The political economy of the treaty contributed significantly to the overthrow of the Hawaiian monarchy.

It is important to recognize the effects of the U.S.-Hawaii reciprocity treaty in producing changes in Hawaii's economy and ultimately political conflict within the kingdom.

ハワイ王国における政党政治の出現と展開

—— 1883年から1893年まで ——

佐野 恒子

はじめに

1894年、7月4日のアメリカ合衆国独立記念日に、ハワイ共和国が誕生した。共和国樹立を導いたのは、アメリカ海外伝道評議会が派遣したカルヴァン派プロテスタント宣教師の子孫であった。ハワイ生まれの宣教師子孫のほとんどはアメリカで大学教育を受け、共和主義の伝統を引き継ぐアメリカ市民であった。一方、ハワイ先住民（以下、先住民と略記）は伝統的に系図を重んじ、その指導者は王族や族長出身であり、王への忠誠が重要視されていた。ハワイはハワイ創世記以来、先住民の土地であると同時に、宣教師が開拓した新世界であり、宣教師子孫の祖国でもあった。歴代の先住民が築いた王国と、宣教師子孫が築こうとする共和国は一体化することも、ましてや併存することもありえなかった。

このような宣教師子孫に対抗して、カラカウア (David La'amea Kalākaua, 1874-1891年在位) 政権期にナショナリズムが勃興したとき、共和制の価値観を拡大していた宣教師子孫は、立法府を支配することが難しくなった。1883年、彼らは政党を結成し、反カラカウア派の先住民とともに議席確保を試みたが、1886年の立法府議員選挙では、先住民を核とするカラカウア派に敗北した。そのため翌年に王権を縮小し、参政権を制限する憲法発布を王に強要し寡頭政治を始めた。このクーデターを機に政党政治は新たな展開を迎える。各党員の理念や私的利益は多様で、先住民と白人は入り交じりながら政党分裂を繰り返し、憲法の是非を巡り論争した。しかし、形骸化した立憲君主制の下では、先住民の権利の回復がもはや不可能と判断した先住民指導者の中に、被治者の同意に基づく共和制を掲げて新たな政党を結成する者が現れた。ところが元より共和主義を掲げていた宣教師子孫は、彼らを対抗馬と見做し選挙運動を拡大した。そして、先住民による共和主義に基づく新憲法発布を恐れて王国を転覆した。

王国の全盛期に始まった政党政治は、立憲君主制から共和制への移行期に位置する。共和主義を掲げる宣教師子孫にとって、政党政治は父祖から受け継いだ最後の近代化、つまりアメリカ化の総仕上げでもあった。王国から共和国への流れのなかで、1887年憲法発布による政変、宣教師子孫が掲げる共和主義の矛盾点、急進派先住民指導者が掲げる共和主義と王国転覆の関連性、複雑化したハワイ社会における経済的利害や多種多様な人びとの関係や変容など、ハワイ政党史を取り上げることで見えてくる。約10年間の政党史は王国終焉に関わる重大な事件と

密接にかかわっており、政党史に注目して王国末期を見る意味は大きい。

ハワイの政党政治に関する主な先行研究には、ジョナサン・オソリオ (Jonathan Osorio) の著書¹と、デイヴィッド・アール (David Earle) の論文²がある。オソリオは19世紀前半から1887年憲法発布まで、アールは1887年憲法発布から1890年までを論じている。1890年以降のハワイ王国政党史に関しても、それを断片的または周辺の扱っているいくつかの先行研究が存在する。本稿では、これらの先行研究を参照しつつ、政党出現から王国転覆までの10年あまりの王国政党史「全体」をとらえ、そこにおける白人と先住民という二極構造「ではない」、より複雑な政党間の対立を明らかにしたい。

1. 政党の出現—1874年から1884年選挙まで—

本章では方針転換により選挙で勝利し、即位したカラカウアの政策に焦点を当て、宣教師子孫らがハワイで最初の政党である独立党を立ち上げる背景を考察する。

王国は、ハワイのマグナ・カルタと呼ばれる権利章典 (1839年7月7日) と、男女平等の権利を保障する憲法 (1840年10月8日) を発布して以来、立憲君主国であった。1872年にカメハメハ5世が病死しカメハメハ一族の男性は絶えた。1873年ウィリアム・ルナリロ (William C. Lunaliilo) 王が誕生したが、翌年2月3日に世継ぎも継承者もないまま亡くなった。そこで同月12日に王位継承者選挙が立法府議員の間で行われることになった。

候補者のエマ・ルーク (Emma Rooke) 女王とカラカウアはともに反米で、度々浮上した米布互惠条約には断固反対しており、アメリカの敵と見做されていた。カラカウアは26歳で貴族院議員になり、政治経験は豊富だった。彼は「編集王」とも呼ばれ、1861年に宣教師に対抗して最初の先住民によるハワイ語新聞『太平洋の星』 (*Ka Hoku o ka Pakipika*) を発行し、宣教師への異議を唱えた³。だが、カメハメハ家系と英国人との混血のエマ女王は、英国の貴婦人と慕われて人気は高く、カラカウアは勝つ見込みがないと判断し、票集めのために互惠条約推進へ方向転換した。条約賛成派議員が彼に投票する見返りに条約を締結し、彼らを閣僚に指名するという画策が密かに行われた。『ハワイアン・ガゼット』紙 (以下、『ガゼット』と略記) は、「国民の願い」や「王か女王か」という見出しの下でカラカウア支持を表明した⁴。『パシフィック・コマーシャル・アドバタイザー』紙 (以下、『アドバタイザー』と略記) は、エマ女王は残念ながら女性であり統治者には適さないと女王の支持者に向けて掲載し、選挙の論点をハワイの政策や外交問題からジェンダー論議にすりかえた⁵。最初のアメリカ型選挙と言われたこの選挙で、カラカウアは王に選ばれた。しかし、エマ派の先住民指導者は、王位継承者選挙での彼の打算のみならず、即位後の彼の放漫で大胆な政策や米布互惠条約推進の動きにハワイの独立を危ぶみ、カラカウアを王として認めることは容易でなかった。

一方カラカウアは、王国の独立が国内外を問わず脅かされていることから、エマ派が掲げた「先住民のためのハワイ」をモットーに国内政策を強化した。彼は先住民の地位を回復し、宣教師子孫中心の白人社会に打撃を与え、政治の流れを翻そうとした。特に1882年に完成したイオラニ宮殿や、翌年ヨーロッパから届いたカメハメハ大王像は、ナショナリストの熱望の表れで植民地化への抵抗の証であった。また、カラカウアは初めて先住民を閣僚に指名し、継承者選挙で彼を支持した白人を突然に罷免⁶するなど、先住民を中心とする大胆な政策を遂行した(表1参照)。それは、砂糖王・海運王と呼ばれたドイツ出身のクラウス・スプレッケルス(Claus Spreckles)と、モルモン教徒でハワイ語が流暢な英国出身のウォルター・ギブソン(Walter Murray Gibson)との三頭政治によるものだった。

ギブソンは先住民寄りの政策を進め、2年毎に行われる選挙に立候補し、閣僚として国内外の政策を導いた。選挙活動の成功の鍵は新聞だった。1873年にギブソンはハワイ語・英字新聞『ニュース』(Nuhou, 1874年廃刊)⁷を自ら編集・発行し、1880年に代表的な英字新聞『アドバタイザー』を買収し、更にハワイ語新聞『水曜日の使者』(Elele Poakolu)を発行した⁸。彼はこれらの新聞を通して先住民の権利を主張し、先住民の主権を奪った白人に対抗した。ギブソンが選挙で勝利したことは、先住民の支持を得ていることを意味し、カラカウア政権は成功しているかのように思われた。しかし、王位継承者選挙でカラカウアを支持した『ガゼット』は、1882年8月23日に王を真っ向から否定する記事を次のような内容で掲載した。

宮殿建設に莫大な費用が浪費されているが、その財源が明らかでない…。憲法無視の英米独の3人は恥さらしで愚かで危険人物である。政府の私的な統治に陥り、イギリス最低のジョージ4世の最悪時代に逆行している…。王は国民のためにあり、王のために国民がいるのではない…。アングロ・サクソンは市民権に固守する特別な民族で、1832年の改革法案が承認されなかったなら、確実に革命が起きていた。アングロ・サクソンがハワイを作り上げ、我々のみならず先住民の生活状況も改善させており…新しい時代に入っている⁹。

このように宣教師子孫らはカラカウア王をジョージ4世に見立て、王の統治を終わらせるため立法府議会を掌握しようとした。1883年4月16日、彼らは1884年選挙に勝利して政治改革を図るため、「独立党」(Independent Party)を立ち上げ、さらに「13人委員会」(Committee of Thirteen)を設置した。宣教師子孫の政治運動という印象を避けるため、開かれた実業家の党が当初の方針だった¹⁰。

彼らは人望が厚い他島出身の先住民を公認候補に抜擢することで先住民の票割れを期待した。宣教師学校卒業のジョゼフ・ナバヒ(Joseph K. Nāwahi)、ジョージ・ピリポ(George W.

表1 ハワイ立法府会期における貴族院と下院の議員数リスト (1841-1902年)

君主/大統領 () 内は首相	会期		貴族院議員数		閣僚		議長		書記		下院議員数		議長	書記	その他
	年度(日数)	開会	閉会	先住民	女性	白人	先住民	白人	先住民	白人	先住民	白人			
カメハメハ3世 (ケカウलोヒ 1839-1845)	1841 (34)	4月1日	5月31日	10	4				1						貴族院に王の名前を付記。前年に1840年憲法發布
	1842 (28)	4月12日	5月20日	7	3				1						同上
	1843 (16)	4月10日	4月28日	8	4			1		2					同上
	1845-6 (120)	4月2日	翌4月27日	15	6			1		1					同上、両院合同議会、基本法制定、裁判制度確立
	1846 (32)	4月30日	11月9日	13	5					2					同上
	1847 (33)	4月21日	9月29日	12	6					1					同上
	1848 (25)	4月25日	6月12日	13	4					1					同上
	1849 (1)	4月30日	4月30日	9	2					1					同上
	1850 (38)	5月3日	8月20日	12	3					1					同上
	1851 (32)	4月30日	6月21日	13	2			3 王		1		16			7 白人
1852 (68-77)	4月7日	7月9日	13	1			3 白人		1		17			7 白人	王を President、貴族院書記ClerkをSecretaryに變更
1853 (62-68)	4月6日	6月25日	16				3 王族		1		17			6 白人	同上、1852年憲法發布、立法府3 種分立、2 院政確立
1854 (79-108)	4月8日	8月12日	16				3 王族		1		19			7 白人	以後王の表記なし、女性排除
1855 (57-61)	4月7日	6月16日	13	1			3 王族		1		17			9 白人	女王が出席
1855 (6-13)	7月30日	8月12日	13	1			3 王族		1		13			12 白人	特別会期、女王が出席
1856 (54-58)	4月5日	6月10日	11				2 王族		1		21			5 白人	同上
1858-9 (16-15)	6月10日	6月28日													
同上 (84-127)	12月21日	6月10日	9				2 先住民		1		18			9 白人	同上
1860 (67-83)	5月23日	8月28日	9		3		2 先住民		1		20			7 白人	同上
1862 (78-97)	5月2日	8月23日	7		1		2 王		1		20			7 白人	同上
1864 (71)	10月15日	翌1月10日	10	3			3 先住民				22			4 白人	首相薩上、高位族長の評議会発足、新憲法發布
1866 (81)	4月25日	7月28日	11		3		2 先住民				21			5 白人	王の会期控除なし
1867 (13)	9月2日	9月16日	9		3		4 先住民				21			4 白人	同上
1868 (58)	4月18日	6月24日	9		2		4 先住民				18			9 白人	同上
1870 (68)	4月30日	7月22日	7		2		4 先住民				22			5 白人	同上
1872 (75)	4月30日	7月29日	7		2		4 先住民				21			6 白人	同上
1873 (10)	1月8日	1月20日	6		1		4 先住民				21			6 白人	臨時国会
1874 (3)	2月12日	2月14日	3		2		4 先住民				24			3 先住民	臨時国会
1874 (84)	4月30日	8月8日	6		6	1	4 白人				23			4 先住民	同上
1876 (127)	4月29日	9月30日	9		1		3 白人				22			6 先住民	閣僚を王党派議員と交代
1878 (78)	4月30日	8月6日	8		7		2 5 白人				22			5 先住民	同上
1880 (86)	4月30日	8月13日	7		10	2	1 白人				23			6 先住民	同上
1882 (77)	4月29日	8月7日	7		10	2	5 白人				23			5 先住民	同上
1884 (96)	4月26日	8月30日	5		13	2	2 白人				18			9 先住民	同上
1886 (128)	4月30日	10月16日	3		14	4	4(1) 白人				18			9 先住民	同上
1887 (39)	11月3日	翌5月28日	2		23		5 白人				12			12 先住民	(1) は臨時 統領憲法發布後の特別会期
1888 (88)	5月29日	9月11日	2		23		4 白人				12			12 先住民	同上
1890 (128)	5月21日	11月14日	3		22		8 白人				11			14 先住民	閣僚交代、1893年王國転覆、暫定政府樹立
1892 (171)	5月28日	翌1月14日	6		21	1	14 白人				17			7 先住民	特別会期、貴族院を上院、諸島を選挙区に変更
1895 (50-53)	6月12日	8月15日	1		14		白人		1		6			8 先住民	同上
1896 (100)	2月19日	6月15日	1		13		白人		1		7			8 先住民	上院のみの特別会期
1897 (3)	9月8日	9月10日	1		14		白人								同上
1898 (120)	2月16日	7月7日	2		14		白人		1		4			11 先住民	同上
1901 (58)	2月20日	5月1日	6		8		両方				19			11 先住民	同上
1902 (12)	11月20日	12月6日	3		11		白人				15			15 白人	特別会期

出典：Compiled from the Official Records by Robert C. Lydecker, *Roster Legislatures of Hawaii 1841-1918* (Published by Authority of the Board of Commissioners of Public Archives, Honolulu 1918) をもとに作成。

Pilipo), J. カウハネ (J. Kauhane), J. W. カルア (John Kalua) 等は敬虔なキリスト教徒で、宣教師子孫がこぞって激賞した自慢のエリートだった。彼らは王位継承者選挙でエマ女王に投票し、白人富裕層に対抗して互惠条約に反対し、王の内閣不信任に賛成票を投じていた。宣教師子孫はこれらの先住民が王を破滅に導く理想的な媒介と考えた。つまり、独立党内の白人と先住民の唯一の共通点は反カラカウアであり、ギブソンが王を不正に導いていると信じていることであった。先住民が宣教師子孫主導の独立党から立候補した理由はカラカウアの政治腐敗にあり、国家の独立が政府の歳出超過によって脅かされていたからだ。独立党は、白人にとっては王からの独立であり、先住民にとっては王国の独立を意味した¹¹。

一方、カラカウア支持者は独立党の対抗馬として、1884年に「国民党」(National Party)を立ち上げた。「先住民のためのハワイ」をモットーに白人を政府から締め出し、先住民が政府要職に就くことを目的とした。彼らに対抗して反カラカウア派の英語とハワイ語の各新聞は、選挙妨害とも取れる国民党の浪費・贈賄という噂を掲載し、カラカウア政権を非難した¹²。

1884年2月6日の下院選挙は、28議席のうち独立党は12議席という予想外の結果に終わった。独立党執行委員のサンフォード・ドール (Sanford Dall) 等7人の白人と先住民5人が当選した。元来、先住民の結束の拠りどころは王国の象徴である王の存在であったが、1884年選挙で明らかのようにカラカウア政権を巡っては、彼らは一枚岩ではなかった。国民党は、白人に投票する先住民は民族意識に欠け王に忠実でないと言主張し、カラカウア政権を強固にするため、次期選挙に向けて選挙運動を始めた¹³。

2. 1887年憲法発布と政党政治—1885年から1890年選挙まで—

本章では1887年憲法発布の背景と、憲法発布で参政権を制限された先住民らが、いかにして1890年選挙を勝利に導いたかを明らかにする。

カラカウアは1886年選挙に向けて、先住民に最も人気があった独立党公認候補者のナバヒ、ピリポ、カルアを強敵と見做し、自ら他島へ出かけ彼らの選挙区で選挙運動を繰り広げた。一方で、1885年4月に反カラカウアの象徴であったエマ女王が亡くなり選挙戦が容易になった¹⁴。独立党の候補者は12人の先住民と16人の白人（そのうち8人はハワイ生まれ）であった。1886年2月3日の選挙では、独立党で反カラカウアを掲げた先住民のナバヒとピリポが落選し敗退した。それは単に独立党議員の減少だけでなく、大半の先住民がカラカウア政権を支持したことを意味した。さらに独立党の失敗は、選挙では同党による政権掌握が不可能であることを示していた。

これらの選挙と並行して新たな新聞が発行され、カラカウア政権を支持するかないかが紙上で明確になった(表2参照)。英字新聞の『サタディ・プレス』、『デイリィ・ブルテン』、『モー

表2 主なハワイ語新聞と英字新聞の発行リスト (1880年代～1893年)

No.	新聞名	言語	発行期間 (年)	主な発行者	内容
1	『パシフィック・コマーション・アドバタイザー』 (<i>Nūpepa Kūkōa</i>)	英語	1856-1921	ホイットニー等	一時カラカウア派*
2	『独立新聞』	ハワイ語	1861-1927	ホイットニー等	一時カラカウア派*
3	『ハワイアン・ガゼット』 (一部ハワイ語)	英語+	1865-1918	フラック等	反立憲君主制
4	『ハワイ諸島』 (<i>Ko Hawaii Pae Aina</i>)	ハワイ語	1878-1891	ホイットニー等	一時反カラカウア派*
5	『水曜日の使者』 (<i>Elele Paohala</i>)	両言語	1880-1881	ギブソン	王と先住民の権利主張
6	『サタデイ・プレス』	英語	1880-1885	スラム等	反カラカウア派
7	『デイリー・ブルティン』	英語	1882-1895	ホイットニー	統帥憲法支持
8	『水曜日の使者新聞』 (<i>Nūpepa Elele Paohala</i>)	ハワイ語	1882-1885	ライオンズ等	カラカウア派
9	『デイリー・パシフィック・コマーション・アドバタイザー』	英語	1883-1885	ホイットニー等	反カラカウア派*
10	『海の星』 (<i>Hoku o ke Kai</i>)	ハワイ語	1883-1884	カラカウア等	ナシヨナリスト
11	『ハワイ支持』 (<i>Koo o Hawaii</i>)	ハワイ語	1883-1883	スペンサー	ナシヨナリスト
12	『デイリー・ハワイアン』	英語	1884-1885	ライオンズ	反カラカウア派に屈す*
13	『モーニング・ガイド』	英語	1884-1885	スラム	統帥憲法誘導
14	『ハワイ諸島の太陽新聞』 (<i>Nūpepa Puka La Ko Hawaii Pae Aina</i>)	ハワイ語	1884-1891	アワイスイ	ナシヨナリスト
15	『ハワイの命』 (<i>Ola o Hawaii</i>)	ハワイ語	1884-1884	アチ、カエオ	ナシヨナリスト
16	『デイリー・ホノルル・プレス』	英語	1885-1886	スラム	反カラカウア派
17	『土曜日の使者』 (<i>Elele Poaono</i>)	ハワイ語	1885-1885	ギブソン	カラカウア派
18	『使者新聞』 (<i>Nūpepa Elele</i>), 英語版は『マッセンジャー』	ハワイ語+	1885-1892	ライオンズ等	カラカウア派
19	『デイリー・ヘラルド』	英語	1886-1889	ロガン	後に反カラカウア派*
20	『天国の7日』 (<i>Na Lani Ehiku</i>)	ハワイ語	1886-1887	スペンサー	ナシヨナリスト
21	『ハワイの指導者』 (<i>Alakai o Hawaii</i>)	ハワイ語	1887-1888	ポエボエ	ナシヨナリスト
22	『デイリー・ハワイアン・ガゼット』	英語	1887-1888	ロガン	反カラカウア派
23	『人びと』 (<i>Makaainana</i>)	ハワイ語	1887-1893	テスタ等	ナシヨナリスト
24	『フクロウ』 (<i>Oua</i>)	英語	1888-1889	ブラッシュ	ナシヨナリスト
25	『真実』 (<i>Oiaio</i>)	両言語	1889-1896	ブッシュ	先住民の権利
26	『国民の声』 (<i>Leo o ka Lahui</i>), 1890年より一部英語版	ハワイ語+	1889-1896	ブッシュ等	ナシヨナリスト
27	『国民の報告者』 (<i>Ahailono o ka Lahui</i>), 『ナシヨナル・ヘラルド』	両言語	1890-1890	ウンダーバーグ	立憲君主制支持
28	『ホノルル・デイリー・タイムズ』	英語	1890-1890	サーストン	反立憲君主制
29	『国の見張り人』 (<i>Kīāi o ka Lahui</i>)	ハワイ語	1890-1890	ホイットニー等	立憲君主制支持
30	『ハワイの進歩』 (<i>Hawaii Holomua</i>), 『ハワイ・ホロムア』	両言語	1891-1895	ポエボエ等	ナシヨナリスト
31	『自由』 (<i>Liberate</i>), 『リベラル』	両言語	1892-1893	ウィルコックス等	独立自治
32	『ハワイアン・スター』 『サンデイ・スター』	英語	1893-1912	トウス、スマイス等	併合派
33	『真珠のレイ』 (<i>Lei Momi</i>)	ハワイ語	1893-1893	カウ	反併合派
34	『ハワイの土地を愛する新聞』 (<i>Nūpepa Puka La Aloha Aina</i>)	ハワイ語	1893-1894	カウマノノ等	ナシヨナリスト

編集者は大抵複数で、発行者と編集者は同一とは限らず、敵対関係で所有者が変わることがある。+は一部英語又はハワイ語、*は発行時により主張が変化ししたことを示す。
 出典：Mookini, *The Hawaiian Newspapers*; Chapin, *Shaping History. Guide to Newspapers of Hawaii 1834-2000*; Silva, *Aloha Betrayed* などをもとに作成。

ニング・ガイド』、『デイリィ・ホノルル・プレス』は反カラカウア派である一方、ハワイ語新聞の『水曜日の使者新聞』(Nupepa Elele Poakolu, 57頁の『水曜日の使者』と混同しないこと。表2, No.8参照), 『ハワイ諸島の太陽新聞』(Nupepa Puka La Ko Hawaii Pae Aina), 『使者新聞』(Nupepa Elele) はカラカウアを支持した¹⁵。

1887年5月17日の『ガゼット』は、カラカウアのアヘン販売許可における賄賂事件の経過を詳細に述べ、さらにギブソンはモルモン教徒で悪人であり、逮捕して有罪宣告すべきで、カラカウアは「盲目」「愚鈍」で「哀れむ」と記載した¹⁶。そして6月30日、13人委員会のローリン・サーストン(Lorrin Thurston)の草案で設立された白人の秘密結社「ハワイアン・リーグ」(Hawaiian League)は、1884年に結成した自警団の「ホノルル・ライフルズ」(Honolulu Rifles)を援軍にクーデターを起こした。王とギブソンの権力乱用、アヘン・スキャンダル、莫大な財政赤字などへの抗議の決議書を王に手渡し、新閣僚を指名するように要求しギブソンを逮捕した。7月1日にカラカウアは新閣僚を渋々指名し、同月6日に委員は王に「銃剣憲法」(Bayonet Constitution)と呼ばれる新憲法発布の署名を強行した。銃剣憲法は財産・収入資格¹⁷を設け、先住民をはじめ労働者の権利縮小を図り、アジア人の参政権を剥奪し、財産資格を満たせば外国人にも参政権を認め、さらに投票に際しては銃剣憲法支持の署名を強制した(表3, 4, 5, 6参照)。サーストンらは、参政権が女性や10代の若者に与えられていないことを例に、投票は自然権ではなく特権だと弁明した¹⁸。13人委員会はこのクーデターを、1215年にイギリスのジョン王がマグナ・カルタに調印した事件に譬え、さらに1776年の独立宣言におけるイギリス国王ジョージ3世の弾圧行為に対する訴えに重ね合わせて正当化した¹⁹。

銃剣憲法は発布後90日以内に特別選挙実施を求めた。独立党の宣教師子孫らは、リーグを核としつつ独立党から抜け出し、新たに「改革党」(Reform Party)を結成した。それは「宣教師党」とも呼ばれ、政府部局と税金の削減、王国自治を掲げた。また、独立党の先住民指導者ナバヒ等は、改革党に対して「独立改革党」(Independent Reform Party)を結成したため、

表3 銃剣憲法下の下院と貴族院における投票者の出身別割合(1888年)

出身	下院 ()内は投票者数	貴族院 ()内は投票者数	下院投票者に対する 貴族院投票者の割合
先住民	63.95% (9,336)	35.54% (1,065)	11.40%
ハワイ出身外国人	1.30% (189)	4.51% (135)	71.40%
アメリカ人	5.52% (806)	22.02% (660)	82.00%
英国人	4.59% (670)	18.35% (550)	82.10%
ポルトガル人	19.26% (2,812)	4.77% (143)	5.10%
ドイツ人	3.04% (443)	8.64% (259)	58.50%
その他	2.34% (342)	6.17% (185)	54.10%
合計	100.00% (14,598)	100.00% (2,997)	20.50%

出典：Pacific Commercial Advertiser, November 22, 1889をもとに作成。

表4 出身別人口比と選挙登録者数の割合（1890年）

出身	人口	人口割合	登録者数	登録率
先住民	34,436	38.30%	8,777	64.50%
先住民混血	6,186	6.90%	777	5.70%
ハワイ出身外国人	7,495	8.30%	146	1.10%
アメリカ人	1,928	2.10%	637	4.90%
英国人	1,344	1.50%	505	3.70%
ポルトガル人	8,602	9.60%	2,091	15.40%
ドイツ人	1,034	1.10%	382	2.80%
中国人	15,301	17.00%	-	-
日本人	12,360	13.70%	-	-
その他	1,304	1.50%	278	1.90%
合計	89,990	100.00%	13,593	100.00%

出典：Richard Weigle, "The Sugar Interests and American Diplomacy in Hawaii and Cuba, 1893-1903," (Ph. D. Dissertation, Yale University, 1939), 53をもとに作成。

表5 出身別労働賃金の年収比較（1890年）

	先住民	アメリカ人	英国人	ドイツ人
鍛冶屋	\$541	\$1,040	\$1,235	-
大工	\$757	\$962	\$1,118	\$957
船大工	\$676	\$1,082	\$1,266	-
塑造	\$377	\$988	\$1,170	-
塗装業	\$624	\$780	\$650	-
機械工	\$809	\$1,126	\$1,095	\$894

David William Earle, "Coalition Politics in Hawai'i in the 1890 Elections," (Honolulu: Pacific Islands Studies, 1993), 14をもとに作成。

表6 熟練工と労働者の出身別年収割合の比較（1890年）

（貴族院の被選挙権と選挙権の資格は\$3,000以上の財産または\$600以上の年収）

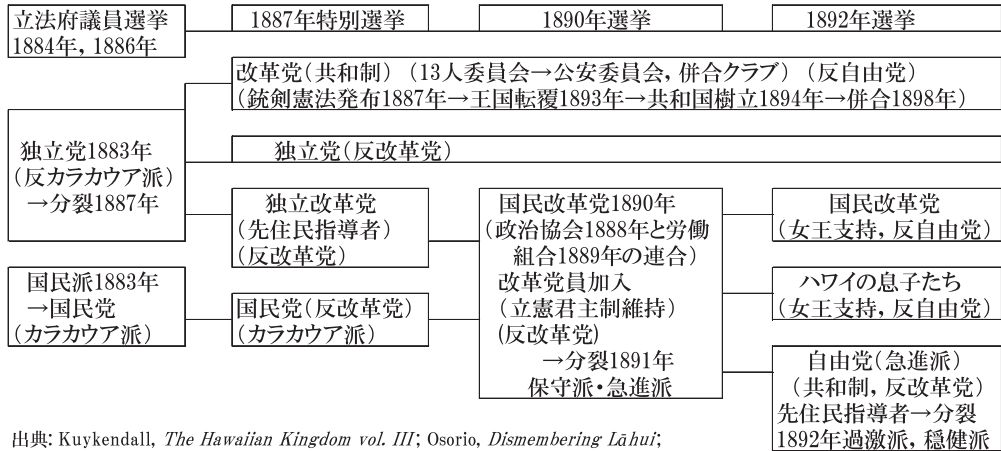
	先住民	アメリカ人	英国人	ドイツ人	その他
熟練工					
\$600以下	58%	2%	4%	14%	30%
\$600以上	42%	98%	96%	86%	70%
労働者					
\$600以下	100%	100%	67%	75%	100%
\$600以上	0%	0%	33%	25%	0%
平均日給	\$1.86	\$3.88	\$4.38	\$3.07	\$1.78

David William Earle, "Coalition Politics in Hawai'i in the 1890 Elections," (Honolulu: Pacific Islands Studies, 1993), 3をもとに作成。

改革党に加わった元独立党仲間の先住民議員J. カウハネ等是对立候補になった。独立改革党をはじめ反改革党の側に立った政党は、銃剣憲法廃止、立憲君主制維持を主張した。憲法改革に向けて結集した一般の白人は、改革党の共和国樹立の画策を知って、彼らの大半は反改革党に鞍替えし、この機に白人労働者はアジア人排斥と反資本主義を掲げて労働組合を設立した。ど

の党にも白人と先住民が入り交じり、また入れ替わり、投票者には誰がどの党の立候補か定かでなかった。9月12日の選挙では、宣教師子孫が率いる改革党が勝利した（図1参照）²⁰。

図1 ハワイ王国における政党の出現と分裂（1883年～1892年）



出典: Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom vol. III*; Osorio, *Dismembering Lāhui*; Earle, "Coalition Politics in Hawai'i" などをもとに作成。

1888年11月22日、改革党の寡頭政治に対抗して本来の立憲君主制に戻すため、先住民は「政治協会」(Hui Kālai‘āina) を設立した。翌年5月24日に会長ジョン・ブッシュ (John Ailuene Bush) は、先住民を啓蒙して仲間の声を取り上げるため、新しくハワイ語新聞『真実』(Oiaio) を発行した。彼らの主張は、立憲君主制維持、銃剣憲法反対、参政権資格是正等であった。1890年1月6日に彼らは強力な組織を目指して「職人労働者政治保護組合」(Mechanics' and Workingmen's Political Protective Union, 以下、労働組合と略記) と連合した。労働組合は1889年9月に設立され、投票資格廃止、王国独立維持、アジア移民制限を掲げていた。設立2ヶ月後の組合員は約600人で白人と多数の先住民もいた。政治協会と労働組合の連合は1890年選挙に向けて、王国独立、アジア移民反対、投票資格廃止を目的に「国民改革党」(National Reform Party) を結成した²¹。

国民改革党の先住民は労働組合との連合で一つの選択を余儀なくされていた。先住民女性の国際結婚は白人だけでなく中国系実業家とのそれも珍しくなかった。先住民のビジネス界では中国人は重要な顧客であり、彼らの参政権剥奪に関心を寄せるのは当然だった。しかし、白人労働者は中国文化を劣性と見做し、低賃金労働を厭わない中国人を不公平な競争相手として、彼らの権利縮小を要求した。特にポルトガル人は中国人排斥を強く主張した。先住民が白人労働者と連合するならば、彼らの考えに幾分妥協することが必要であり、また旧体制を復活することは現実的ではなかった。先住民は独立王国を維持できるか、奴隷同然のプランテーション

労働者の国になるかという分岐点にきていた。つまり先住民候補者に投票できない中国人を支えるか、中国人を見捨てて白人労働者の投票権を利用するかという選択だった。先住民は後者を選び連合したが、彼らの不満はそもそも外国人である白人に選挙権を与えたことだった。国民改革党には様々な立場の白人がおり、自由に議論できないところに先住民の悩みがあった²²。

1890年選挙が近づくと選挙運動が一層激しくなり、各党に関する記事が紙上を賑わした。1月9日に国民改革党は『使者新聞』に代わって、党の広報と改革党支持の新聞を批判するため、1ヶ月に限定してハワイ語・英字新聞『国民の報告者』(*Ahailono o ka Lahui*)を発行した。これに対して改革党は、同25日に10日間限定で『ホノルル・デイリィ・タイムズ』紙を発行した。国民改革党の大会参加者は時には2,500人に達したが、改革党は200から500人だった。1月8日に国民改革党は2,000人近い参加者を集めて、現政府の差別を非難して政権奪回を主張した。またポルトガル人投票者を対象に特別な会合も開いた。一方、1月15日に改革党は代表者会議を開催し、同20日の改革党大会には約400人が出席したが、その中に立憲君主制を支持するが反カラカウア派の先住民が約40人いた²³。

2月5日の選挙では、政治の中心地オアフ島で投票登録者の90%以上が投票し、関心の高さがうかがえた。議員数は両院とも24人で、当選結果は貴族院では国民改革党9人、改革党13人、独立党2人、下院では国民改革党14人、改革党10人であった。全閣僚は改革党員だったが、政治の中心地オアフ島に焦点を当てると、改革党候補者は下院議員1人を除いて全員が落選し、それは敗北を意味した。一方、同島の国民改革党候補者は下院議員1人を除く全員が当選した。貴族院では反米の英国人やドイツ人の支持を得てドイツ、アメリカ、スコットランド出身の裕福な実業家が当選し、先住民は財産・収入資格が障害となり当選者は2人とどまった²⁴。各党派の内部に目を向けると、立憲君主制を支持する反カラカウア派があり、プランテーション経営者に反併合派があり、銃剣憲法の是非についても個々の動きがあるなど、まちまちであった。そのため、1890年立法府議会までは新憲法発布に向けて目に見える進展はなかった。

3. 政党政治の展開—1890年立法府議会と1892年選挙—

本章では新憲法発布のための憲法制定議会開催を巡る動きを追いつつ、先の選挙で勝利した国民改革党の分裂を考察する。

1890年議会は5月21日に始まった。貴族院と下院の議長は国民改革党から選出され、立法府委員会では改革党貴族院議員は1人であるため、国民改革党にとって銃剣憲法廃止のチャンスであった。しかし、6月5日に上程したマジョリティ報告書は却下された。この件とは別に、互惠条約の付加条項—ハワイが他国と如何なる条約も締結しない条件で、アメリカはハワイ独立を支持する—が取り上げられた。改革党から離反したカナダ出身の司法長官クラレンス・ア

シュフォード (Clarence Ashford) は、付加条項承認の署名拒否を王に促していた。そのため数日間の激論が交わされた末、6月13日にアシュフォードの行為を違法と見做し、彼の信任を問う動議が出された。24対24で不信任決議は取れず、内務大臣サーストンは閣僚全員の辞任を表明した。6月17日に王に指名させた新閣僚は、国民改革党保守派と改革党との妥協の産物であったため、銃剣憲法廃止を主張する国民改革党急進派の下院議員のブッシュとロバート・ウィルコックス (Robert W. Kalanihiapo Wilcox) は激怒した²⁵。

6月30日、下院議員カルアは憲法制定議会開催を提案し、2日後に同議員ナバヒはその動議を出したが拒否された。銃剣憲法は議員に同憲法支持を誓わせていたので、それを改正しようとする議会は反乱と見做された。7月19日、下院議員のブッシュとウィルコックスは大会を開催し、新憲法草案のために「ハワイ国民委員会」(Hawaiian National Committee) を結成し秘密裏に集った。8月14日に約500人が宮殿に集まり、各島の代表は王に4,800人の署名請願書を差し出した。請願書は王国に相応しい新憲法のために憲法議会を求めるものであった。翌日、王は閣僚に相談なく議会の請願書と、6月30日に拒否されたカルアの草案を提出した。8月18日、英米の各弁務官は憲法議会反対派の助言に応じて、王に銃剣憲法条項の一部修正で納得するように求めた。王はこれを国内干渉と捉え、ロンドンへ弁務官の後任を求める書簡を送ったが拒否された²⁶。

9月9日、国民改革党大会で労働組合は数百人を前に、現憲法に憲法議会開催を妨げる規定はないと主張した。同月23日に国民改革党議員9人のうち6人が、憲法議会は憲法違反というロードアイランドの先例を挙げた。一方、憲法議会賛成の3人は、1864年にカメハメハ5世が憲法議会を招集して新憲法を發布した先例を挙げ、ハワイにアメリカの先例を持ち込むことに反対した。同月29日に立法院で双方の白熱した議論が3日間続いた後、憲法議会は24対16で否決された²⁷。この否決票は国民改革党保守派議員の離反を示していた。

国民改革党の選挙公約は、憲法議会開催という急進派と、憲法修正のみという保守派の意見に分かれた。10月23日にブッシュは、閣僚が政策の基本方針を示さず、議員を憲法議会廃止に導いたことから、閣僚信任を問う決議案を提出したが、26対18で否決された²⁸。この否決票は再び国民改革党議員の離反を示していた。銃剣憲法では貴族院選挙出馬における財産・収入資格のハードルが高く、先住民は幾分裕福な白人から候補者選びをする必要があった。国民改革党内では、白人議員の裏切りや一向に進まない憲法議会の状況から分裂状態にあった。

憲法修正か新憲法発布かという議論のなか、1891年1月20日にカラカウアは療養先のサンフランシスコで54歳の生涯を終えた。同月29日に妹のリディア・リリウオカラニ (Lydia Lili'uokalani) が即位した。国民改革党急進派のウィルコックスとブッシュは、当初リリウオカラニ女王の政策に期待したが、次第に不満を露にした。ウィルコックスは、女王が新憲法を望んでいたにも

拘わらず、即位の際に銃剣憲法への忠誠を誓ったことや、王室の侍従として彼を指名しなかったことに苛立った²⁹。ブッシュは、女王や閣僚そして王国の「砂糖貴族」らを攻撃した。同年9月30日、彼が発行するハワイ語・英字新聞『国民の声』(*Leo o ka Lahui*)で、1887年以来寡頭政治を率いる白人に向けて、「政府は自由・平等・同胞愛を基とすべきで、被治者の同意の下にのみ存在し、銃剣憲法は被治者の承認を得ていないばかりか、一定の階級の利益のために脅しと詐欺により成立しているゆえ、人民の人民による人民のための新しい自由な憲法を求める」と主張した³⁰。ブッシュは君主制を否定し、共和制を掲げる宣教師子孫の理念を逆手にとって攻撃し、同年4月から「自由党」(National Liberal Party)という呼称を使い始めていた。11月12日に国民改革党の卓越した先住民指導者は離党し、自由党を正式に結成した。党首はブッシュ、副党首はナバヒで、党員の多数は元国民改革党員からなり、元改革党のアシュフォードらも加わった。彼らの理念は政権を剥奪された先住民の権利回復であり、立憲君主制廃止ではなかったが、政権を奪われた状況のなかでは、寡頭政治に対して共和制のみが先住民の利益を守ることができると考えた³¹。

同じころ国民改革党内では別の動きがあった。1891年末にジョン・カミンズ (John Cummins) は、愛国協会「ハワイの息子たち」(Native Sons of Hawaii) を設立した。会員は元国民改革党保守派で、カラカウアの葬儀では200人が彼の棺に続いた。彼はカラカウアの私的な友人で、1890年6月に外務大臣に指名され閣僚長に選ばれていた。同年12月28日の大会で新党として「先住民のためのハワイ」をモットーに、平和で安定した王国の独立維持と女王への忠誠を掲げ、先住民が併合や共和制を支持しているというアメリカやハワイでの噂が偽りであると主張した³²。

一方、多数の党員が離党した国民改革党は党の増強を図った。彼らは王族の統治による王国独立の永続を掲げ、経済発展のためにアメリカとの自由貿易の条約や友好関係一併合や領土の譲渡は否定一を促進し、銃剣憲法修正案を支持するとともに、労働者保護と中国移民の制限を主張した³³。

1892年2月3日の選挙に備えて、改革党、自由党、ハワイの息子たち、国民改革党、独立党は公認候補を立て、両院48議席を争うことになった。改革党は1890年選挙でオアフ島の候補者が敗北し弱体化したため、同党指導者サーストンは、この選挙での最重要課題は貴族院で自由党を打ち負かすことであり、それには国民改革党の候補者に相乗りすべきだと主張した。しかし改革党の多数派は彼の考えに反対し、オアフ島での候補者は見合わせることにした。国民改革党は選挙活動資金を提供した女王に賛同し、ハワイの息子たちは政府を支持し、両者は反自由党という点で一致していた。自由党の先住民指導者は共和主義一立法府を支配する寡頭政治に対立する共和制一の拡大を主張した。ナバヒは公正な新憲法発布を主張し、国民改革党の単なる銃剣憲法修正とは根本的に異なっていた。アシュフォードは、アメリカとの自由貿易条約

に断固反対した。自由党が選挙に勝利すれば、自由党員で構成する閣僚が憲法議会を開催し、先住民の権利を回復する新憲法採用が可能だった。いずれにせよ政党は混乱を極め、国民改革党とハワイの息子たちの候補者が同一人物であったり、改革党候補が独立党から立候補したり、選挙の度に先住民も外国人も彼らの支持政党が変わったり、事態は錯綜した³⁴。

選挙結果に関して『アドバタイザー』は、保守派對自由派の構図で、48議席のうち保守派は35議席で自由派の13議席に勝利し、アメリカとの条約可能性は高くなり、憲法議会開催の可能性は薄らいだと報じた³⁵。全議席のうち改革党は23議席（白人16、先住民7）、自由党は13議席（白人1、先住民12）、国民改革党は9議席（白人6、先住民3）、独立党は3議席（先住民3）を獲得した³⁶。1892年の会期では、多数派がいないため紛糾し、議会自体の弱体化が進んだ。また、先住民が自国で白人と平等な権利が回復できるかどうかは、代表的な先住民指導者が率いる自由党の動きに委ねられることになる。

4. 政党政治の終焉

本章では国民改革党から離脱し結成された自由党の分裂理由を考察し、王国転覆が新憲法発布の動きに由来することを明らかにする。

自由党の党員は多数の先住民と相当数の先住民混血や白人だった。1892年2月の選挙後、自由党党首のブッシュは『国民の声』で、「カメハメハ大王の専制政治は当時として不可欠であり、時代とともに立憲君主制への移行も必要とされた。同様に現今の世界情勢から、立憲君主制は民主制への一時的なものである」と述べた。同年3月には、「君主制の次には人民の人民による人民のための政府の出番」と主張し、公開の会合や私的な集まり、また個人的な会話のなかでそうした考え方が広められた³⁷。5月19日に公開の会合で、自由党は会期開会に備えて新憲法発布と現閣僚の信任投票を決議し、増税分は貧困者からではなく富裕者の資産と収入から徴収すべきという議案を採択した。

こうしたなか、1892年5月20日にウィルコックスとアシュフォード等の18人は、反体制の陰謀で逮捕された。下院議員のウィルコックスは、同月28日に始まる会期のため1ヶ月ほどで釈放されたが、逮捕はこれが初めてではなかった。1887年10月まで彼はイタリア王立陸軍士官学校に留学し、愛国者ジュゼッペ・ガリバルディに影響を受け、1889年に新憲法発布を求めて権利奪還事件を起こしていた³⁸。同年9月7日にハワイ語・英字新聞『自由』(*Liberal*)を発行し、10月1日に「共和主義は普遍的自由とより良い文明社会をもたらす」と主張し、王家資産の違法性などを非難した。この頃、ウィルコックスとブッシュは、彼らを支持する党員とともに、党内に共和主義派を結成した。自由党は彼らを除籍し分裂した。予てから彼らの言動に警告していたナバヒは自由党党首に選ばれた。12月3日に共和主義派は、『自由』に「立憲君主制の

佐野恒子

下で進展不可能ならば政府の形態を変えることは不可欠」と述べ、政府の責任を問うた³⁹。

一方、1892年8月末に閣僚の不信任決議案が可決されて以来、11月8日に改革党の新閣僚が就任するまで、不信任決議により全閣僚の交代が2回実施され、政情不安が続いていた。さらに1893年1月12日に立法府議会で、女王支持派は現閣僚に不信任を投じて辞職させた。同月13日に女王は彼女に賛同する新閣僚を指名し、14日に会期を閉会した。同日、女王は先住民の度重なる新憲法発布の請願書⁴⁰から、新閣僚に新憲法発布の考えを知らせたが、閣僚は彼女に思い留ませた。『自由』は女王への攻撃から反転して、女王と新閣僚を支持することは義務であると論じた⁴¹。3日後、宣教師子孫らによる2番目のクーデターが起きる。

1893年1月14日、13人委員会は王国転覆に向けて、フランス革命と「ジャコバン委員会」(Jacobin Committee of Public Safety)を参考に「公安委員会」(Committee of Public Safety)を設立した。13人委員会は銃剣憲法発布で先住民から政権を奪うことができたが、閣僚や立法府を効果的に統治することができなかった。彼らは先住民だけでなくアジア人やポルトガル人をも排除した政府を望んでいた。女王が新憲法を発布するならば、王国転覆が残された最後の手段であった。そこで公安委員会にて、サーストンの併合提案を12対1で決議し採択した。同月16日に閣僚は新憲法発布を否定したが、米公使ジョン・スティーブンスの指示により、米軍艦ボストンから米軍が上陸し、翌17日には米軍の庇護のもとに暫定政府が発足した⁴²。このクーデターは政党政治の終焉を意味した。

おわりに

ハワイ王国の政党政治は、カラカウア王が内政・外交に最も精力的に取り組んでいた全盛期に出現した。それは、王の権限を最大限に行使し、政治腐敗と歳出超過を生みだした時期でもあった。共和主義を唱え政権を握る宣教師子孫にとって、カラカウア政権は王権の乱用と映り、立法府の統制を難しくさせた。そこで、1883年に宣教師子孫らは独立党を結成し、反カラカウア派で人望が厚い先住民指導者ナバヒらを公認候補に立法府選挙に臨んだ。1884年選挙では先住民の票割れという彼らの目論見は成功したが、1886年選挙ではカラカウア派の国民党に敗北した。

1887年、宣教師子孫は立法府を支配するため、彼らの側に立つ閣僚を王に指名させ、王権縮小と参政権を制限する憲法発布を強行した。独立党の白人と先住民は3党一宣教師子孫らを中心とする改革党、先住民指導者らが率いる独立改革党、既存の独立党一に分裂した。改革党以外の二党は反改革党の立場にあった。憲法改革に賛同していた大半の白人は、改革党の共和国樹立画策を知ると他党へ鞍替えし、ハワイの政党政治は新たな局面を迎えることになった。

1890年の選挙では先住民組織の政治協会と、白人労働者を核とする労働組合が連合し、国民

改革党を結成することで改革党に対抗した。彼らの結束は選挙を勝利へと導き、銃剣憲法に代わる新憲法発布の機会を得た。しかしながら、議会における国民改革党の白人議員の度重なる離反によって新憲法発布は遠のいた。銃剣憲法の下で政権を握るためには、貴族院の選挙人と被選挙人における資格条件を満たす白人に委ねるしかなく、政党は離合集散を繰り返すことになった。

このような状況のなか、国民改革党の一部の先住民指導者は権利回復のためには、被治者の同意に基づく共和主義のみが、彼らの利益を守ることができるように考えようになり、共和制に望みを託して自由党を結成した。元より共和主義を掲げて政党政治を始めた改革党は、彼らの論理を逆手に取って共和制を掲げる自由党の勢いに脅威を抱き、他党とともに反自由党つまり反共和制に立場を変えたが、効果的な対応策もなく王国を転覆し彼らの矛盾を露呈させた。

このように各党や各党員が掲げる理念は様でなく、政党政治が出現して以来、多党化が進んだ。先住民と白人はともに、政治と金の問題でカラカウアを支持するかどうかで分かれ、両者は銃剣憲法の是非を論じて分裂し、さらに立憲君主制か共和制かで対立した。1887年以降、王/女王の下での立憲君主制を維持したものの、実際には王/女王は名目的権威にとどまり、現実の政治は各党間での対立と妥協のなかで繰り返された。1890年の全人口に占める先住民の割合は45%であり⁴³、先住民は外国人を無視して選挙に臨むことはできなかった。多様化したハワイ社会では、仕事を求めて渡来したアジア人や欧米人も、経済的対立や職種間での分裂があり、白人と先住民という枠を超えて、政治への発言権と私的な利益を求めて政党政治に加わった。従って、ハワイの政党政治はさまざまな利害関係の中で、白人と先住民はお互いを利用しながらも協力しあい、結党と離党を繰り返した。特に財産・収入資格を設けた銃剣憲法の下で、社会の底辺に置かれた先住民と白人労働者の組織が生まれ、更にその構造は複雑化し、政治における白人と先住民という二極構造はもはや存在しない状況となっていたといえる。

こうした政党政治が進むなかで各新聞はいずれかの政党と関係し、政治に関する論説を記載し読者に訴えた。そして、ハワイのメディアを成長させるとともに、選挙人・被選挙人として人びとの意識をも高めた。加えてハワイの政党政治は、政治と金の問題や、投票数が真に相応しい政治家を選ぶとは限らないという現代社会が抱える矛盾を示しているといえよう。

註

- 1 Jonathan Kay Kamakawiwo'ole Osorio, *Dismembering Lāhui: A History of the Hawaiian Nation to 1887* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2002).
- 2 David William Earle, "Coalition Politics in Hawai'i – 1887–90: Hui Kālai'āina and the Mechanics and Workingmen's Political Protective Union," (Honolulu: Master's thesis,

University of Hawai'i, 1993).

- 3 佐野恒子「ハワイ先住民によるハワイ語新聞発行の原点を求めて」『中・四国アメリカ研究』第6号(2013年), 66頁。
- 4 『ガゼット』の「国民の願い」は1874年2月4日2頁。同「王か女王か」は同月11日2頁。『ガゼット』は1865年ハワイ政府の週刊新聞として発行され, 1873年以降は併合派の個人所有になり, その後カラカウアと対立して立憲君主制反対を掲げた。Helen Chapin, *Guide to Newspapers of Hawai'i 1834-2000* (Honolulu: Hawaiian Historical Society, 2000), 38.
- 5 *Pacific Commercial Advertiser*, February 7, 1874. 発行時, 同紙の塗り潰された箇所は, “We do not wish to see the petticoat putting on britches.” とあり, エマは統治者に相応しくないことを印象づけた。『アドバタイザー』は1856年に宣教師の息子で新聞王のホイットニーが週刊新聞(1882年から日刊)として発行を始めた。1870年に所有者が変わり, 一時は王党派の新聞として発行されたが, 1888年以降宣教師子孫が所有し併合を支持した。Helen Chapin, *Shaping History: The Role of Newspapers in Hawai'i* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 1996), 53-57, 66.
- 6 1876年マウイ島でスプレッケルスが, 3万エーカー以上の土地に灌漑用水の権利を得るため王に請願書を提出したが, 白人閣僚は請願書を1週間以上保留にした。そのためカラカウアは一方的にその閣僚を解雇し, スプレッケルスらと密かに閣僚選びをした。Michael Dougherty, *To Steal a Kingdom: Probing Hawaiian History* (Hawai'i: Island Style Press, 2000), 135.
- 7 真珠湾譲渡における反米運動を拡大したナショナリストの新聞で週2回発行された。
- 8 Gavan Daws, *Shoal of Time: A History of the Hawaiian Islands* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1968) 224.
- 9 *Hawaiian Gazette*, August 23, 1882. 英米独の3人は, ギブソン, カラカウア, スプレッケルスを指す。改革法案(Representation of the People Act 1832)は英国ウィリアム4世の時代, 参政権の拡大を目的に選挙制度を変えた。
- 10 Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom Volume III 1874-1893: The Kalakaua Dynasty* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1967), 270.
- 11 Osorio, *Dismembering Lāhui*, 164-166, 210-214, 283.
- 12 Ibid, 218.
- 13 Ibid, 215-219; Kuykendallは独立党候補の4分の3近くは先住民と述べている。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 271. ホノルルの実質の投票資格者2,700人のうち外国人は300人弱であった。Osorio, *Dismembering Lāhui*, 214.

- 14 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 280-282.
- 15 Esther K. Mookini, *The Hawaiian Newspapers* (Honolulu: Topgallant Publishing, 1974), 34, 35, 38, 39; Chapin, *Guide to Newspapers of Hawai'i 1834-2000*, 15, 73, 78, 80, 91.
- 16 *Hawaiian Gazette*, May 17, 1887.
- 17 貴族院の被選挙権並びに選挙権の資格は、\$3,000以上の財産または\$600以上の年収がある納税者（銃剣憲法56条、59条2項）、下院議員の資格は\$500以上の財産または\$250以上の年収があること（同61条）。Constitution of Hawaii 1887.
- 18 *Pacific Commercial Advertiser*, December 10, 1889.
- 19 Earle, "Coalition Politics in Hawai'i," 2, 3, 8-11.
- 20 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 406-408; Earle, "Coalition Politics in Hawai'i," 53-55. 外国籍のポルトガル人らに選挙権を与えたこと、候補者名簿がなく他島の多数の先住民が改革党に投票したこと、2人の中心的王党派の混血指導者でカラカウアの側近ジョン・ブッシュはサモアへ、ロバート・ウィルコックスはイタリア留学中で、ハワイを不在にしていたことなどが敗因となった。Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 410.
- 21 佐野恒子「アメリカの海外膨張とハワイ先住民の併合反対運動」肥後本芳男・山澄亨・小野沢透編『現代アメリカの政治文化と世界』（昭和堂、2010年）、61頁。
- 22 Earle, "Coalition Politics in Hawai'i," 63.
- 23 Ibid, 135-138.
- 24 *Daily Bulletin*, February 14, 1890; Robert C. Lydecker, *Roster Legislatures of Hawaii: 1841-1918* (Honolulu: The Hawaiian Gazette Co., Ltd., 1918), 178.
- 25 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 456, 459-461.
- 26 Ibid, 461-463.
- 27 Ibid, 463-465; Earle, "Coalition Politics in Hawai'i," 164-167.
- 28 Ibid, 171-172; Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 466.
- 29 Douglas Askman, "Her Majesty's Disloyal Opposition: An Examination of the English-Language Version of Robert Wilcox's the *Liberal*, 1892-1893," *Hawaiian Journal of History* 42 (Honolulu: Hawaiian Historical Society, 2008), 180.
- 30 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 515; 1891年8月10日に米国務長官ブレインはハリソン大統領に、領土化するに価値ある三つの島嶼のなかで、ハワイは可能性があるため、その時に備えておきたい旨の書簡を送っている。Ibid, 486.
- 31 Ibid, 514-516; Askman, "Her Majesty's Disloyal Opposition," 181.
- 32 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 475, 513, 514, 517.

佐野恒子

- 33 Ibid, 516-517.
- 34 Ibid, 518-520.
- 35 *Pacific Commercial Advertiser*, February 4, 1892.
- 36 Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 521, 522, 549.
- 37 Ibid, 524, 525.
- 38 Ibid, 528-529; Askman, "Her Majesty's Disloyal Opposition," 181.
- 39 Ibid, 182-184; Chapin, *Shaping History*, 88; Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom*, 555.
- 40 佐野「アメリカの海外膨張とハワイ先住民の併合反対運動」, 65頁。
- 41 Askman, "Her Majesty's Disloyal Opposition," 184, 185.
- 42 Rich Budnick, *Stolen Kingdom: An American Conspiracy* (Honolulu: Aloha Press, 1992), 104, 105; Daws, *Shoal of Time*, 272.
- 43 Earl, "Coalition Politics in Hawai'i," xxxi; 表4 参照。

The Beginning and Development of Party Politics in the Kingdom of Hawai'i, 1883-1893

SANO Tsuneko

In 1883, during the golden age of King Kalākaua's administration, the first political party in the history of the Kingdom of Hawai'i, the Independent Party, was formed by the descendants of the American missionaries, who attempted to seize power by its organization. Several prominent native leaders who accused Kalākaua of political corruption also joined the party. However, in the 1886 election, it was defeated by the National Party, made up mainly of pro-Kalākaua natives. The descendants of the missionaries then tried to extend republicanism by forcing the king to adopt the 1887 constitution, which set prohibitive requirements for voters and candidates of the House of Nobles. Eventually the Independent Party split into three parties: the Reform Party, the Independent Party, and the Independent Reform Party. All of these parties included both natives and whites. The Reform Party was led by the missionary descendants.

In 1890 the Hawaiian Political Association (founded in 1888) and the Mechanics' and Workingmen's Political Protective Union (founded in 1889) came together to form the

National Reform Party, which included some former members of the Reform Party. The aims of the National Reform Party were to keep the constitutional monarchy and to abolish the 1887 constitution. The National Reform Party won the 1890 election and had a chance to push for a new constitution. However, some members of the National Reform Party defected and the party was divided into three parts; the Liberal Party, the Native Sons of Hawaii, and the National Reform Party. All of them included both natives and whites.

The Liberal Party led by native leaders adopted republicanism for the 1892 election and declared that a just government existed only by the consent of the people, and that the present constitution had never had their approval. There was no majority in the 1892 election. The Liberal Party lost the opportunity to gain power and split into two factions: the radicals and the moderates. The missionary descendants, afraid of both the Queen and the radicals who were for promulgating a new constitution, resorted to a coup d'état in 1893 to overthrow the Kingdom and to keep the power to themselves.

The natives and white united in various ways to take advantage of one another. They constantly realigned among themselves with arguments, both pros and cons of King Kalākaua's administration, the 1887 constitution, constitutional monarchy, and republicanism. This paper attempts to shed light on the fact that the party politics of the Kingdom of Hawai'i can never be reduced to the antagonism between the natives and whites. It, in fact, aligned them in unexpected ways.

ジャパニーズ・コネクション

—— 日露戦争期のアメリカ合衆国における親日グループの形成 ——

中野博文

1. 「誓い」によって結ばれた人々

「誓い」と呼ばれる歌がある。それはイギリスで親しまれてきた賛美歌であり、チャールズ皇太子の妃であったダイアナが愛したことでも知られる。G・ホルストが作曲した「ジュピター」の甘美なメロディーとともに歌われる、その詞を紹介してみよう。

われは誓う 故郷に人生のすべてを捧げることを———
その愛ゆえに 持てるものはみな 惜しむことなく捧げつくそう
愛あればこそ ためらいは去り
試練の道で 宿命さだめにしたがい 力の限り尽くしてゆける
愛あればこそ 迷いを捨て わが身を賭して棘いばらの道を歩みゆける

遠い昔 伝え聞いた もう一つの国
その国を愛したならば もっとも愛しく
その国を知る者にとって もっとも尊きところ———
その国の武人つわものが いかほどかは知らず
王の姿を 目にせぬかも知れぬ———
されど われは知る 人の堅き思いこそ その国の砦であると
誉れとするが 艱苦に立ち向かうことと———
一人一人の思いが集りゆきて 静寂のなかに
その国は輝きながら広がりゆく
進みゆくは優しさの道 違うことなき和平への道

故郷への無償の愛に続いて、キリスト教の愛と平和の理想が国境を越えて世界に広がっていくことを高らかに謳った、この曲には多くの人の心を動かすものがある。

この詞をつくったのはセシル・スプリング＝ライスである。1859年、アイルランドに所領を持つイギリスの名家に生まれた彼は、文学の道に志しながらも果たせず、父の跡を継いでイギ

リス帝国の外交官となった人である。在職中、多くの詩や戯曲を創作していたが、この詞が知られるようになったのは、彼を追悼する著作によってであった。その書で、彼が駐米大使を辞してアメリカを離れるとき、首都ワシントンのユニオン・ステーションでつくったものと紹介されたのである¹。

紹介したのは『ロンドン・タイムズ』紙の外報部長であったヴァレンティン・チロルである。チロルは、英米友好のためにその身を捧げたスプリング＝ライスの死を悲しんで追悼書を公刊し、その冒頭に「誓い」（原題は「われは故郷に誓う」）を掲げた²。

スプリング＝ライスの詩がホルストの曲を得て、人に愛されるようになったのは、もちろん彼の文才の賜物であろう。しかし、それとともに見逃せないのは、この曲を広めるにあたって力のあった彼の友人たちである。イートン校からオックスフォード大学ペリオール校に進んだスプリング＝ライスは、イギリス帝国を支える政治家、外交官、ジャーナリストと早くから深く結ばれていた。チロルもジャーナリストになる以前、イギリス外務省に勤務していたことがあったのである。今日でも「誓い」は政府関係者の結婚式や葬儀でよく歌われているが、それにはこうした彼の交友が関係している。

そうしたスプリング＝ライスの人間関係を見ていくときに興味深いのは、彼にかかわった人々が親日派として対日政策に大きな影響を与えていたことである。追悼書を著したチロルはイギリスだけでなく日本の政治家とも太いつながりを持っており、アメリカ大統領シオドア・ローズヴェルトをして「日英同盟の生みの親」と言わしめた人物である³。スプリング＝ライス自身もまた、日露戦争の講和のために開催されたポーツマス会議に先立って、アメリカの首都ワシントンを訪れ、戦争の仲介を務めたローズヴェルト大統領とイギリス政府の連絡役を果たした。彼はこのとき戦争の一方の当事国ロシアで公使館勤務をしていた。休暇という名目で訪米し、ローズヴェルトとの個人的親交を活かしてアメリカ政府に働きかけをおこなったのである。そして、彼がこのとき滞在していたのは、当時のアメリカでもっとも日本に通じていた人物ヘンリ・アダムズの邸宅であった。

以下、この小論が目指すのは、1880年代後半以降、日露戦争で日本を支持することとなる人々の交流が生まれていった経緯を詳らかにすることである。研究史を見ると、クリストファー・ベントレーが1870年代のアメリカで日本ブームともいべき日本への関心が高まった背景を分析している。彼は同時期の親日派の中心となったのが、経済的ゆたかさを求めて狂奔する南北戦争後のアメリカ社会を批判した文化人であったことを明らかにした。しかし、その分析ではそうした文化人の輪がアメリカの国境を越えて広がっていたこと、そして日英米の三国間の協調関係にまでつながったことは示さなかった⁴。

彼の考察がアメリカ国内の動きにとどまったのは、これまでの外交史研究がチロルのような

ジャーナリストや、アダムズのような知識人の役割を正しく評価してこなかったことと関係があるように思われる。外交史の古典的な研究スタイルでは政府文書を基礎に考察が行われ、アダムズやチロルのような政府の外部にある人々が公式の外交ルート以外のところで政府の政策形成に影響を与えてきたことは、見逃されるか過小評価されることが多かった。

しかし、官僚制が整備途上にあった19世紀後半から第一次世界大戦までの外交を考察するとき、サロンと呼ばれる有力者の邸宅で開かれる社交の集まりが政府内部の決定以上に重要であったのを忘れることはできない。ローズヴェルトも、ローズヴェルト政権の対日政策に携わった人々も、アダムズのサロンを通じて政府の役職を獲得していったのである。そして、スプリング＝ライスは外国人という立場でこのサロンに加わり、アメリカ政府要人との私的な親交を通じて、日英米の協調路線を構築していったのであった。

以下では、こうした私人間の親交の起点として1886年の秋を選んで、その親交が外交にどのような影響を与えていったかを見ていきたい。一つの出会いが何かに導かれるように人の輪を広げていく有様から、この時代を描いてみたいのである。

2. 大西部の荒野からヨーロッパへ—カウボーイたちの旅立ち

1886年11月6日の昼、イギリスへと向かう旅客船エトルリア号がニューヨーク港を出発した。その乗客には、さまざまな国の貴族、富豪たちにまじって、メリフィールド夫妻を名乗る中背で筋骨たくましい青年と、決して美人ではないものの所作が優雅な女性の姿があった。人目を避けるように客室にこもっていた二人であったが、そうした彼らの正体をすぐに見抜いた者があった。カナダ北西部のペンスという開拓地にある弟ジェラルドの農場に滞在していたセシル・スプリング＝ライスである。彼はこの4年前にイギリス外務省に入省し、自由党グラッドストーン内閣で外相となったローズベリ伯爵の秘書官を務めていたが、休暇で北米を訪ねていたのであった⁵。

職業柄、政治情勢に通じていた彼は、一目で自分と同じ年格好の男性が、この年のニューヨーク市長選挙に出馬したシオドア・ローズヴェルトであるとわかった。自己紹介して近づくと、シオドアはあっさりと本名をあかし、妻と称しているのは実姉アナ（愛称バミー）であると話した⁶。

この旅はシオドアにとって新しい人生の門出であった。彼は貿易で財をなした家に生まれ、ハーヴァード大学卒業後、南北戦争後のアメリカ社会を改革しようと23才の若さでニューヨーク州下院議員となった人物である。しかし、その人生は決して順風なものではなかった。

1884年2月12日、26歳のとき、彼は妻アリス・リーとの間に初めての子を授かる。しかし、議会で女子出産の報に接して喜んだのも束の間、二度目の電報によってニューヨーク市西57丁

目の自宅に急行を迫られる。妻アリス、そして実母マーサが危篤に陥ったのであった。出産後、容体が急変したアリスは診断により、重い腎臓病であることが判明した。妊娠により病の発見が遅れたのであった。また、母はチフスに感染したのであった。母の最期を看取った後、妻のベッドに戻ったシオドアは死にゆく妻をその腕に抱きしめた。母は午前3時、妻は午後2時に帰らぬ人となった⁷。19歳で父を亡くしていた彼は妻も母も失って広い邸宅に自身と母のない子とだけ、とり残されたのであった。

絶望の淵に沈み込んだシオドアは妻の忘れ形見であるアリスを姉ベイミーに託して、開拓途上にあった西部の荒野に向かった。当時、食肉需要で牧場経営が活況に沸いていたが、この流れのなか、彼はダコタのバッドランズと呼ばれる土地に持てる資財の大部分を注ぎ込んだ。都会の喧噪とは無縁の大自然で孤独な生活を営み、自分を取り戻そうとしたのである。「それは広大な沈黙の空間であった。寂しく河が流れ、野生動物が通り過ぎる馬上の人間を見つめている平原の世界であった。・・・そうした世界で私たちは馬とライフルを糧に自由に厳しい生活を送った」と彼は書き残している⁸。

そうした西部での暮らしを二年ほど続けたとき、ニューヨークが彼を呼び戻した。世界経済の中心へと成長しつつあった、この街では、経済格差が急速に拡大していた。その是正を主張して労働者の政党からヘンリ・ジョージが市長選に出馬したのである。ジョージは富裕層が働かずに所得を得ていることを不勞所得と糾弾したジャーナリストであり、『進歩と貧困』を公刊して国際的な話題を呼んだ人物であった。彼の出馬に驚いたニューヨーク共和党はジョージと対抗できる清新な人物を求め、シオドアを市長候補に選んだのである。

結果はジョージもシオドアも当選することはなく、民主党が市長の椅子を獲得したが、28歳のシオドアの奮戦は広くメディアの注目を集めた。スプリング＝ライスも、訪れた弟の農場とカナダ国境を挟んで反対側にあるダコタでカウボーイをしている同年代の若者が、イギリス社会に激震を与えた金持ち批判のH・ジョージに挑戦していることに関心を持っていたのである。

ところで、シオドアは選挙後ただちにロンドンに向かう船に飛び乗ったのであったが、それには理由があった。幼馴染みであったエディス・キャロウと第二の人生を始めるためであった。エディスは3年前に父を亡くして家計が不安になったため、母とともにイギリスに移り住んでいた。1885年、ニューヨークでエディスと再会したシオドアは、彼女と心を通わせる中で、彼女とならば政治の世界で新しい冒険ができると感じて求婚した。船上でスプリング＝ライスと意気投合したシオドアは、二度目の結婚をロンドンで挙げることを話して、数ヶ月ほど年下の彼に自らの花婿介添人を依頼した。それはこれから30年にわたる友情の始まりであった⁹。

スプリング＝ライスとシオドアの出会いは、その後の彼らの運命を大きく変えることにな

る。シオドアにとってイギリスの外交官、政治家と深いつながりができたことは大きな財産となった。たとえば、スプリング＝ライスとともに外相秘書官を務めていたロナルド・M・ファーグソン（ノヴァール卿）は、後にオーストラリア総督として辣腕を振ることになるが、その弟ロバートは、アメリカに移住してシオドアが組織した米西戦争の志願兵部隊「ラフ・ライダーズ」に参加することになる。そして、シオドアがバッドランズに築いた牧場の共同経営者であったティルデン・R・セルムスの娘イザベラと結婚した¹⁰。

また、シオドアの姉バミーは、1893年、親戚のジェイムズ・R・ローズヴェルトが駐英公使館の書記官となったとき、彼の妻ヘレンが病気であったため、彼女に代わってロンドンに赴き、ジェイムズの公務の補佐とその子の世話をを行った。彼女の伝記を書いたベティ・キャロルによると、バミーは、この当時、英米関係を緊張させていたヴェネズエラの国境問題で、シオドアの親友であるヘンリ・C・ロッジから、その緊張緩和のために働くように頼まれたという。好戦的な発言をする人々が多くても、アメリカにはイギリスと戦争するつもりがないことを出会ったイギリス要人に知らせるように依頼されたのであった。15歳でパリ郊外にある寄宿制女子学校レルシェに学び、多くのフェミニストを育てた創設者マリ・スーヴェストルの薫陶を受けたバミーは、スプリング＝ライスとの交流で生まれた人的ネットワークをわがものとして、この後、政治と外交の世界で大きな働きをしていく¹¹。

こうしてローズヴェルトとスプリング＝ライスの出会いは英米にまたがる人の交流を生み出したが、これに先立つ5年前、日露戦争でローズヴェルトを支えることになるもう一人の人物が、大西部からヨーロッパに旅立っていた。シオドアのもとで中国公使を務めることとなるウィリアム・W・ロックヒルである。ニューメキシコの荒野に家族と暮らしていたロックヒルは、学生時代に関心を持った東洋研究を究めるためにヨーロッパに向かったのである。

明治期の日本と深い関わりを持ったアメリカ人のなかで、ロックヒルほど多彩な経歴を持った人物はいない。貿易商の祖父と法律家の父を持つ彼は、10歳の時に父と死に別れた。翌年、その母が夫の家に頼って暮らすのを嫌ったことから、母とともにフランスのパリに渡った。1871年のパリ・コミューンの蜂起で南フランスに逃れたとき、母は裕福なスイス人と知り合い再婚する。フランスでいかに身を立てていくかを迷ったロックヒルは、サン＝シール陸軍士官学校に入学した。1873年に卒業しフランス外人部隊の士官としてアルジェに配属されたが、3年後の1876年、アメリカ人女性キャロライン・タイソンと出会って帰国することとした。キャロラインと家庭を築き一女を授かったものの、不況下のアメリカ東海岸ではフランス帰りの彼に良い仕事はなかった。そこでニューメキシコに土地を購入し、叔父であるL・クーパーとともに牧場を共同経営することにした¹²。

しかし、ロックヒルはアメリカからの旅立ちを再び望むようになる。士官学校時代に思想史

家エルネスト・ルナンが講じた東洋の世界に興味を抱き、中央アジアへの冒険を夢見たロックヒルは、その夢を捨て去ることができなかつたのである。荒涼たる大地で、仕事の合間を縫っては中国語とサンスクリット語の学習に没頭し、そして1881年、ついに牧場を売却して母の暮らすスイスに旅立った。良き師を求めて教えを請う生活を続け、3年にわたるヨーロッパ留学中に刊行した仏教書の翻訳で著名となる。そして、アジアの奥地に向かう準備として、1884年、アメリカ政府が募集した在中国公使館の2等書記官に応募し、採用された。しかし、公使であったチャールズ・デンビーは中央アジアの調査に関心を示さなかつたばかりか、ロックヒルをうとんじて、彼を辞職に追い込む。G・クリーブランドの大統領当選に貢献した見返りとして公使の職を得たデンビーは、19世紀のアメリカ外交官のご多分に漏れず、有給の2等書記官の職を息子のチャールズ・デンビー・ジュニアに与えたかつたのである¹³。

他面、この辞職はロックヒルにとってもチャンスであった。それまでいくら中央アジア探検を申請してもデンビーから拒絶されていたが、晴れて自由の身となつたことで、1888年、ついに夢がかなつたのである。そして探検の見聞を『センチュリー・マガジン』に発表すると、一躍有名になり、1891-1892年にもモンゴルとチベットを再訪して、その旅行日記を公刊した。こうした実績は高く評価され、1893年に彼は国務省の第一書記官に任命される。それは政治家や財界人の推薦で公職を得るのが通常であつた19世紀末のアメリカにおいて極めて異例のことであつた¹⁴。

3. ヘンリ・アダムズとの出会い—外交とジャーナリズムが一つであつた世界

いまだアメリカ合衆国を構成する州の資格を得ていない未開の地であるダコタやニューメキシコで、ローズヴェルトやロックヒルのように最先端の高等教育を受けた人々がカウボーイをしていたことは、今日では理解しにくい。しかし、1873年不況の後、アメリカ東部はもとより、ヨーロッパ諸国からも大学教育を受けた青年たちが集まつて、西部開拓に進出する例が数多く見られた。それは放牧が利潤の上がる投資先として国際的な注目を集めていたためである。

国外からはとくに長男ではない青年が西部に入植したが、それは家代々の土地財産は長男が継ぐためである。こうした入植を代表するものとしてテネシー州に建設されたラグビーという町がある。それはイギリスのキリスト教社会主義を代表するトマス・ヒューズが、イギリスでもトップクラスのパブリック・スクールであるラグビー校にちなんで、1879年から建設したものであつた。ヒューズは自らの母校であるラグビーの卒業生に参加を強く働きかけたのであつた。パブリック・スクールに通つたスプリング＝ライス家やファーガソン家の子供たちがアメリカやカナダに移住したのも、こうした流れを受けてのことなのであつた¹⁵。

換言すれば、西部開拓はヨーロッパから多くの教養と財産のある人々を集めていたのであ

る。無論、十分な資産のない者にもアメリカ移住は所得を増やすために魅力的な選択であり、1866年に生まれた小説家H・G・ウェルズは、仕事の都合と母の病気に邪魔されなければ、父は自分たちを連れてアメリカに移住していたと述べている¹⁶。

このように考えるなら、弟の農場を訪れたスプリング＝ライスが後に大統領となるローズヴェルトと運命的な出会いをしたのも、まったくの偶然とはいえない。ただし、このときの二人はまだ20代の若者である。この二人が世界政治で大きな働きをするには、彼らの進路を切り開く導きがなければならなかった。共和党内で少数派であったローズヴェルトが連邦政府の職を得ていくときに頼ったのは、ヘンリ・C・ロッジである。同じハーヴァード大学の同窓である二人は、1884年大統領選挙で腐敗政治の権化とされたジェームズ・G・ブレインの共和党候補への指名を阻止しようと、ともに戦って以来、親友となっていた¹⁷。そして、そのロッジの紹介でローズヴェルトが親しく交際するようになったのが、ヘンリ・アダムズである。彼こそ、ローズヴェルトたちに多くの教育と飛躍の機会を与えた人物であった。

ロッジは自らの知的能力を自負するローズヴェルトですら、その見識に一目置いていた人物であった。そのロッジの伝記を著したJ・ギャラティによれば、そうしたロッジが、その知性の前に圧倒され続け、終生、弟子として振るまい続けたのがアダムズであった。ホワイトハウスの斜向かいにあるアダムズの邸宅は格式が高く、そこを訪れることができるかどうか、首都ワシントンの社交界で地位を築いたことの最終的なテストとさえいわれていた¹⁸。

ここでアダムズのサロンの様子を紹介してみよう。ロイド・グリスコムはシオドア・ローズヴェルト政権で駐日公使を務めた人物である。ペンシルヴァニア植民地が建設される際に入植した名家に生まれた彼は、1891年にペンシルヴァニア大学を卒業する。彼は在学中に首都ワシントンで研修を行ったが、そこで出会ったアダムズのことを次のように記している。

「ヘンリ・アダムズは甥や姪に囲まれていたが、その一部は本当に血がつながっていたものの、多くはそう名乗ることを許された者たちであった。そうしたグループの一人となることを許されて、わたしは足繁くアダムズ邸の朝食に参加した。それはフランスの習慣にしたがって、12時30分にはじまっていた。・・・その席の主人であるアンクル・ヘンリはこの世のすべてを冷たい皮肉な態度で話していた。その話題はその日の金相場からフランス宮廷の調度品の発展にまで及んだ。幾世代にもわたって、彼の家で使われる椅子のデザインはエチケットにかなうように設計されてきた。その椅子に座るとき、女性たちはすべて背筋をまっすぐにしなればならず、決して椅子の背にもたれかかることは許されなかった」¹⁹。

自由の国であることを誇るアメリカで厳格な作法が行われていたのには驚かされるが、それには理由があった。1880年代、アメリカ社会では公職にある者はヨーロッパにならって洗練されたマナーを身につけなければならないという意識が高まっていた。それは、凄惨をきわめた

南北戦争とそれに続く再建期の混乱が終息したこと、安定した時代が訪れたことを目に見える形で示そうとする努力でもあった。政治家や外交官、財界人、そしてその家族のためのマナー書が必携書になったのも、この時期であった。「社交の世界とは互いに友人であると思われている者によって構成され、そうした人々の間では教養と洗練が大きな影響力を持ち、互いにフォーマルな歓待を与え合う」ものとされていた。連邦政治で高位の公職を得ようとする者、外交の世界を志す者は、アダムズに許されたならば、そのサロンに参加し、社交の技術を学ぶとともに、自らの資産となる多くの人的コネクションを得ることができたのであった²⁰。

ところで、歴史家であるアダムズが社交界の中心となった理由は、第2代と第6代の大統領を曾祖父、祖父に持つという彼の家柄にあったが、単にそれだけでなく彼自身が積み重ねた経験も関係していた。リンカン政権の成立とともにイギリス公使となった父の秘書官として8年間、ヨーロッパで外交にたずさわり、帰国後にジャーナリスト、歴史家として著名になってからも各国の政治家、外交官と親密な交際を続けてきたのであった。

そうした彼の交友関係を見ていくとき興味深いのは、開国したばかりの日本に早くから関心を持っていたことである。1878年に彼とその妻クローヴァが首都ワシントンに居を構えると、日本の駐米公使吉田清成と親交を結んだし、歴代の駐米公使もしばしば彼の家を訪問していた²¹。

おそらくアダムズ自身が強く日本を意識したきっかけは、外交官、そしてジャーナリストであったローレンス・オリファントとの出会いにあった。父の秘書官として滞英していたとき、首相であったパーマストンの夫人が開いていたサロンで、はじめて知り合ったが、親交が深まったのは、1862年の暮れに詩人リチャード・モンクトン・ミルズ（ホートン男爵）のカントリーハウスに招かれて、やはり詩人のアルジャーノン・スウィンバーンとともに、親しく語り合ったときであった。このときイギリスではリンカン政権に対する反発が強かったが、ミルズとオリファントは優しく接し、イギリスの社交クラブにアダムズを紹介した。これをきっかけにアダムズはオリファントが属する外交と文芸のサロンに出入りするようになったのである²²。

この時期、オリファントは左手を包帯でつっていたが、それは日本で負傷したためであった。彼は1861年にイギリス駐日公使館の第一書記に任じられ、公使の長期休暇中、代理公使として勤務する予定であった。しかし、江戸で第一次東禅寺事件として知られる攘夷派の襲撃を受けたため、その治療のために職務をまっとうできなくなって帰国したのである。天性の冒険家であり、ラテン・アメリカで新国家樹立運動にたずさわったこともあった彼は、もともと、ロシアの辺境を取材したジャーナリストであった。その文才と行動力が認められて、カナダ、中国で外交的大任を与えられたエルギン伯爵ジェームズ・ブルースの秘書官を務めることになり、外交の世界に入ったのである。はじめての訪日は、1858年の日英修好通商条約の締結のための

イギリス使節の一員としてであり、その後も幕末の日本と深い関係を持ち続けた²³。

そうしたオリファントから最新の日本の情報を得たアダムズは、開国したばかりの日本について関心を持つこととなった。それとともに、外交官と文筆家の二つの道で生きる人生の一つの見本を発見した。1864年、アダムズは兄への手紙でオリファントについて述べている。彼は「どんな場所であろうと、たとえそれがロンドンの舞踏会で踊っているときでも、中央アメリカで海賊をやっているときでも、日本で暗殺されかかっているときでも、古強者の風格がある」と書いた後、オリファントが仲間の外交官たちと編集している雑誌『オウル』について、優れたジャーナリズムの見本であると高く評価している²⁴。

オリファントは政府や王室の命を受けて外交の世界で働くことと、報道の世界で働くことを同じようにこなしていた。1860年代後半にヨーロッパ情勢が緊迫すると、彼はヴィクトリア女王の依頼でシュレスヴィッヒーフホルシュタイン問題に関わった後、民間の活動に専念する。1871年にパリ・コミューンの蜂起が起ると、『ロンドン・タイムズ』のパリ特派員として、死の危険と隣り合わせの状況でニュースを世界に発し続けたのであった²⁵。

ちなみに、スプリング＝ライスの友人として先に名を挙げた『ロンドン・タイムズ』のチロルが、ジャーナリズムの世界に関心を持ったのは、パリ特派員時代のオリファントとの出会いがきっかけであった。18歳の少年の好奇心から共産主義者が闊歩する非常時のパリを見ようと街中に潜入したチロルに、「君はイギリスの子だね」と話しかける長身で長いひげの紳士があった。彼はチロルの肩に優しく手を置いて、「ここは君のような若い子がいるところではない」と諭したが、それがオリファントであった²⁶。チロルは外交官として、また『ロンドン・タイムズ』の先輩記者として、オリファントの生き方を深く尊敬することとなる。

オリファントやチロル、アダムズが活躍した19世紀半ばから20世紀前半の世界は、イギリスであれアメリカであれ、外交官として職を得るためには有力者の推薦がなければならなかった。そのためには格別の家柄でない限り、政治家や外交官が集まるサロンで見込みのある若者と認められなければならなかった。また、少ない俸給で外交官にふさわしい洗練された生活は不可能であり、別に収入を得るしかなかった。オリファントの手がけた雑誌『オウル』も社交のための小遣い稼ぎとして発刊されたのである²⁷。

ここで強調せねばならないのは、当時の社交の有り様をオリファントもアダムズも無条件に支持していたわけではないことである。首相パーマストンの夫人のサロンで人気を得て、イギリス皇太子の友人にもなったオリファントはイギリス社交界の歪んだ男女関係や金銭感覚を痛烈に批判した人物でもあった。彼の小説『ピカデリー』は社交界を風刺した傑作である。アダムズもまた彼にならって、アメリカの社交界の実情を活写した小説『デモクラシー』を著すが、二人にとって揺るぎない倫理観を持つことこそ、社交の世界では求められるのであった。

この点、アダムズはオリファントの死後、次のように述べている。「道徳的教訓とは自叙伝で描くべきもので、他者が伝記で描くものではないように思えます。・・・ローレンス・オリファントが自叙伝を著していたなら、文学としても優れていたでしょうし、贅沢な生活と純粋すぎる理想を追求することの危険を教えたでしょう」。彼はこの言葉を残してから28年後、自らの自叙伝『ヘンリ・アダムズの教育』でピューリッツァー賞を受賞することになる²⁸。

4. 日本美術への憧憬

1885年3月、駐米公使九鬼隆一がアダムズ邸を訪ねたときのことである。文部省で日本美術の保存と振興に尽力してきた九鬼はアダムズに書画を贈りたいので好きなものを選んでほしいと申し出た。すると彼はそのとき故郷に帰って不在であった妻クローヴァの意見を待つてからにしたいとこたえた。アダムズはクローヴァに「そうしたことは、私よりもあなたの方がずっとよく知っているのです」と書き送っている²⁹。

クローヴァはこのとき父ロバート・フーパーの看病をしていたが、この手紙には妻を励まそうとするアダムズの優しさが見える。その一方、美術に関してはクローヴァの方が確かな審美眼を持っていたのも疑い得ない事実であった。

1860年代に水彩画を学んだクローヴァは、1872年から翌年にかけての新婚旅行でも美術品の鑑賞と購入に努めていた。この旅行でパリ・コミューンの鎮圧の傷跡がいたるところに残っているパリを訪れたとき、ルーブル美術館のほど近くに20日間近くにわたって滞在したが、そこでクローヴァは日本の古美術と出会っている。江戸に住んだことのあるというギャラリーの女主人から、14世紀以前のものというブロンズ像を入手したのである。クローヴァはそれを「モダンでグロテスクなものより、スタイルがはるかにいい」といたく気に入った³⁰。ヨーロッパを席卷する日本美術に彼女もまた飲み込まれたのである。

そうした彼女を日本と結ぶ人物もいた。クローヴァは母を三歳で亡くしたが、そうした彼女を母の代わりに育てたのは、叔母スーザンであった。その子ウィリアム・スタージス・ビゲロは彼女にとって兄弟も同様の存在であったが、そのビゲロは1882年から日本で生活していたのである。1884年、駐米公使として赴任したばかりの九鬼は、アダムズと交際を始めるにあたって、東京のビゲロから手紙をあずかっていた³¹。ビゲロはロッジやローズヴェルトと親しく、とくにロッジの子で詩人のジョージから慕われていた。そうした彼は日露戦争で大統領ローズヴェルトに日本援助をもっとも強く働きかけた人物である。

ビゲロをはじめとして、アダムズのサロンに参加していた人々には、何らかの運命が存在したと感じさせるほど日本と関係深い人々が多い。その一人はアダムズ夫妻と「ファイヴ・オヴ・ハーツ」として知られる友情の絆で結ばれていたクラレンス・キングである。

1842年にロードアイランド州のニューポートに生まれたキングの家は、19世紀初頭から東洋との交易で財をなしてきた。彼の父ジェイムズはタルボット・オリファント商会の重役としてアヘン戦争前から広東に駐在していた。幕末日本に開国を求めた船の一つに、1837年に江戸を訪れようとしたモリソン号があるが、その責任者こそ、このジェイムズ・キングであった。1848年、その父はアヘン戦争で開港したアモイで病を得て亡くなってしまったが、中国貿易で働いていた叔父たちが十分な会社の利益を生み出してくれたおかげで、父の残した資産によりキングたちは生活ができていた。しかし、1856年に広東で暴動が起き、商会の財産が焼き討ちされると、父ジェームズが残した資産はすべて消失した。経済的に苦しくなった結果、クラレンスは学校を退学し、ニューヨークの花屋で働くことになる。そうした彼が、1860年に名門のイェール大学に入学できたのは、母が資産家との再婚を決意したことによるのであった³²。

大学で鉱山開発を学んで地質学者となったキングは、その知識を南北戦争後の社会復興に役立てようと、連邦政府の国土調査局局長となった。政治家たちと関わりを持つなかで、アダムズ夫妻、そして「ファイヴ・オヴ・ハーツ」の他の二人のメンバーであるジョン・ヘイ夫妻と親しくなったが、キングは政界主流の人々とは一線を画していた。利益追求に狂奔して他者を犠牲にすることを何とも思わない西部の開発業者と手を結んでいる政治家を苦々しく思っていたのである。

ジャーナリストで文学者としても知られたヘイ、そしてアダムズに親しくなったのは、この二人が彼と同じように南北戦争後の荒廃したアメリカ社会が取るべき道を、ヨーロッパに比肩する精神文化を築くことであると考えていたためであった。学生時代にジョン・ラスキンやラファエル前派の芸術運動に親しんだキングは、自身の財産ができると、かつて父の家を飾っていたような東洋の美術品や西洋の芸術作品の収集にそれを当てたのであった³³。

アダムズはその自叙伝で、南北戦争後の拝金主義に染まっていくアメリカ社会の潮流に逆らって奮闘した芸術家たちに言及している。そうした芸術家たちでアダムズのサロンの中心メンバーでもあった人々は、みなすべて日本の影響を強く受けていた³⁴。その名をあげると、ジョン・ラファエルジュ、H・H・リチャードソン、A・セント＝ゴードンスの三人である。彼らはすべてヨーロッパ芸術を学ぶなかで、日本の美を発見したのであった。

19世紀中期のアメリカを代表する美術家ジョン・ラファエルジュはアダムズにとって芸術の師とも言うべき人物であった。1835年、貿易と投資で富を築いたニューヨークの資産家の家に生まれたラファエルジュは、早くからジョン・ラスキンの著作に感化を受け、1856年、21歳の誕生日プレゼントとして父からヨーロッパ旅行を許されると、ラファエル前派の作品に触れて衝撃を受けた。父の死後、ラファエル前派のウィリアム・M・ハントがニューポートに開いた画塾で絵画を学んだラファエルジュは、そこでハーヴァード大学教授の娘マーガレット・メイソン・

ペリーと出会い、恋に落ちて結婚した。彼女はベンジャミン・フランクリンの血を引く名家の娘であったが、それと同時に、日本を開国させたマシュー・ペリー提督の姪でもあった³⁵。

ラファルジュの日本への関心は、ペリー家の娘と結婚したことで増幅したのは確かであろう。しかし、関心自体は、結婚以前からはじまっていた。1856年にヨーロッパに滞在した際、開国したばかりの日本の物品に人々が熱狂するのを目撃していたラファルジュは、アメリカで最も早く日本美術を紹介した人物である。画家として身を立てるとき、彼はラファエル前派を越えようと、フランスのリアリズム絵画の光と色の使い方を研究したが、そのなかで浮世絵をはじめとする日本の芸術作品に強く惹かれるようになったのである。美術研究者H・アダムズによれば、1850年代に日本美術の手法を研究し、1864年にそれを自らの絵画に取り入れた点で、ラファルジュはヨーロッパの芸術家にも先駆けており、ジャパニズムと呼ばれる19世紀の絵画表現運動で世界の最先端を走っていた³⁶。

建築家H・H・リチャードソンは、ホワイトハウスに面して立てられたアダムズとヘイの邸宅を設計した人物である。彼は1855年にハーヴァード大学を卒業後、1860年からフランスのパリにある美術学院エコール・デ・ボザールで建築を学んで、独自のロマネスク様式を確立した。その作風は急速な社会の産業化に反発してヨーロッパの前近代を憧れるようになった中世主義とも、20世紀の建築を先取りしたモダニズムとも評されるが、彼が追求した美の原点がキング、ラファルジュと同じく、ラスキンの提唱した美術理論にあったことは誰もが認めている。それは、同じ形のものが規則的に配置されている人工の様式に反発し、人の手の入らない自然が表象している真実のものにこそ、美の本質があるとするものであった。その理論をもとに設計に取り組んだリチャードソンが、建築のモチーフを中世ヨーロッパのノルマン・フランス様式だけでなく、日本建築からも得ていたことは著名である³⁷。

アメリカが生んだ初の世界的な彫刻家であるセント＝ゴードENSは、1848年にアイルランドに生まれ、家族とともにニューヨークに移住した人である。父は靴職人であり、彼も13歳でカメオ職人になったが、夜学に通って美術を学ぶ息子を見て、両親は彼が念願していたパリ留学の資金を与えた。リチャードソンと同じエコール・デ・ボザールで学んで1875年に帰国すると、彼はリチャードソン、ラファルジュらと協力し、アメリカ独自の芸術様式の確立を目指して、精力的な創作活動を行う。ヘンリ・ダフィによれば、美術理論に通じていたラファルジュはセント＝ゴードENSにヨーロッパ、アジア、アメリカ、それぞれの美について語り、二人は19世紀後半のアメリカ人の宗教感覚に訴える作品を作り上げていったのである³⁸。

そうしたセント＝ゴードENSの最高傑作の一つが、「嘆き」と呼ばれる作品である。それはアダムズの依頼で首都ワシントンのロック・クリーク墓地にある自らと妻の墓所を飾るために制作されたものであった。アダムズはその彫刻に名を与えることを認めず、「ラファルジュな

らば[仏教の]観音像と呼ぶであろう」³⁹としているが、確かに、男性とも女性とも見えるその像には東洋の影響が見て取れる。何よりそれは、美をこよなく愛し、日本に旅することを望んだ妻クローヴァの鎮魂のために建立された祈りの像なのであった。

5. アダムズの日本への旅

セント＝ゴードンスの彫像を確かめるため、アダムズがクローヴァの兄エドワードと日本から帰国した従兄弟のビゲロとともに、彫像の設置された墓地を訪れたのは、1892年春のことである⁴⁰。アダムズはその出来栄に満足し、その後、妻を偲んでしばしば訪れたが、傑作との評判を聞きつけて集まるようになった観光客に苛立ちはじめる。

墓所を訪れた人々はその像が象徴するものは何か知りたがろうとしていたのである。アダムズにとって、それは「アジア人であれば、カイロからカムチャッカまで、男女を問わず子供でも一目見れば理解できる」単純なことであった。死者と残された家族に永遠の平和が与えられることへの祈り、それ以外にあり得ないのである。「すべての偉大な芸術家と同じく、セント＝ゴードンスはその作品で[鑑賞者の心を映し出す]鏡をつくったのである。アメリカのキリスト教信徒は心の支えを見失い、アメリカの聖職者も信仰を見失ってしまっている」と、彼はその自叙伝で述べている⁴¹。

傑作であると聞けばそれを金銭的な価値で判断する俗物がアメリカであふれるようになったことを嫌ったアダムズにとって、ラファルジュたち芸術家は「経済成長や国勢調査で表現された数字ではなく、独自の表現をもとめて苦闘し成功」した人々であり、それゆえに尊敬に値した⁴²。そして、そうした芸術家たちとの交流を深めるなかで、アダムズは物質的豊かさを求めて精神文化を失っていく西洋文明の問題を深く考えるようになった。「わたしに疑いを抱かせたのは、結局のところ、ラファルジュと彼が制作したステンドグラスの作品でした。・・・アングロサクソン民族の歴史とゲルマン民族の芸術が最高のものであると考えていたときのわたしほど、何の疑いも持たずに研究に専念していたものはありません。その反動は、真実、劇的なものでした。[オックスフォード大学中世史教授である]スタップズ司教の影響から離れて、ラファルジュの考えに近づくには苦闘が必要でした。・・・近づくにあたってはラファルジュの多年にわたる直接の指導が必要で、旅行して目で確かめていくことで、それを可能にしたのです」と、彼は自らの弟子でもあった歴史家のヘンリ・テイラーに書き送っている⁴³。

このヨーロッパを最高の文明とする考えを転換させていく起点となったのは、ラファルジュとの日本旅行であった。そして、そのきっかけは妻クローヴァがつくった。彼女の死がラファルジュとアダムズを強く結びつけたのである。

1885年9月、ニューヨークで日本を舞台としたオペレッタ「ミカド」が公開され大ヒットし

ていたとき、アダムズは、その春に父ロバートがなくなって以降、身体の不調が続いていたクローヴァのことを思い、日本旅行を計画していた。リチャードソンが設計した家の完成が迫っていたため、なかなか出発できなかったが、「日本に旅立っても家の内装の指示はできるものでしょうか」と一緒に家を建てていたヘイに相談していたほどである⁴⁴。

結局、完成前の旅立ちはかなわず、出立を遅らせることになったが、この判断をアダムズは後悔することになる。写真家でもあったクローヴァは、12月6日、写真の現像で使う青酸をおおって自ら命を絶ったのであった。

妻を失う悲しみは耐えがたい。アダムズがクローヴァを亡くす前年に、妻アリスに先立たれたシオドア・ローズヴェルトは、その悲しみから残された娘アリスの名を口にできなくなった。妻との日々を思い出させる、その名が重荷となったのである。娘の養育も姉ベイミーに頼るしかなくなった⁴⁵。その心の傷は大統領になってからも消えず、自叙伝を刊行したときもローズヴェルトは妻アリスの存在を感じさせるすべてを何も書けなかったのである。

もし、残された者が、自分がもう少し違った行動をしていたら最愛の人の死を避け得たと感じたとしたら、悲しみの深さは何層倍にもなる。アダムズはクローヴァとの思い出を心の奥に深くしまい込み、その最期の日まで彼女とのことを誰も立ち入れない領域として封印した。世代も性格もまったく異なっていながら、彼の自叙伝はローズヴェルトのものとまったく同じように、その妻について何も語っていない。セント＝ゴードENSの彫像を墓所で初めて見たときの記述も、それは彫刻家がアダムズのために制作したものとだけしか記していないのである⁴⁶。

26歳で男やもめとなったローズヴェルトは荒涼とした大地で懸命に働くことで自分を取り戻したが、47歳でクローヴァを失ったアダムズは妻と約束していた地である日本に向かった。そして、このときクローヴァの代わりに同行したのが、ラファルジュであった。非西洋文化についてのラファルジュの指導は、ここにはじまったのであった。

1886年7月2日、日本に着いた二人はビゲロの世話で各地を旅する。ハーヴァード大学でアダムズと同僚であったエドワード・モースはすでに東京帝国大学を去って帰国していたが、モースがハーヴァード大学から日本に招いたアーネスト・フェノロサは同大学に在職しており、岡倉天心とともにアダムズに日本美術の手ほどきをした。

この旅でアダムズが得た最大の収穫は、ヨーロッパの価値観が絶対ではないと悟ったことである。「日光は世界随一の名所の一つです。・・・将軍たちが1200万ドルから1400万ドルの資金をこんな都会から離れた山間に投じたことを思えば、ルイ14世のヴェルサイユ宮殿建設も日光のドラマに及ばないことがわかります」と、彼は絶賛した⁴⁷。徳川家康の菩提を弔う東照宮の美に感銘を受けたのは、この旅が妻を偲ぶものであったことを思えば当然とも言えよう。他面、そうであればこそ、彼が驚愕したのは、こうした美が西洋人から見て許せない道德意識を

持つ社会で生み出されたことであった。

彼を驚かせたのは、日本に女性を男性と異なる性として尊敬する習慣がないことであった。彼の手紙から彼が感じたものを拾ってみると、「丹念に調べてみたものの、社会のすべての階級で見本とされる女性について何もわかりませんでした。好奇心の対象ではなく尊敬される女性という意味です」と述べているし、「[非西洋人を尊敬するクラレンス・]キングが何と言おうと、科学的分類を除くなら、性の区別は日本にはないと思います。この観察に例外があるかどうかわかりません。ただ、それは古代社会の基盤であると思います。性の社会的役割が分かれるのはアリア人種からはじまるのです」としている。日本人の性に対する態度に困惑したアダムズは「日本人を猿のように感じる気持ち、女性たちが猿のようにひどい育てられ方をしていると感じる気持ちを、どうしても押さえきれません」と率直に告白している⁴⁸。

アダムズに特有なのは、こうした感情が帰国後、大きく変化したことである。日本人と交際するなかで、日本には日本特有の倫理観が存在することを次第に悟るようになったためであった。とくにアダムズに影響を与えたのは、フェノロサとともに日本美術の振興に尽力した岡倉天心である。ビゲロとともにボストン美術館の発展に貢献した岡倉をアダムズは高く評価した。

そうしたアダムズの変化は、日本旅行の4年後の1890年、再び太平洋をラファルジュとともに渡ったときに、彼が残した書簡から明らかになる。10月、ポリネシアのサモアに『宝島』の著者であるイギリスの小説家ロバート・L・スティーヴンソンを訪ねたときのことである。永住を決意したスティーヴンソンが現地の住民にはその住民独特のモラルがあると説いて、「現地の住民は常に尊敬すべき存在であるのに対して、白人の一部は言葉にできないほど墮落している」と述べると、アダムズは同意した。彼はこのときの模様について、次のように述べている。「ポリネシアの道徳感覚のなかで白人が暮らすことがどんなものか、わたしにはよくわかります。この問題は一筋縄ではいかず、そうしたことに精通した白人でさえ、戸惑わせるものです。アメリカで岡倉がこれと同じ問題でいかに苦勞したことか、わたしはよく憶えています。正直言ってラファルジュとわたしは、アメリカにいるときでさえ、自分たちの考えの足らなさを感じるのです」⁴⁹。文化理解の困難さにアダムズは思いをいたすようになったのであった。

こうした他文化への尊重を意識したアダムズのサロンには、先に述べたとおり政治や外交の世界で飛躍を目指す若者が集っていた。1887年、駐米公使館勤務となったスプリング＝ライスは、アダムズの面識を得ると、たちまちお気に入りの「甥」の一人となる。離米後は駐日公使館に勤務して彼自らが対日外交にたずさわることになったのである。ローズヴェルトは1889年にハリソン政権の下で公務員改革を担当することになったときから、また、ロックヒルは1890年にチベット探検から帰国したときから、アダムズのサロンの常連となる⁵⁰。日本文化を尊敬するようになったアダムズの存在は、日露戦争で政府の要職につくこととなる、こうした人々

に少なからぬ影響を与えたのは確かであろう。

6. 忍び寄る人種差別—新たなる戦いの始まり

アダムズのサロンに参加した人々は、彼の親友であったクラレンス・キングが黒人の妻を持っていたことから知れるように、人種に対してきわめて寛容な態度を取っていた。言葉を換えるなら、彼のサロンは黒人や移民への反感が爆発していた19世紀末のアメリカ社会のなかで特異な空間であったと言える。

第一にモース、ビゲロ、フェノロサらハーヴァード大学を経て日本研究者となった人々とアダムズが深いつながりを持っていたこと、第二に美の追求を第一とするラファルジュら芸術家たちがヨーロッパ文化を革新する新しい美を日本に見いだしていたことが、日本に対する尊敬を可能にしたのであった。アダムズが自ら日本に足を運び、その文化的価値を目で確かめて納得したこと、そして彼に賛同する人々がサロンの中核であったことから、日本の駐米公使や岡倉天心ら美術家たちを自らと平等な存在と認めて交際できたのである。

こうしたアジア観は、アジア人を白人とは異質な人種であり、アメリカ人にはなれない存在とみなす人々の考えと根本から対立していた。とくにアメリカ西海岸の反アジア人意識は強かった。アダムズはフェノロサと岡倉が訪米するのに際して、陸軍長官ウィリアム・C・エンディコットから書状をもらうように勧めている。フェノロサ夫妻と同行する中国人の使用人が、サンフランシスコの入国審査で不当に扱われるのを恐れたのである。アダムズ自身、日本からの荷物をわざわざスエズ経由でニューヨーク港に送らざるを得なかった。それは太平洋郵便汽船の運送料があまりに高いうえ、サンフランシスコ税関がニューヨーク税関と異なり、ことさらに厳しい通関審査を行っていたためであった⁵¹。

サンフランシスコにおいてこうしたアジアとの交通制限が行われた理由は、白人住民のアジア差別にあった。アダムズの場合、中国からの合法移民の道を開いたアンソン・バーリングゲームと親しかったこともあって、アジア移民に対する反発は持っていなかった。バーリングゲームは彼の父チャールズ・フランシスが1850年代に反奴隷制闘争を戦っていたとき、一番の盟友であったし、その子エドワードはジャーナリストとしてジョン・ヘイの同僚であった。そのため、アダムズは家族ぐるみで交際していたのである⁵²。

しかも、アダムズの兄チャールズは、このときユニオン・パシフィック鉄道の社長として、西海岸から西部に広がったアジア差別との戦いの最前線にいた。

その代表例が1885年9月のワシントン准州（現在のワイオミング州）にあったロックスプリングズという町での暴動である。ユニオン・パシフィック社が中国人を多数雇用しているのを嫌った白人たちは組織的に中国人を襲撃した。このとき、チャールズは断固たる態度を犯人に

取るように指示し、政府に対しても正しい秩序の維持を最優先することを主張して譲らなかった。彼が懸念していたのは、この暴動にアメリカ最大の労働組合である労働騎士団が関与しており、自治体や警察も犯人に同情していたことである。この背景には、1882年排華移民法が成立し、すでに中国人労働者の移民が禁止されていたものの、白人労働者たちが依然としてアジア人を白人の職を奪い賃金を下げる存在とみなして嫌悪していたことがあった⁵³。

アジア人に対する暴力がどのようなものであったのか、シオドア・ローズヴェルトと浅からぬ関係を持つことになるウィリアム・E・ボラの経験をもとに示してみよう。彼は1865年にイリノイに生まれ、1885年にカンザス大学に入学したものの、病気のために退学した人である。その後、法律事務所では修行して弁護士資格を得たが、カンザスに良い職はなかったため、西海岸のシアトルへの移住の旅に出る⁵⁴。

1890年の秋、西部に向かう鉄道のなかでボラが出会ったのは、S・テイラーというアイダホに住むギャンプラーであった。ロッキー山脈の自然に恵まれて開拓が進むアイダホにはギャンプルがらみで多くの仕事があると聞いたボラは、実際、アイダホのホテルに逗留中にテイラーから電話を受ける。それは殺人事件の弁護であった。電信技師がホテルの料理人といさかいを起こし、背後から射殺したのであった。誰が見ても有罪の事件であったが、裁判では被害者が中国人であったこと、アメリカ国籍を持っていなかったことから、殺した白人は大陪審で起訴されることもなく釈放された⁵⁵。弁護を引き受けたものの何もすることがなく無罪を勝ち取ったボラは、この事件に大きな衝撃を受けた。

ボラ本人から許しを受けて公式の伝記を書いたクラウディオ・ジョンソンによれば、「アイダホの裁判について法律家として多くを知らなくとも、人命を尊んでいる州であれば、背後から人を射殺した被疑者が罰せられねばならないことをボラは知っていた」と記している。この事件を契機に彼はアイダホにとどまることになった。弁護士として荒くれ者や開発業者の暴力に苦しむ人々を救うためである。「ダイヤモンドフィールド・ジャック」の通り名で知られた悪名高いカウボーイが起こした殺人事件で、自ら目撃者を探しだして解決したボラは著名になり、1907年、アイダホ州議会から推されて連邦上院議員となる⁵⁶。

そうした彼の議員としての最大の功績は、1921年に日本、イギリス、アメリカの海軍軍拡競争に反対して、東アジアの和平確保を目指したワシントン軍縮会議を提案したことであった。カリフォルニアで爆発した反日の訴えが海軍軍拡の原動力になっていることを懸念したのである。さらにまた、シオドア・ローズヴェルトの死後、ローズヴェルトの遺志を継いで国際連盟の不備を説いたのも彼である。その端正な顔立ちに秘められた不屈の意志と、父ローズヴェルトの若き日を思わせる西部での冒険に惹かれたシオドアの娘アリスは、連邦議会下院の実力者ニコラス・ロングワースの妻となっていたが、不実な夫を離れて密かにボラのもとに走った。

そして、不義の子をもうけることになる⁵⁷。

西部で暮らしたローズヴェルトやボラ、そして彼らに連なる改革派の政治家たちは他者を犠牲にして私腹を肥やそうとする人々が許せなかった。そうした姿勢はアダムズのサロンに参加していた芸術家たちにも共通し、物質的ゆたかさではなく精神の深さを尊んだところに日本文化との出会いがあった。しかし、アメリカの西部、そしてその西部の彼方の太平洋を越えて広がっている東アジアを貧困から抜け出す舞台と考える者は多く、それを邪魔するアジア人を実力をもってしても排除しようとする人々の影響力もまた、世紀末の不況のなかで強まっていた。

自己のゆたかさを第一とする、そうした人々は民衆のなかからだけでなく、高等教育を受けた者のなかからも現れる。日露戦争後、急速に台頭した反日派の代表的人物として、よく知られているのはウィラード・ストレートである。彼は1880年のニューヨークに生まれたが、その両親は教育者であった。6歳で父が亡くなった後、彼の母エマは生計を支えるために日本で英語教師として働く。ウィラードがエマとともに日本に着いたのは、アダムズとラファルジュの日本旅行の翌年の1887年のことであった⁵⁸。

7歳の少年が日本での生活で受けた影響は大きかった。とくに男子であるというだけで、小さな子供であっても女性である母よりも上位の権威を認める男尊女卑の習慣は、奔放不羈なウィラードの性格をかたちづくる。彼は、1889年、母が父と同じ結核を患ったため帰国し、翌年、その母もなくなってしまう。孤児になった彼は妹とともに母の友人に引き取られることになったが、そうした彼の生きる目標になったのは経済的に成功することであった。子供の頃に過ごしたアジアはその機会を提供してくれる夢の世界として映っていたのである⁵⁹。

1901年、コーネル大学を卒業すると、彼は中国に渡り、清朝政府の下に置かれた外国人の運営する税務機関である海関の職員となった。そして、中国問題の専門家として財界人に接触し、エドワード・H・ハリマンら中国への進出を目論む財界人と手を結んで、そのついで中国の瀋陽の領事職を得た。ソウルで出会ったことのあるハリマンの娘メアリとアメリカで再会した際、密かに結婚の約束をして財閥の後継者になろうとしたものの、ハリマンの逆鱗に触れて果たせなかった。そのかわりにハリマンの忠実な部下として、その指示のもとに中国東北部での権益を獲得しようとしたのであった⁶⁰。そうした彼が利権を得るための手段としたのは、清朝政府、そして辛亥革命後に中国の実権を握った袁世凱に、反日を唱えて接近することであった。

大統領になった後、シオドア・ローズヴェルトは西海岸で爆発するアジア人差別の解消に向けて努力するとともに、東アジアで中国の歓心を買うために日本たたきを行う人々とも戦わなければならなかった。その戦いは彼の政権ができる以前に発表されたアメリカのアジアに対する基本路線に沿って行われた。それはイギリス人であるヴァレンティン・チロルがその理念を

提唱し、マッキンリー政権の國務長官となったヘイが、親友ヘンリ・アダムズとともに作りあげた方針、すなわち門戸開放と呼ばれる外交路線である⁶¹。

ローズヴェルトが実施した門戸開放とは、中国の大地に強欲な支配が生まれ、それが大国間の悲惨な戦争に発展するのを避けようとするものであった。和平に向けて関係国が自発的に協調することが何より重要であるとして、その協調の中核を日英米の結束であるとしたのである。己が利益のために差別を行ったり反日的になったりすることを許さない高き精神性に裏打ちされた外交が登場する背景は、この小論がこれまで述べてきた人々の絆、つまり、経済発展を第一とする卑俗な文化が広がっていくことに反対した19世紀後半の人々の国境を越えた友情のなかで生みだされていったものなのである。

* この論文は、著者を研究代表者とする日本学術振興会科研費（基盤研究(C)「米国门戸開放外交の文化的基盤に関する史的研究」（課題番号26370866，平成26-28年度））の助成を受けた研究の成果の一部である。

- 1 Valentine Chirol, *Cecil Spring-Rice in Memoriam* (London: John Murray, 1919), p. 3.
- 2 この詩の作られた日付として、彼が米国から旅立った1918年1月12日が記されている。
- 3 Valentine Chirol, *Fifty Years in a Changing World* (London: Jonathan Cape, 1927), p. 209.
- 4 Christopher E. G. Benfrey, *The Great Wave: Gilded Age Misfits, Japanese Eccentrics, and the Opening of Old Japan* (New York: Random House, 2004)
- 5 David Henry Burton, *Cecil Spring Rice: A Diplomat's Life* (London: Associated University Presses, 1990), pp. 25-26; Stephen Gwynn, ed., *The Letters and Friendships of Sir Cecil Spring Rice A Record* vol. 1 (Boston: Houghton Mifflin, 1929), p. 46.
- 6 *Ibid.*, pp. 46-50.
- 7 Edmund Morris, *The Rise of Theodore Roosevelt* (New York: The Modern Library, 2001), pp. 228-230.
- 8 Theodore Roosevelt, *An Autography*, ed., Louis Auchincloss, *The Rough Riders, An Autography* (New York: The Library of America, 2004), p. 346.
- 9 Morris, *The Rise of Theodore Roosevelt*, pp. 307-309; Gwynn, *The Letters and Friendships of Sir Cecil Spring Rice*, vol. 1, p. 46-50.
- 10 *Ibid.*, vol. 1, p. 209.
- 11 Betty Boyd Caroli, *The Roosevelt Women* (New York: Basic Books, 1998), pp. 103-104, 110, 69-73.

- 12 Paul A. Varg, "Open Door Diplomat: The Life of W. W. Rockhill," *Illinois Studies in the Social Science* vol XXXIII, no. 4 (Urbana: The University of Illinois Press, 1952), pp. 4-8.
- 13 *Ibid.*, pp. 9-13.
- 14 *Ibid.*, pp. 12-20.
- 15 Thomas Huges, "Rugby, Tennessee," *Thomas Macmillan's Magazine* (February 1881), pp. 310-315
- 16 H. G. Wells, *The Future in America: A Search after Realities* (London: Granville, 1987), p. 14.
- 17 John A. Garraty, *Henry Cabot Lodge: A Biography* (New York: Alfred A. Knoff, 1953), p. 86.
- 18 *Ibid.*, p. 99.
- 19 Llyod C. Griscom, *Diplomatically Speaking* (London: John Murray, 1941), p. 17.
- 20 もっとも著名なものとして, DeB. Randolf Keim, *Hand-book of Official and Social Etiquette and Public Ceremonials at Washington* (Washington, D.C., 1884); 引用は, 同じ著者の *Hand-book of Official and Social Etiquette and Public Ceremonials at Washington* third edition (Washington, D.C., 1889), p. 9.
- 21 Adams to Charles Milnes Gaskell, 28 Nov. 1878, J. C. Levenson, et al., *The Letters of Henry Adams* vol. II (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1982), p. 348. 以下, この書からの引用はLHAと略す。なお, この書のvol. IVからvol. VIは1988年に出版されている。
- 22 Adams to Charles Francis Adams, Jr., 20 March 1863, LHA, vol. I, p. 336.
- 23 彼の伝記として, Philip Henderson, *The Life of Laurence Oliphant: Traveller, Diplomat, and Mystic* (London: Robert Hale, 1956); Anne Taylor, *Laurence Oliphant 1829-1888* (Oxford: Oxford University Press, 1982)
- 24 Adams to Charles Francis Adams, Jr., 24 June 1864 LHA, vol. I, pp. 438-439.
- 25 Taylor, *Laurence Oliphant 1829-1888*, pp. 104 - 105, 148-165.
- 26 Chirol, *Fifty Years in a Changing World*, pp. 18-19.
- 27 Henderson, *The Life of Laurence Oliphant*, p. 127.
- 28 Adams to Charles Milnes Gaskell, 17 August 1891, LHA, vol. III, p. 527.
- 29 Adams to Marian Hooper Adams, 19 March 1885, *ibid.*, vol. II, p. 585.
- 30 Marian Hooper Adams to Robert William Hooper, April 20, 1873, Ward Thoron, ed., *The Letters of Mrs. Henry Adams* (Boston: Little, Brown, 1936), p. 99.

- 31 Adams to John Hay, 26 October 1884, LHA., vol. II, p. 554.
- 32 Thurman Wilkins, *Clarence King: A Biography* (New York: Macmillan, 1958), pp. 7-29; モリソン号のことについて, “Journal of Mr. Parker on A Voyage to Japan,” *The Missionary Herald, Containing the American Board of Commissioners for Foreign Missions* (June 1838)
- 33 Wilkins, *Clarence King*, pp. 44-45, 293-295.
- 34 Henry Adams, *The Education of Henry Adams* (Oxford: Oxford University Press, 1999), p. 265.
- 35 James L. Yarnall, *John La Farge: A Biographical and Critical Study* (Farnham, VT: Ashgate, 2013), pp. 9-11, 15, 25-26, 42-43, 50.
- 36 *Ibid.*, pp.61-67; John La Farge, “Japanese Art,” Raphael Pumpelly, *Across America and Asia* (New York: , 1870), pp. 195-202; Henry Adams, “John La Farge’s Discovery of Japanese Art: A New Perspective on the Origins of Japonisme,” *The Art Bulletin* (September 1, 1985), pp. 449-485.
- 37 William H. Pierson, Jr., “The Beauty of A Belief: The Ames Family, Richardson, and Unitarianism,” Maureen Meister, ed., *H. H. Richardson: The Architect, His Peers and Their Era* (Cambridge: MIT Press, 1999), p. XXXVIII; Margaret Henderson Floyd, “Inspiration and Synthesis in Richardson’s Paine House,” *ibid.*, pp. 37-38.
- 38 Henry J. Duffy, “American Sculptor of the Gilded Age,” Henry J. Duffy and John H. Dryfhout, *August Saint-Gaudens: American Sculptor of the Gilded Age* (Washington D.C.: Trust for Museum Exhibitions in cooperation with the Saint-Gaudens National Historic Site, Cornish, New Hampshire, 2003), pp. 16-18, 22-23, 25. ラファルジュとの関係の引用は25頁から。
- 39 Henry Adams to R.W. Gilder, October 14, 1895, Thoron, ed., *The Letters of Mrs. Henry Adam*, p. 458. 括弧内は筆者。
- 40 Adams to Theodore F. Dwight, March 10, 1892, *ibid.*, p.457.
- 41 Adams, *The Education of Henry Adams*, p. 276. 括弧内は筆者が補った。
- 42 *Ibid.*, p. 265.
- 43 Adams to Henry Osborn Taylor, 4 May, 1901, LHA, vol. V, pp. 247-248.
- 44 Adams to John Hay, 1 October, 1885, *ibid.*, vol. II, p. 630.
- 45 Morris, *The Rise of Theodore Roosevelt*, pp. 232-233.
- 46 Adams, *The Education of Henry Adams*, p. 276.

中野博文

- 47 Adams to John Hay, 24 July, 1886, LHA, vol. III, p. 24.
- 48 Adams to Elizabeth Cameron, 13 April, 1886, *ibid.*, vol. III, p. 30; Adams to John Hay, 22 August 1886, *ibid.*, vol. III, p. 34; *ibid.*, p.33. 括弧内は筆者。
- 49 Adams to Elizabeth Cameron, 2 October, 1890, *ibid.*, vol. III, p. 297.
- 50 Adams to John Hay, 17 April, 1887, *ibid.*, vol. III, p. 59; Adams to Elizabeth Cameron, 15 May, 1889, *ibid.*, vol. III, p. 175; Adams to Lucy Baxter, 16 February, 1890, *ibid.*, vol. III, p. 224.
- 51 Adams to Theodore F. Dwight, 31 August, 1886, *ibid.*, vol. III, pp. 35-36.
- 52 Adams to John Hay, 17 April, 1887, *ibid.*, vol. III, p. 59.
- 53 排華移民法とロックスプリングズ暴動については、貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民——歴史のなかの「移民国家」アメリカ』（名古屋大学出版会 2012年）を参照のこと。
- 54 Claudius O. Johnson, *Borah of Idaho* (Seattle: University of Washington Press, 1967), pp. 16-24.
- 55 *Ibid.*, pp. 23-24.
- 56 *Ibid.*, pp. 24-25.
- 57 Carol Felsenthal, *Alice Roosevelt Longworth* (New York: G.P. Putnum's Sons, 1988), pp. 145-156.
- 58 Herbert Croly, *Willard Straight* (New York: Macmillan, 1924), pp. 22-25.
- 59 *Ibid.*, pp. 25-30.
- 60 Maury Klein, *The Life and Legend of E.H. Harriman* (Chapel Hill: North Carolina Press, 2000), pp. 299-302.
- 61 Valentine Chirol, *The Far Eastern Question* (London: Lond, 1896)

Japanese Connection: Henry Adams and American Pro-Japanese Groups in the Late Nineteenth Century

NAKANO Hirofumi

The purpose of this article is to show the rise of American pro-Japanese groups in the late 19th century. After Commodore Matthew Perry opened Japan to the United States and other Western nations, Japanese culture was introduced to Europe and America. The world

witnessed the craze for Japanese arts in the 1870s and 1880s. During this time, one of early enthusiasts was Marian Adams, wife of the journalist and historian Henry Adams. Their house in Washington D.C. had many arts from Japan, some of which were presented by Japanese ministers to America. Mr. and Mrs. Adams were key persons to create a powerful pro-Japanese group within the American diplomatic circle. In this article, I follow their steps and describe the creation and development of this group, and explain why Adams and his friends supported Japan on the eve of the Russo-Japanese War.

The historian Christopher E. G. Benfrey argued that after the Civil War, some intellectuals in New England became deeply interested in Japanese culture, for they were searching for a pure and primitive culture which was different of Western vulgar societies. He insisted that they were afraid that in the Gilded Age, an inflamed desire of wealth was destroying the American tradition. Some scholars of Harvard University, one of which was Henry Adams, found out a lost soul of simple and artistic life in Japan. Among those people, Edward Morse and Ernest Fenollosa who taught in Tokyo Imperial University, were Adams's friends in Harvard. And William Sturgis Bigelow, an acquaintance of the Meiji Emperor, was a cousin of Marian Adams.

Benfrey showed us how Harvard intellectuals perceived Japanese culture, but avoided placing the importance of Henry Adams on diplomatic affairs. He was an intimate friend of State Secretary John Hay. As to Chinese questions, Hay's reliable counselor in the State Department was William Rockhill, who was also Adams's close friend. When Hay and Rockhill made the Open Door notes under the McKinley Administration, Adams provided them his unique analysis of the world situation. In this article, I clarify the developmental process of Adams's idea of world peace with emphasis of his racial egalitarianism. And I also explicate how he and his wife trained the next generation of American diplomatic elites in their salon, and what they taught them about necessary conditions of the stable world order.

アメリカ貿易政策史からみた「太平洋戦争」

—— 米日両国にとって同戦争の意味するもの ——

鹿野忠生

1 問題の所在と限定

世界大恐慌と第二次世界大戦のなかからアメリカを中心とする世界的自由貿易体制が形成されてくる。大恐慌期アメリカにおける貿易政策の転換、すなわち伝統的な高率保護関税政策から互惠通商政策への転換を経て戦後「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade, 以後はGATTと略称)の成立に至る過程がそれに当たる。自由貿易体制実現のために、アメリカは列強との戦争をとおしてそれらのアウトルキー(自給自足)的ブロック経済を破壊ないし弱体化しなければならなかった。「太平洋戦争」もその一環であったといえる。本稿では、主としてアメリカ貿易政策史からみた「太平洋戦争」を事例として取り上げ、この戦争は、米日両国にとっていかなる意味をもちえたかを考えてみたい¹。

ところで、アメリカと日本は何故戦わなければならなかったのか。この点については、日本側が対米開戦決意を行う最後の引き金となった通称「ハル・ノート」(Hull Note, 邦訳名称は「日米交渉11月26日米側提案」)²に問題の手掛かりを見出すことができる。この「ノート」の「第二項合衆国政府及日本国政府ノ採ルヘキ措置」のうち、次の3点は日本側が受け入れることができなかった。①中国及び全仏印よりの日本軍の全面撤兵、②日米両国に於ける蒋政権以外の政権を支持しないとの確約、③「日独伊3同盟」の形骸化の条文である。ここではとくに、前2者の問題、つまり中国問題が米日間に横たわる最大の対決点であったことが分かる。

さらに考えるべきは、日本はアメリカに対し隔絶した低い国力しかもっておらず³、しかも石油をはじめ重要原料・資材を同国に依存しているにも拘らず、何故日本側から開戦に踏み切っていくのかという疑問である。この問題については、アメリカによる石油の禁輸等の対日経済制裁から、日本は「ジリ貧」となり自滅の途を辿ることを避けるため余力のあるうちに開戦に踏み切らざるを得なかったと説明されている。しかしアメリカの対日経済制裁は、これまでの研究で示されてきた以上に全般的かつ詳細に亘るものであった。アメリカが何故ここまで厳しく日本を追い詰めていくのか、その事情を上述の中国問題との関連において日本史研究の成果から学びながら考察するとともに、この対日経済制裁の全貌を新たな史料に基づいて体系的に明らかにしたい。このことはとくに、日本側にとって同戦争の意味するものは何かを解明しようとする場合、極めて重要であると思われる。

なお、本稿では「太平洋戦争」を1941年12月8日の日本軍の真珠湾攻撃にはじまり45年9月2日の降伏文書調印までの戦争に限定している。この戦争の基軸は米日間の対決であり、日中間の対決は副次的位置にあると考えるからである。

2 前史—アメリカによる東アジア制覇政策の本格的開始

(1) ヘイによる門戸開放宣言の真意

アメリカが1898年4月22日に勃発した米西戦争の勝利によって、太平洋においてフィリピン群島とグアム島を獲得し、さらに同年ハワイ群島をも併合して太平洋における大国となるや、中国に対する政策を明確化し積極化しはじめた。これがアメリカ国務長官ヘイ (John M. Hay) による1899年、1900年のいわゆる中国の門戸開放・機会均等、中国の領土保全の提唱となって現れてくる⁴。

アメリカが中国市場への進出の足がかりを得た丁度その時は、日清戦争の敗北によって清国は列強に対しその弱体を露呈し、列強は清国からの領土と利権の獲得をめざして同国への侵略を強行していた。このような中国分割の脅威に直面し、1899年9月6日、ヘイはイギリス、ロシア、ドイツに対し、次いでフランス、イタリア、ベルギーに対し、日本には12月20日付けで、それぞれ通牒を送り、いわゆる、門戸開放・機会均等の原則の承認を求めた。この通牒は、中国における列強の勢力範囲の存在を前提としつつ、列強が差別待遇を行うことのないよう主張したものである。このようなアメリカの照会を受け取った列国は、原則として賛意を表明した。しかしこの賛意は留保付きのものであったが、アメリカ政府は1900年3月20日に列国政府は、「終局的かつ確定的」(final and definitive) に賛意を表明したとして、この旨声明したのである。さらに同年義和団の乱が勃発するに至り、中国分割の脅威が益々高まった。アメリカ政府は列強に対し声明を発し、上述の門戸開放・機会均等の原則を補充し拡大するとともに、中国の領土保全を主張した。この声明も、列国から何ら公然たる反対は受けなかった。

このような、ヘイが提唱した中国に関する門戸開放・機会均等の原則および領土保全の主張の真意は何処にあったのであろうか。アメリカ政府には列強に伍して中国分割に参加する途があった。しかし大陸に基地をもっていないアメリカは、他の列強に対して遅れをとらざるをえなかった。だからアメリカ政府は、門戸開放、領土保全を掲げて、列強の勢力範囲の獲得・拡大を阻止し、後日中国全土の支配のためにその基礎を固めておくことが賢明であると判断したのである。つまり、アメリカはその強大な経済力をもって広大な中国市場全体を掌握し、これを基礎として中国に政治的覇権を打ち立てること、ここに、ヘイの主張の真意があった。

彼の門戸開放、領土保全の主張は、爾後のアメリカ極東政策の基本原則となっていく。ただし彼が提唱したものは、あくまでも「門戸開放通牒」(Open Door Notes) をとおしてであり、

国際法的地位をもつものではなかった。

(2) ワシントン会議における「中国に関する9国条約」成立の意義

1921年11月12日から翌年の2月6日まで、アメリカの提唱によって開催されたワシントン会議では3つの条約が締結された。ここでは本稿の課題に照らして、1922年2月6日に日本、アメリカ、ベルギー、イギリス、中国、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル間で結ばれた「中国に関する9国条約」(Nine-Power Treaty of Principles and Policies relating to China, 以下、Nine-Power Treaty「9国条約」と略称)のみを取り上げる⁵。その場合、同条約の骨子となった「ルート4原則」(Root Resolution)から説き起こすのが適切であろう。

1921年11月16日、ワシントン会議太平洋・極東問題委員会第1回会合において中国全権施肇基は10項目よりなる包括的要求を提出した。このいわゆる「10原則」はほぼ各国の全権の支持を得たが、正式採択とはならず、その処理は米国全権ルート(Elihu Root)に委嘱された。21日に提出されたルートの4原則とは、①中国の主権、独立並びにその領土的及び行政的保全の尊重、②中国が自ら有力且つ安固なる政府を確立維持するための機会提供、③中国の全領土を通じて一切の国民の「商業及び工業に対する機会均等の原則」(the principle of equal opportunity for the commerce and industry)を有効に樹立するため各自尽力、④中国の現情勢に乗じて友好国民の権利を侵害する特権を求めないこと、また友好国の安寧に害ある行動を差し控えること、から成り立っている⁶。第3回極東委員会は同決議案を採択し、同案は12月10日の総会議で可決された。

上述の「ルート4原則」を骨子とし、それに門戸開放政策の強化を企図して22年1月16日に極東委員会に提出された「ヒューズ決議」等を加えて集大成されたのが「中国に関する9国条約」であった。その内容は、第1条は「ルート4原則」、第2条は第1条の原則に違反する条約・協定を締結しないこと、第3条は中国に於ける一層の「商業及び工業に対する門戸開放又は機会均等の原則」(the principles of the Open Door or equality of opportunity for the trade and industry)を遵守すること等の条文から構成されている⁷。同条約は、22年2月4日総委員会で承認を得たうえ、同6日正式に各国全権により調印された。

ここで、1899年、1900年に中国の門戸開放・機会均等、中国の領土保全を定め、中国市場への参入を意図したヘイの門戸開放宣言がようやく成文化されたことに注意したい。この条約がアメリカの伝統的な門戸開放政策の国際的法文化によって、アメリカはその強大な経済力に基づいて中国市場に足場を得て東アジア制覇政策の地歩を打ち立てるとともに、その経済的敵対勢力である日本に対し中国の主権および領土の尊重、商工業上の門戸開放・機会均等主義の遵守を確約させ、日本の中国進出に拘束を加えたことに、この条約の意義があったといえよう。

3 日本による「9国条約」の否認と アメリカ側の「日米通商航海条約」の一方的破棄

(1) 大恐慌期アメリカにおける互惠通商政策の導入と列強によるブロック経済化との相克

世界大恐慌期において統一的世界経済を媒介していた全世界に亘る多角的貿易システムが崩壊し⁸、世界経済は列強によるブロック経済に分裂した。アメリカはこのブロック経済化に対しいかなる対応をしていくのか。この問題を考える場合、アメリカは当該期に、伝統的な高率保護関税政策⁹から自由貿易化を志向した互惠通商政策に転換したことの意味を考えることが重要である。

ハル (Cordell Hull) 国務長官が推進して1934年6月12日に成立した互惠通商協定法 (Reciprocal Trade Agreements Act) は、アメリカ貿易政策史上画期的意味をもつ。「合衆国産品の国外市場を拡張する目的」(the purpose of expanding foreign markets for the products of the United States) のために制定された同法は、各国と通商協定の締結を図るため議会による大統領への現行関税率の50%までの変更権限の委任を規定し¹⁰、各協定では既に1923年に導入をみていた無条件最恵国待遇の原則が条文化され、アメリカは自由貿易化の方向を鮮明に打ち出してくる。そして、各国との通商協定の締結をみるなかで高率保護関税体制は最終的に崩壊していくことになる。したがって関税その他の貿易制限の軽減化と無条件最恵国待遇との両原則の結合が同政策の核心をなすが、ここで注目したいのは、同政策の展開にともなって議会における政策論争の軸心と国務省の立場が無条件最恵国待遇の原則 = 平等待遇・無差別待遇の原則をより重視する傾向が看取される事実である¹¹。その意味するものは何か、この点を国務省の史料に即して考察していこう。

国務省経済担当の国務次官補で互惠通商政策の実質的な推進者であるセイアー (Francis B. Sayre) は、1934年12月31日、アメリカの貿易は「三角貿易」=「多角的貿易」に依存しているが故に、平等待遇・無差別待遇に基づく互惠通商協定への無条件最恵国待遇の導入は必至であると述べる。つまりアメリカは、ヨーロッパおよびイギリス自治領とアルゼンチンには輸出超過をもち、熱帯諸地域には輸入超過をもっている。「わが外国貿易は驚くほど三角的」であり、「われわれが各々二国間で輸出と輸入の額を等しくしようとする双務的均衡の計画に基づく貿易を維持しえないことは明らかである」。故に「全てに対する待遇の平等は、わが通商政策の礎石でなければならない。・・・それなくして、三角貿易は拡張され発展させることはできない。それは極東のわが『門戸開放』政策の不可欠の基礎を構成している」¹²。さらにハルも、1935年3月23日に「貿易の均衡へ向かう傾向」は諸国間の多角的貿易関係を分断し、アメリカの貿易はもとより国際貿易全体を縮小させるとの認識に基づき、「待遇の平等」の回復の重要

性を強調している¹³。

しかも、平等待遇の政策と特惠授受の政策との対抗は不可避である。1937年5月14日、セイアーは、「世界の貿易国家は今日、二つの相対する通商政策・・・での間の選択に直面している」、つまり「すべての国家を等しく扱う平等待遇」の政策か、または「排他的な貿易特惠の授受」の政策かである。両者の関係について「決定的な点」は、「排他的特権を交換する強国の勢力範囲に引き込まれた国々は、他の国々に平等待遇を与えることが著しく困難になることである」。彼はいう。「換言すれば、世界には待遇の平等と特権の交換というこれらの相矛盾する政策双方が継続的に存在するための十分な余地は存在しない。究極的には一方ないし他方が勝利し、世界の支配的な政策になるにちがいない」¹⁴と。

上述の2(1)(2)では門戸開放政策は、門戸開放・機会均等の原則に基づいていた点を指摘したが、その政策の根底には、以上で述べた平等待遇・無差別待遇の原則が厳然として存在していたのである。したがって上でセイアーが指摘したように、互惠通商政策も東アジア制覇政策の核心をなす門戸開放政策も、この共通の原則に基礎を置いていたのである。広大な自治領、植民地を擁したイギリスは、1932年8月「オタワ協定」(Ottawa Tariff Agreements)を締結し、外国製品には一定の関税を課す一方、帝国内諸国の商品には相対的低関税ないし無税とする「帝国特惠関税」(Imperial Preference)を設定し、いち早くイギリス帝国経済ブロックを形成していた¹⁵。またドイツは、1934年9月以降発効をみるいわゆる「新計画」(Der neue Plan)体制のもとで各国と双務的な為替清算協定を締結し、「生存圏」(Lebensraum)ないし「広域経済」(Grossraumwirtschaft)の構築を志向していた¹⁶。平等待遇・無差別待遇の原則に基づき多角的貿易システムの再建を志向するアメリカは、差別待遇をその根本原則とし域内諸国のみのアウトルキー的経済発展を図ろうとするブロック経済化の動き¹⁷に対しては、対立または対決せざるをえない¹⁸。このことは、アウトルキー的アジアの構築をめざす日本にも当てはまる。

(2) 日本による「9国条約」否認とアメリカ側の「日米通商航海条約」の一方的破棄との関連

上述の2(2)では「9国条約」の意義について述べた。このこととの関連で先ず、日本側が何故「9国条約」を否認するに至ったのかについて次の事実を確認しておきたい。日本にとって同条約が桎梏となっていくのは、1931年9月18日の満州事変の勃発および32年9月15日の満州国の承認等に対して、中国はもとよりアメリカ、イギリス、国際連盟から不戦条約、連盟規約とともに「9国条約」違反であるとの警告を受けた頃からである。さらに1937年7月7日、盧溝橋事件に端を発する「北支事変」が勃発し、戦線の拡大とともにそれが「支那事変」と改称され、戦争が一層進展するや、アメリカ政府は38年10月6日、日本の中国における門戸開放主義違反に基づく自国権益の侵害について強硬な抗議を日本側に申し入れた¹⁹。これに対し、

11月18日の有田八郎外相の回答は、「日満支」ブロックを基盤として「東亜新秩序」が形成されている時にあたり、「事変前の事態の適用ありたる観念ないし原則」をもって「現在および今後の事態」を律することは何ら問題の解決にはならないとし、「9国条約」を明確に否認するものであった²⁰。このことは、日本がワシントン体制から正式に離脱するとともに、アメリカの伝統的な東アジア制覇政策と真っ向から対立していくことを意味した。

次に、アメリカ側は何故1911年2月に調印された「日米通商航海条約」(Treaty of Commerce and Navigation between the U.S. and Japan)を一方的に破棄したのかを考えてみたい²¹。上述の日本の「9国条約」の否認の問題について、ハル国務長官自身はどう考えていたのであろうか。彼は当時のメモ書きを示しながら回顧録で次のように述べている。「合衆国によって1911年の条約(日米通商航海条約のこと—筆者)を終わらせることが非友好的な行為ならば、通告無しに9国条約を破棄し中国における大部分の合衆国の権利や利益を侵しているジャップの行動は何なのか。合衆国の行為が非友好的であっても、ジャップ達は責任を取らなければならない²²と。「9国条約」は門戸開放政策の成果であり、その政策の根底にはハルが唱導してきた互惠通商政策の「礎石」である平等待遇・無差別待遇の原則がある。日本はこの原則を踏みにじり、中国の占領地でアメリカの「権利や利益」を侵害している。だからハルは「日本との通商条約の排除」を望むのである。それに、同条約には問題があった。ハルは自問している。「われわれは既に日本への航空機の発送に対し道義的禁輸(moral embargo)を適用していたが、法的効力はなかった。われわれが将来、航空機や不可欠の軍需資材に法的禁輸を課したならば、これは1911年の日本との条約に抵触するのであろうか²³と。

それではアメリカによる対日「法的禁輸」の実施にとって、「日米通商条約」の何処が問題となるのか。この点については、同条約は全18条より構成されているが、第5条に記されている条文に注目すべきである²⁴。この条文によって通商上の均等待遇が保証されているので、差別的な対日「法的禁輸」を課するためには、同条約を終了させることが不可欠となる。ともあれハルは、1911年条約の破棄の問題について、議会における「長い当てにならない議論」を待つことはできなかった。大統領の同意を得て彼は、1939年7月26日、堀内謙介駐米大使に対し、同条約は同日から6ヵ月後に、したがって1940年1月26日に終了するとの公式なノートを手交した。条約終了以降にアメリカによって実施された経済制裁の内容をみれば、この条約破棄はまさしく「日米戦争への一大前奏曲²⁵であった。

4 アメリカによる対日経済制裁強化と日本の対米戦争決意

(1) 対日石油圧迫

上記3(2)の内容を踏まえながら、以下ではアメリカの経済制裁によって日本が追い詰め

られていく過程を考察したい。「日米通商航海条約」が、1940年1月26日をもって終了し、通商関係において日米間では無条約時代に入ったことから、アメリカ政府はいつでも対日経済制裁を発動できるフリーハンドを得ることになる。石油圧迫は一国の軍事力はもとより経済全体の崩壊をも齎すが故に、一国の存立そのものをも脅かすものである。アメリカが対日石油圧迫を企図して日本の屈服を図ったことに対して日本もまた、「生か死か」の戦争を余儀なくされたことは、周知の事実である。このような対日石油圧迫の重要性に照らして、ここでは、この石油問題のみを取り上げ、その他の経済制裁の問題については、これまであまり論じられてこなかったもので、(2)では日本経済の再生産構造に留意しつつ生産分野での鉄鋼業と機械工業を重視しながら一括して論究することにした。

ところで、世界における石油は誰が支配していたのであろうか。第二次世界大戦勃発当時の陣営別の石油生産量を示せば、第1表のとおりである。みられるように、アメリカとイギリスが世界生産の86.0%を支配していたのである。枢軸国側では僅か0.5%にしかすぎない。なお、アメリカだけで世界石油生産の64.0%を占めていたことも留意すべきであろう。まさしくアメリカとイギリスのみが、世界の石油業を独占していたのである。

第1表 陣営別1939年度の世界原油生産量（単位：1000バレル）

米英側		枢軸側		当時の中立・準中立国	
合衆国	1,264,962	旧ドイツ	4,487	ソ連	216,500
ヴェネズエラ	105,956	日本及びその他	2,654	ルーマニヤ	45,996
イラン	78,151				
蘭領印度	61,580				
メキシコ	42,779				
コロンビヤ	22,037				
その他	125,576		2,902		3,898
合計	1,701,041		10,043		266,394
全生産中の比率	86.02%		0.51%		13.47%

出典：大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，49-50頁より作成，原表の計算の誤りを訂正。

ここに日本が、アメリカへ石油を依存しなければならない根拠があった。日本の石油自給率は10%に満たず、輸入量の約70%をアメリカに仰いでいたといわれている。また後者については85%を依存していたとの説もあれば、石油使用量の90%までアメリカからの輸入に頼っていたとの説もある²⁶。いずれにせよ、石油については日本の対米依存は決定的であり、ここに日本の最大の弱点があった。かくしてアメリカは、日本を屈服させるために対日石油圧迫を強めてくるのである。

第2表 アメリカの対日石油圧迫に関する一覧表

内 容	実施期日	圧迫方法
航空揮発油製造装置, 特許, 設計並びに説明書類	1939年12月20日	「道義的禁輸」
米国及びパナマ国籍輪槽船の対日石油輸送禁止	1940年7月15日	海事委員会及び商船活動局への内命
航空揮発油及び同原料油	1940年8月1日	許可制
航空潤滑油	同上	許可制
テトラエチル鉛及び一定混合物	同上	許可制
航空揮発油 (西半球以外)	同上	輸出禁止
航空揮発油製造装置, 特許並びに説明書類	1940年9月12日	許可制 「道義的禁輸」併置
テトラエチル鉛製造装置及び装置の特許, 設計並びに説明書類	同上	許可制 「道義的禁輸」併置
航空揮発油製造装置	1940年12月21日	許可制
石油掘削並びに精製装置	1941年2月10日	許可制
高級潤滑油の原料油	1941年4月15日	許可制
石油抗井用機械	同上	許可制
輸出許可制の適用を受ける製品の製造技術	同上	許可制
許可制の適用に依って既に輸出許可を与えられ輸出されようとしている石油及び石油製品の輸出取止め	たとえば1941年6月16日の日本郵船吾妻丸の事件の如き	石油国防調整官 (兼内務長官) が財務省に石油輸送禁止を依頼するとともに石油会社に対日石油売却を取り消させた
在米日本資産凍結令公布	1941年7月25日	行政命令
大統領布告による輸出禁止品目の拡大 (航空揮発油, 同潤滑油及び原料油, エチル鉛)	1941年8月1日	輸出禁止

出典：大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，71-73頁より要約作成。

先ず、経済制裁のための法律が整備されてくる。大統領が議会に提出した「国防強化促進法」(National Defense Act) が、1940年7月2日に成立した。同法は大統領がアメリカに必要な国防資材の輸出を「布告に依ってかかる輸出を禁止あるいは制限し得る」ことを定めたものである²⁷。石油輸出許可制が論じられてくるのは、7月26日の大統領布告からである。すなわち同布告により、1940年8月1日以後 (同日を含む)、「1 石油製品、2 テトラエチル鉛、3 鉄及び鋼鉄屑」が許可制に編入されたのである²⁸。

先ず、石油製品と、航空揮発油の性能を向上させるテトラエチル鉛に輸出許可制が導入されるとともに、航空揮発油の西半球以外、事実上日本への輸出が禁止された。それ以後、対日石油圧迫は、次の経路を経て周到に強化されていくことになる。①日本による最優秀な航空揮発

油の生産防止，②日本による最優秀な航空揮発油とその原料，潤滑油および航空揮発油の性能を向上させる添加物の入手を防止，③日本が石油製品の精製技術および装置についてアメリカの水準に近づくことを防止，④日本の国内石油の生産増大を防止，⑤日本の石油貯蔵の増大防止とそれを減少させる方策の適用，⑥日本に入手させる石油の数量はある数字に抑制し，かつその品質内容の低下を実施，⑦最後に一滴の石油も日本による入手を阻止²⁹。在米日本資産凍結令により，ほぼ⑦が達成された。第2表からここに至る過程が読みとれよう。

(2) 石油以外の対日経済圧迫

① 鉄と屑鉄の禁輸 日本の鉄鋼業は長足の進歩を遂げてきた³⁰が，輸入屑鉄を所要原料とするいわゆる「スクラップ製鋼法」に重点を置き，過去数10年に亘りアメリカから屑鉄を大量輸入し，簡易な鉄の製造にかなり依存してきた。そしてこの所要購入屑鉄の約半分はアメリカに依存していたのである³¹。この間の事情を示せば，第3表のとおりである。1927年から1937年までの期間で，銑鉄や鋼材の輸入に比して屑鉄の輸入の激増が明らかである。4(1)で述

第3表 屑鉄，銑鉄，鋼材のアメリカからの輸入量 (単位：トン)

米英側	屑鉄	銑鉄	鋼材
1927年	78,705	102	191,404
1929年	216,142	30,474	157,643
1936年	1,027,682	573	134,482

出展：大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，99頁より抽出作成。
因みに1937年およびそれ以降については公表を禁じられている。

べたように，1940年7月26日に至り大統領布告によって，アメリカ政府は8月1日を期して「鉄及び鋼鉄屑」の輸出許可制を実施する旨声明した。この場合その対象となったのは，一級品屑鉄であった。続いて同年9月26日，屑鉄の全品種に亘って輸出許可制が発せられたが，「西半球諸国及び英国以外の国に対する輸出許可はなさざるものとす」とされた。日本軍の北部仏印進駐への対抗策として，日本がその禁輸の対象国とされたのは明らかである。さらに同年12月30日には，鉄鉱石，銑鉄，合金鉄，半製品および製品，つまり鉄とつくものは何でも許可制とされた³²。

② 非鉄金属の事実上の禁輸 アメリカは非鉄金属類の世界生産の大半を占めていた。同政府はこれらの非鉄金属の対日輸出防止を開始し，1940年夏から次のようにこれらの資材に対し輸出許可制を適用するに至った。(イ)1940年7月5日，アルミニウム，アンチモニー，マグネシウム，モリブデナム，ヴァナヂウム，白金金属類，タングステン，錫に，(ロ)1941年2月3日，銅，真鍮，青銅，亜鉛，ニッケル，ならびに鉱石，製品類一切に，(ハ)

1941年2月4日、ウラニウム、ラヂウムに、(ニ)1941年3月24日、鉛に、それぞれ輸出許可制が実施された。だが輸出許可制といっても名ばかりで、申請書を出しても、国防上の障害があるとの理由で許可が下りず、この許可制は輸出禁止同様であった³³。

③ 工作機械の事実上の禁輸 1939年9月1日の英仏の対独宣戦布告を契機に、両国は工作機械の大量買付けを開始し、アメリカも自国の軍需および英仏援助のための航空機の生産を増大させた。航空機製造にはエンジンが隘路であり、エンジン製造には工作機械が隘路であった。かくして工作機械の需要は大幅に増大した。当時日本側の注文も相当額に達したが、米国業者は次第に納期を延期し、支払いについても不当な条件を要求しはじめた。1940年に入ると対日圧迫は強化され、日本側注文機械のアメリカ政府による徴発買い上げが頻繁となった。大統領は、議会に国防教書を送り、航空機の飛躍的増産を提言した。かくして航空機の増産は、工作機械の需要の急増となり、日本向け完成品の徴発買い上げが無遠慮に行われるようになった。1940年7月2日、4(1)で述べたように大統領の提出になる「国防強化促進法」が成立し、同法に基づいて7月5日から輸出許可制が実施され、工作機械は全て輸出許可申請を要することとなった。同年9月27日、「日独伊3国同盟」が締結されるや、許可制度は事実上輸出禁止と同様となった³⁴。

④ 船舶に対する対日圧迫 1940年9月以降、重要物資禁輸により日本船舶が蒙った打撃は重要である。すなわち、上述のように、石油、屑鉄、非鉄金属、工作機械の対日禁輸により、船積み予定の貨物に対して輸出許可が出ないため、船が入港しても積荷ができず、長時日船待ちの後、空船のまま帰国を余儀なくされることがしばしばあった。さらに1941年7月18日、アメリカ政府は突如、日本船に限りパナマ運河の通航を禁止した。加えて同年7月26日の在米日本資産凍結令が実施されて以来、アメリカ入港の日本船舶は同国政府によって差し押さえられる危険があったため、日本北米太平洋岸航路も、日本北米大西洋岸航路と同様に、事実上休航の状態に陥った³⁵。

⑤ 資産凍結による対日金融圧迫 アメリカ政府は、日・仏印共同防衛協定の成立と日本軍の南部仏印への進駐に関連し、1941年7月25日、在米日本資産に対して凍結令を公布(26日発効)した。資産凍結令は直接的には同協定の成立と日本軍の南部仏印進駐への動きに対する報復であったが、日本の南方進出に対する牽制の意味も含んでいた。上述の各種の対日経済圧迫と資産凍結の経済的相違は、前者が、当該品目に限られた限定的方法であって、その効果も限定的であるのに対し、後者は、その適用範囲が日米間の全通商に及び、運用次第では日米間の全通商のみならず、アメリカを決済地としていた諸国との通商をも杜絶させる威力をもっていたことである。かくして在米日本資産凍結令は、「日米通商航海条約」の破棄以来、日本に対して行ってきた各種の経済圧迫の「最後の環」をなす対日経済制裁であり、この凍結令によっ

て日本に打つべき経済上の手は完成されたといえるのである³⁶。

(3) 日本の対米戦争決意の必然性

上記の(1)で述べたように、「対日石油圧迫」だけでも日本が対米戦争を決意するのに十分であった。その最後の結果として1滴も石油が輸入できなくなれば、日本は時が推移するにつれて「ジリ貧」となり、その軍事力はもとより経済全体を危殆にさらすことになる。これは自滅への道である。石油に余力があるうちに開戦に踏みきるべしとの選択肢が説得力をもってくる。しかも上記の(2)で指摘したように、日本を経済的に絞め殺そうとするアメリカの政策は、日本経済を再生産上益々崩壊の危機に追いやることになる。ここにおいて日本は、これまで形成してきた「日満支」ブロックを維持しつつ、東南アジアの資源の獲得に生存の途を見出して「大東亜共栄圏」を構築し、帝国の「自存自衛」³⁷を全うするために開戦を決意するに至るのである。「ハル・ノート」がこの決意の最後のダメ押しとなった。

以上で述べたような厳しい対日経済制裁で示されるように、ルーズヴェルト大統領には対日戦争遂行への強い意志があった。しかしアメリカ国民は中立志向が強く、しかも大統領は自国を戦争に巻き込まないことを公約していたので、国民を軍事的に動員するには、どうしても日本側から戦争を仕掛けさせることが至上命令となっていた³⁸。1941年12月8日の日本軍による真珠湾攻撃はまさしく、大統領にとっては思う壺であったといえる。日本はアメリカの罠に完全に嵌ったのである。

5 結語と展望

第1に、アメリカにおける互惠通商協定法の成立からGATTの成立に至るためには、同国が戦争をとおして列強の自給自足のブロック経済を破壊ないし弱体化することが必要であった。これらのブロックは、その根本原則において差別待遇を基礎として成立していた。アメリカは枢軸国との戦いに勝利し、平等待遇・無差別待遇を基礎とする多角的貿易システムの再建を図ることによって世界的自由貿易体制を打ち立てることができたのである。イギリスは戦勝国となったが、同帝国経済ブロックは弱体化された。ドイツは敗北し、「生存圏」ないし「広域経済」は破壊された。アメリカによって推進された門戸開放政策を中核とする東アジア制覇政策は、日本の大陸侵攻政策と衝突することは必然的であった。アメリカは「太平洋戦争」に勝利し、「大東亜共栄圏」をも崩壊させたのである。以上により、「関税その他の貿易障害」を軽減するとともに、「差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極」を行う³⁹ことは、GATTの根本規定として受け継がれていくことになる。

第2に、上で述べたことはまた、日本がアメリカとの戦争へと追い詰められ、敗北していく過程でもあった。日本は「中国に関する9国条約」を否認したため、「日米通商航海条約」を

アメリカ側から一方的に破棄された。それ以来、同国から厳しい経済制裁を受け、このままでは日本の軍事力が失われるのは勿論のこと、日本経済そのものも再生産上崩壊の危機に瀕することになる。日本が生き残るには、「太平洋戦争」を遂行することによって、東南アジアの資源を確保するために「大東亜共栄圏」を構築し、「自存自衛」を全うするほか選択の余地はなかった。アメリカとは隔絶した国力の格差が存在していたにも拘らず、日本人には戦う以外に自らの生きる途は残されていなかったのである。「日本人は『戦争』を選んだ」のではなく、選ばされたといえる⁴⁰。アメリカは、日本側から戦争を仕掛けさせることによって国内世論の統一を図り、「太平洋戦争」を完遂することができたのである。

第3に、最後に論ずべきは、日米関係の現状と将来についてである。アメリカはドイツを打ち破り、日本をも制覇して、大西洋国家であるとともに太平洋国家ともなった。しかしアメリカの伝統的な東アジア制覇政策は、ついに実現をみることはなかった。中国の共産化によって、いわば「中国の喪失」(Loss of China)の苦渋を味あわねばならなかったからである。敗戦後の日本をみれば、上述の自由貿易体制から利益を得ながらも、日本はアメリカに全構造的に従属し、非自律的国家として今日に至っている。米日間のこのような状況は今後も変ることはいであろう。

注

- 1 本稿は、先に刊行した拙書『アメリカによる現代世界経済秩序の形成—貿易政策と実業界の歴史学的総合研究』南窓社、2004年、の研究成果に基づき、これを発展させたものである。拙書と併せて参照されたい。
- 2 「ハル・ノート」の邦訳については、須藤眞志著『日米開戦外交の研究—日米交渉の発端からハル・ノートまで』慶應通信、1986年、292-293頁、その原文については、The Department of State, *Bulletin*, December 13, 1941, pp. 462-464を参照。
- 3 たとえば、「日本とアメリカの国力差—開戦時1941年」を示せば、国民総生産でアメリカは日本の12倍、粗鋼生産量で12倍、自動車保有台数で160倍、石油で777倍であった。加藤陽子著『NHKさかのぼり日本史②昭和—とめられなかった戦争』NHK出版、2011年、45頁。
- 4 同提唱については、東京大学アメリカ研究センター編『高木八尺著作集』第3巻、東京大学出版会、1971年、94-100頁、大東亜戦争調査会編『米英の東亜制覇政策』毎日新聞社、1943年、62-65頁、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会『日本外交史辞典』山川出版、1992年、1006-07頁を参照。
- 5 同条約については、東京大学上記センター編、同上、153-161頁、外務省上記委員会、同上、574-75頁を参照。

- 6, 7 「ルート4原則」および「9国条約」自身の英文の各条文とその対訳については、
<http://www.chukai.ne.jp/~masago/kyuukako.html>を参照。
- 8 League of Nations, *The Network of World Trade*, Geneva, 1942, pp.89-95.
- 9 アメリカ関税史上最後の高率保護関税となった1930年関税法は、「自給自足」の原理に基づいていた。*House Reports, 77st, Congress, 1st Session, Report No. 7, Tariff Readjustment-1929*, pp.3-12. この点を、互惠通商協定法の「国外市場の拡張」の原理と対比されたい。
- 10 同法の条文については、S. Ratner, *The Tariff in American History*, New York, Cincinnati, Toronto, London, Melbourne, 1972, pp.147-150を参照。
- 11 United States Tariff Commission, *Operation of the Trade Agreements Program*, Part II, p.13, p.18.
- 12 Department of State, Confidential Release, December 21, 1934, Address of the Honorable Francis B. Sayre to the American Association for the Advancement of Science on Monday, December 31, 1934, 2: 00 P.M., Eastern Standard Time, College of Fine Arts, Carnegie Institute of Technology, Pittsburgh, Pennsylvania, American Commercial Policy, National Archives.
- 13 Department of State, Confidential Release, March 21, 1935, Address of the Honorable Cordell Hull, Secretary of State and the Honorable Robert L. O'Brien, Chairman of the Tariff Commission, over the National Broadcasting Company, Saturday Evening, March 23, 1935, from 7:15 to 7:45 P.M. National Archives.
- 14 Department of State, Confidential Release, May 11, 1937, Address by the Honorable Francis B. Sayre, Assistant Secretary of State, at the Annual Meeting of the Bankers Association for Foreign Trade, French Lick Springs, Indiana, on Friday morning, May 14, 1937, at 10:30, Liberal Trade Policies the Basis for Peace, National Archives.
- 15 イギリス帝国経済ブロックの形成と内容の詳細については、昭和研究会著『ブロック経済に関する研究—東亜ブロック経済研究会研究報告』生活社、1939年、第2章を参照。ただし同ブロックの存在にも拘らず、ハル国務長官はイギリスとの互惠通商協定の締結（1938年11月調印）に成功している。その経過と協定の内容については、M. A. Butler, *Cautious Reform, 1933-1937*, The Kent State University Press, 1998, pp.137-155をみよ。
- 16 この点については、ライヒ経済省管轄の「ドイツ清算金庫」（Deutsche Verrechnungskasse）の帳簿からみて、ドイツはヨーロッパを中心に30数カ国（地域）と支払協定を含む為替清算協定を締結しており、1935年から1939年まで清算取引はドイツ貿易の80%を担うようになり、この間、清算取引相手国とのドイツの輸出と輸入はほぼ均衡していたことに留意さ

- りたい。大矢繁夫著『ドイツ・ユニバーサルバンキングの展開』北海道大学図書刊行会，2001年，150頁，153頁，171頁。さらに，米独通商交渉は破綻し，ハルは戦争を決意するに至る点にも注目したい。A. Schatz, *Cordell Hull and the Struggle for the Reciprocal Trade Agreements Program, 1932-1940*, University Microfilms, Inc., Ann Arbor, Michigan, 1965, chap. x をみよ。また拙稿「アメリカにおける貿易政策の転換と米独通商交渉の破綻—『世界史の全体構図』からみた第二次世界大戦の歴史的 성격に関連して」『中・四国アメリカ研究』，2007年がある。
- 17 この点は，1930年代のヨーロッパの貿易動向にみられる「二つの傾向」，一方は，特定のヨーロッパ諸国とそれらの自治領や植民地との間のより緊密な結びつきへと向かい，他方は，貿易における双務主義へ向かうという国際連盟報告書の指摘と符号している。League of Nations, *Europe's Trade: A Study of European Countries with Each Other and with the Rest of the World*, Geneva, 1941, pp.78-81. 前者の典型はイギリス帝国経済ブロックであり，後者のそれはドイツの「生存圏」ないし「広域経済」である。
- 18 対立の結果，イギリスとは異なりドイツとの通商交渉は失敗に終わったのは，貿易の流れは，関税による貿易制限には，「価格機構の働きによって決定」される余地があるが，為替管理による国家統制下での直接的な貿易制限の場合には，その余地はないことから生じる。拙書，前掲書，218頁。
- 19 東京大学アメリカ研究センター編，前掲書，171頁。
- 20 同上，172頁，入江昭著，篠原初枝訳『太平洋戦争の起源』東京大学出版会，1991年，100-101頁，日本国際政治学会『太平洋戦争への道』第4巻，朝日新聞社，1963年，168-169頁，170-171頁。
- 21 わが国における研究では，須藤著，前掲書所収の「附章 I 日米通商航海条約（1911年）破棄の背景」，また同稿を若干修正し『真珠湾＜奇襲＞論争—陰謀論・通告遅延・開戦外交』に再録された「補章 日米通商航海条約（1911年）破棄の背景」があるが，文字どおり同条約の「破棄の背景」に関する論証に留まっており，日本による「9国条約」否認とアメリカ側の「日米通商航海条約」の一方的破棄との関連についての論究はない。
- 22, 23 C. Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, 1948, p.636, p.637.
- 24 条約の条文については，<http://ja.wikisource.org/w/index.php?title>を参照。
- 25 大東亜戦争調査会編『米英挑戦の真相』毎日新聞社，1943年，16頁。
- 26 細谷千博「日米関係の破局，1939-1941」『一橋論叢第4巻』，三輪宗弘「1941年，開戦までのアメリカ」『日本人はなぜ戦争へと向かったのか 下』所収，NHK出版，2011年，加藤著，前掲書，59頁。

- 27 大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，59頁，62頁。
- 28, 29 同上，62-63頁，67-70頁。
- 30 鉄鋼生産は資本主義工業の基軸をなすものであるが，しかし日本の鉄生産高は，アメリカは勿論，ドイツ，ソ連，イギリス等に比し，決定的に引きはなされていた。安藤良雄著『太平洋戦争の経済史的研究—日本資本主義の展開過程』東京大学出版会，1987年，96-97頁。
- 31 大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，97頁。屑鉄以外の日本鉄鋼業の製鉄基本原料については，鉄鉱石は英領マレー・中国に，銑鉄は英領インドに依存せざるをえなかった。安藤著，同上，96-98頁。
- 32, 33 日本国際政治学会，前掲書，第6巻，330-332頁，大東亜戦争調査会編，同上，103-105頁，114-115頁。
- 34 大東亜戦争調査会編，同上，122-128頁。機械工業のなかでは工作機械工業が決定的な意味をもつ。工作機械こそ「機械を作る機械」であり，あらゆる兵器は同機械によってのみ生産されるからである。日本では工作機械の海外依存度は高い。1936年でもその37.3%は海外に依存していた。しかも日本工作機械工業の技術水準の低さから，大型，精密機械および部品の海外依存度はとくに高かった。安藤著，前掲書，99-100頁。
- 35 大東亜戦争調査会編，注25の前掲書，41頁，130-134頁。
- 36 同上，139頁，147-150頁，日本国際政治学会，前掲書，第6巻，139-140頁，265-266頁。
- 37 外務省外交史資料館日本外交史辞典編纂委員会『日本外交史辞典』付録，「宣戦の詔書，昭和16年12月8日」，194頁。
- 38 この点と関連し，C. A. Beard, *President Roosevelt and the Coming of the War, 1941: Appearances and Realities*, Yale University Press 1948. 安部直哉・丸茂恭子訳『ルーズベルトの責任—日米戦争はなぜ始まったか 下』藤原書店，2012年，第Ⅲ部 第16章，第17章を参照。
- 39 編集代表山本草二『国際条約集 1998』有斐閣，370頁。
- 40 加藤陽子著『それでも，日本人は「戦争」を選んだ』朝日出版社，2009年。このような日本史研究者と筆者との見解の相違を認識することは，「太平洋戦争」の本質を規定するうえで，極めて重要であると思われる。概して，日本史研究者には日本側の視点からのみ「太平洋戦争」の意味を究明する傾向があり，それらの研究は世界史を動かすのはアメリカであるという単純な事実を見逃している。同戦争の本質を究明するには，アメリカ側の視点からその意味を明らかにすることが，より重要ではなからうか。これを踏まえて同戦争の日本にとっての意味を解明すべきである。

The Pacific War from the Viewpoint of the History of the U.S. Foreign Trade Policy: What the War Means to the U.S. and to Japan

KANO Tadao

The U.S. created a world-wide free trade system by forming GATT through the Great Depression and Second World War. The purpose of this study is to understand what the Pacific War means to the U.S. and to Japan from the viewpoint of the history of the U.S. foreign trade policy.

This paper consists of three parts. (1) Preceding history : The Beginning of the U.S. policy for securing a dominant position in Eastern Asia. (2) The Denial of the “Nine- Power Treaty” by Japan and the abrogation of the “Treaty of Commerce and Navigation between the U.S. and Japan” by the U.S.. (3) The Reinforcement of economic sanction to Japan by the U.S. and the Japanese determination of opening the war against the U.S..

The U.S. introduced a reciprocal commercial policy which was based on the principle of equal treatment. Germany formed a block economy based on the principle of discriminatory treatment. The U.S. denied this block economy, and also abrogated the “Treaty of Commerce” because Japan violated the “Nine- Power Treaty” which was the result of traditional Open Door policy of the U.S..

The U.S. could form the system of world-wide free trade based on the principle of equal treatment through defeating an Axis power. German “living space” was dissolved. The U.S. won the Pacific War, and the block economy formed by Japan was also dissolved. The principle of equal treatment became the fundamental principle of GATT.

After the U.S. abrogated the “Treaty of Commerce,” the U.S. could reinforce economic sanction by an embargo on exportation of important natural resources such as oil, scrap iron, machine tool, etc.. Japan confronted the crisis of economic collapse because of the shortage of articles under an embargo, particularly oil. It was inevitable for Japan to invade Southeast Asia and to obtain these articles. Consequently Japan declared war against the U.S. and fought through the Pacific War for “self-existence and self-defense.”

20世紀第4期四半世紀のアメリカ合衆国における 喫煙の政治問題化

—— 公共空間での喫煙規制を中心に ——

岡 本 勝

はじめに

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）では、植民地時代のはじめからパイプ・タバコや喫ぎタバコが使用されており、独立後にはそれらにくわえて葉巻や噛みタバコも嗜まれるようになった。そして、南北戦争期に出回りはじめ、第一次世界大戦後に流行するようになる紙巻きタバコの喫煙は、20世紀の中頃までに多くの国民にとって日常生活の一部として定着していった。ところが1964年に、厚生省のテリー（Luther Terry）公衆衛生局医務長官によって、喫煙が肺ガンや肺気腫などの疾病を発症させる原因になるかも知れないという警鐘が鳴らされたのである。ただし、この時点で喫煙を直接規制するための法的措置がとられることはなく、吸う吸わないは個人の判断に委ねられる状況がつづいた。

確かに、この警鐘と前後して「アメリカ癌協会」(the American Cancer Society) や「アメリカ肺協会」(the American Lung Association) など、患者やその家族が中心となって結成された任意団体による注意喚起がなされ、禁煙や喫煙率の低下を目標とした活動が、徐々にではあるが行われるようになった。¹ しかし、この活動がただちに反喫煙の幅広い大衆運動とはならなかった。その後、他人が吸うタバコの煙によって非喫煙者の健康も脅かされることが多くの研究によって明らかにされるようになると、各地で反喫煙組織が活発な運動を開始するのであった。そのようななか、1986年にクープ（Everett Koop）医務長官は、受動喫煙の危険性を連邦政府として公式に認める報告書を発表した²が、これ以降喫煙はタバコの使用だけでなく、使用しない人にも健康被害をもたらしうる行為として、多くの国民によって問題視されるようになった。

この報告書が公表されたことで、すでに始まっていた不特定多数の人が集まる屋内の空間において、有煙タバコの使用規制を求める活動が本格化する³のであるが、そのような規制を実現するには立法という強制的手段が不可欠であった。そのため、そもそも個人の日常生活の一部と考えられていた喫煙という行為が、マナー問題ではなく政治問題として扱われることは避けられなくなったのである。確かに、後になって企業や飲食店の経営者がオフィスや店内での喫煙を「自主的に」規制するようになるが、その多くは法律によって義務化されたことがきかっ

けであった。

本稿の目的は、アメリカで受動喫煙が問題になりはじめた1970年代中頃以降、連邦、州、自治体の各レベルで喫煙規制を目的として立法化が進められたのであるが、それらがどのような過程をへて実現されていったのかを考察することである。このとき、そのような立法に関連して、とりわけ住民投票という直接民主主義の手法を最初に用いた州であるカリフォルニアに注目しながら、反タバコ派と親タバコ派——後者の実態はほぼタバコ業界——がどのような戦略で、それを実現もしくは阻止しようとしたのかについても論じてみたい。

I：連邦レベルでの喫煙規制

「はじめに」のなかで述べたように、喫煙が本人だけではなく周囲にいる非喫煙者の健康も脅かすと結論づけた研究の成果が広く認知されるようになった20世紀終盤のアメリカ世論は、多数の人が集まる屋内空間での喫煙規制を支持するようになっていた。しかし、一口に喫煙規制と言っても、それは多様であったため整理して考察する必要がある。これに関しては、連邦と州および自治体の各レベルに分けて、それぞれで行われた規制について考えることが理解しやすいと思われる。そこで、ここではまず連邦政府の権限で行われた規制について見てみたい。

連邦レベルでの喫煙規制は主に二つの範疇で行われたのであるが、それらは政府の関連施設内でのものと、州境を越えて移動する公共交通機関におけるものだった。² 政府施設内での喫煙規制は、関係機関の長によってだされる命令などで実施されることが多く、連邦政府のなかで喫煙規制をまっ先に実施したのは、言うまでもなく国民の健康を司る厚生省だった。これに関しては、カーター（James Carter）政権で長官を務めたカリファーン（Joseph Califano）がまず触れられるべき人物であろう。もともと彼は紙巻きタバコを1日に3箱吸うこともあったヘビー・スモーカーだが、11歳になった息子への「誕生日プレゼント」として、自ら禁煙を実践するようになった。長官就任後、彼は喫煙を「公衆衛生にとっての最大の敵」とであると位置づけたり、「喫煙する人はスローモーションで自殺しようとしている」などと発言したため、タバコ業界からは要注意人物として見られるようになった。³

カリファーンは、政府の関連施設以外にも旅客機内での禁煙措置、タバコのパッケージや広告に表示されている警告文をより具体的で断定的なものに変更すること、反喫煙の啓蒙活動やタバコ煙に関する病理学的研究への補助金の増額、連邦タバコ税の引き上げなどを提唱した。⁴ このような彼の反タバコ姿勢は、例えばノースカロライナ州選出の共和党連邦上院議員ヘルムズ（Jesse Helms）やサウスカロライナ州選出の民主党連邦上院議員ホリングズ（Ernest Hollings）など葉タバコ生産州選出の有力議員たちとの衝突を引きおこし、それが1979年7月のカーターによるカリファーン更迭の一因になったとされている。

実際、厚生省内で禁煙措置がとられるようになるのは、カリフォルニアが更迭されて8年が経過し、受動喫煙の危険性を特集した「公衆衛生局医務長官報告書」が発表された翌年の1987年で、首都ワシントンを中心として全国に分散する同省の関連施設で働く数万人の職員とその他大勢の訪問者が、紫煙のない環境に置かれることになった。その後、他の中央省庁でも規制が行われるようになり、例えば合衆国郵便公社では1993年に、また国防省では1994年にそれぞれ関連施設内が対象になった。さらに、嫌煙家のクリントン（William Clinton）大統領は就任直後にホワイトハウスを禁煙にし、さらに1997年には「連邦政府が所有するすべての施設において職員と訪問者に紫煙のない室内空間を確保するため」の行政命令書に署名したのである。⁵

連邦レベルでの喫煙規制として、次に州際公共交通機関について考察するが、ここでは民間航空機を見てみたい。確かに、鉄道やバスの車内での喫煙規制についてもほぼ同時進行で議論されたが、それらは航空機に関するものによって触発されることが多かった。冷房装置が十分に普及していなかった1960年代、窓を開けて走行することが可能だった鉄道やバスよりも、わずかな換気は行われたもののほぼ完全に閉ざされていた航空機内での喫煙は、タバコを吸わない乗客にとってより切実な問題だったのである。⁶

航空機内での全面禁煙を早い時期から求めた者のなかに、消費者保護や環境保全を訴えて草の根運動を展開していたネーダー（Ralph Nader）がいた。彼は1969年末に運輸省へ要望書を提出したが、そこには非喫煙者が被る不快感と健康被害だけではなく、機内火災の危険性についても言及されていた。また、当時は反喫煙組織だけではなく紫煙を嫌う乗客も禁煙措置をこうじるよう航空会社に働きかけており、会社側もそのような声を無視することができなくなっていた。ちなみに、ネーダーは翌1970年1月に州境を越えて運行されていた列車やバスやフェリーに関しても同様の要望書を、運輸省と「州際通商委員会」（the Interstate Commerce Commission）へ提出している。⁷

このような規制を求める動きに民間でまず対応したのが「ユナイテッド航空会社」で、この会社は1971年に座席の一部を自主的に禁煙とした。その後、他の航空会社も順次この方式を導入し、1973年には国内のおよそ半数の航空会社において「分煙」——禁煙席の割合は30%から40%——の措置がとられるようになっていた。⁸このような状況下で、連邦政府の行政機関として設置されていた「民間航空委員会」（the Civil Aeronautics Board）は、残りの航空会社にも同様の措置をとるよう求めたのだが、当時は喫煙する権利も尊重されていたため、禁煙ではなく分煙が選択されたのである。ネーダーなど禁煙を求める動きに対して、タバコの業界団体である「タバコ協会」（the Tobacco Institute）の顧問弁護士キングナム（Richard Kingham）は、民間航空委員会が開催した公聴会において「喫煙者を含めてすべての乗客には楽しい空の旅をする権利があり、それ（全面禁煙）は不公平な扱いである」と語ったが、1970年代の前半

には、このような考え方に一定の支持があった。⁹ところが、座席の一部だけを禁煙にする方式は中途半端なもので、数々のトラブルを引きおこすことになった。例えば、限られた数の禁煙席にそれ以上の乗客が殺到した場合、遅れて搭乗手続きをした人は喫煙席に座らされることになり、彼らは苦情を言うだけでなく禁煙席に座る「権利」が蹂躪されたとして、なかには航空会社に「慰謝料」を求める者もいた。また、一部を禁煙席にしたからといって、飛行機の客室という仕切りもなく換気が極めて不十分な空間で喫煙すれば、煙は当然禁煙席へも流れていくわけで、『トロント・スター』紙はそのような状況を、「プールのなかで小便をするのと同じこと」であるとコメントしている。¹⁰

特に、喫煙席と禁煙席の境界ではトラブルが絶えず、客室乗務員を巻きこんで吸う吸うなの言いあらそいや時には掴みあいの喧嘩が起こることもあり、それが原因で首都ワシントンとニューヨーク市を結ぶ「イースタン航空会社」のシャトル便が、途中のボルティモア空港に緊急着陸するというトラブルも1979年に発生している。当時、喫煙に関する機内でのトラブルは多発したが、それは客室内だけの話ではなかった。やはりイースタン航空会社のフライトで、タバコを吸わない副操縦士が喫煙する機長に操縦室のなかではタバコを控えるよう求めたが、機長はそれを無視してたびたび喫煙したため、副操縦士が酸素マスクを装着したところ機長はそれを認めず収納するよう命令した。すると今度は、副操縦士がそれに従わずマスクをつけたままの状態で業務をつづけたのだが、このことは目的地に到着後会社に報告された。ちなみに、副操縦士は機長の命令に従わなかったとして、後に懲戒処分を受けている。

また、メディアが大きく取りあげたものに次のような出来事もあった。マカウワード (John McAward) という乗客が希望した喫煙席に座れなかったため、ボストンのローガン空港を離陸するため誘導路を移動していた「アメリカン航空会社」のニューヨーク便機内で、座席に座ることを拒否して不満を言うために操縦室へ向かった。機長が管制官に状況を報告して飛行機をターミナルへ戻したところで、彼は飛行を妨害したとして警察に拘束された。その後裁判が行われ、一審では250ドルの罰金刑が言いわたされたが控訴審では無罪になるなど、司法の場でも「非喫煙者の権利」に関して相反する結論がだされている。このような出来事以外にも、例えばユナイテッド航空会社のホノルル便で、タバコ煙に曝される職場環境に対する抗議の意思表示として、客室乗務員が簡易なガスマスクを装着して、喫煙席の客に食事のサービスを行ったことなど、飛行機内でのエピソードは枚挙にいとまがない。¹¹

いずれにしても、客室内での分煙は禁煙を嫌う乗客を納得させるものではなかったため、反喫煙派は「喫煙と健康に関する活動」(Action on Smoking and Health = ASH) という組織を中心に、飛行時間の短いフライトでの全面禁煙を求めて民間航空委員会などへ働きかけをつづけた。実はこれらの要求は、搭乗機会が限られていた乗客よりも、今も触れたように、禁煙に

曝されながら勤務する客室乗務員にとって切実なものであり、その1人ヘイゲン (Joyce Hagen) は「誰かがこのような目標 (全面禁煙) を掲げた活動を先導してくれることを、私たちは待ちのぞんでいました」と語っている。¹² 言うまでもなく、乗務員には客室が職場であり、航空会社にとっても機内における喫煙規制は社員の健康を守るということに関して大きな意味をもつもので、禁煙を求める客室乗務員と喫煙する乗客とのあいだで板挟みになっていた航空会社にとって、規制強化への動きは本音を語れば朗報であった。

使用者が少なく、煙の刺激が比較的強く、また後始末に手のかかるパイプ・タバコや葉巻の全面禁煙は、それらの製造や販売を行う業者からの反発はあったものの、民間航空委員会による指導を各航空会社が受け入れたため1980年代中頃までに実現していた。しかし、タバコ使用者のうち圧倒的多数が選択していた紙巻きタバコの場合、ただちにそうはならなかった。民間航空委員会は、1983年にフライト時間60分以内の旅客機を全面禁煙にすることや、それを超えるフライトでは紫煙に曝されると喘息などの症状が悪化する恐れのある乗客を、喫煙セクションから可能な限り遠くに離して座らせることなどを提案した。これに対して、大手航空会社で組織する「航空運送協会」(the Air Transport Association) は、客離れを危惧したり、持病をもつ乗客が出発間際に搭乗手続きをした場合に混乱を招くとして、最終的にそれらの提案を拒絶したのである。¹³

ところで、連邦議会は旅客機内の喫煙問題に関する公聴会を1983年と翌84年に開催したのであるが、その場で示された世論調査の結果や諸外国の実情などに関するデータや情報は、それらを提出した組織や人物の立場の違いから相反するものが多かった。そのため議会は、「全米研究評議会」(the National Research Council) ——1916年に「全米科学アカデミー」(the National Academy of Sciences) によって設立された研究機関——に対してあらためて調査を行い助言することを求めた。これへの回答として、全米研究評議会は1986年に「旅客機の客室環境——空気の質と安全性について——」という報告書を提出したのだが、そこには当時実施されていた分煙では、客室乗務員——80%の乗務員が平均で月に70時間から85時間紫煙に曝されていた——の健康を守るのには限界があると述べられていた。¹⁴ さらにこの1986年には、厚生省公衆衛生局と全米科学アカデミーが受動喫煙の危険性に警鐘を鳴らす報告書をあいついで発表しており、これが航空機における全面禁煙への流れを加速させたことは明白だった。

そのような時に起きたある出来事が、航空機内での禁煙を義務づけた連邦法の成立に直接結びつくのであった。それはイリノイ州選出の民主党連邦下院議員ダービン (Richard Durbin) にまつわるもので、彼が空港で搭乗手続きをしたところ、出発間際だったため禁煙席がとれず喫煙者に挟まれる座席に座らされることになった。¹⁴ 歳のころ、1日2箱の紙巻きタバコを吸っていた父親を肺ガンで亡くしていたため、喫煙を否定的に眺めるようになっていたダービンは、

カウンター係員に「何とかしてもらえないか」と頼みこんだ。しかし、それに対する返事は「私には無理ですがあなたならできます、ダービン議員」というものだった。¹⁵

実際にダービンは、飛行時間2時間以内の国内便を全面禁煙にする連邦法案を1987年に下院へ提出したのであるが、これに関しては先ほど触れたASH以外にも、「喫煙公害に反対する会」(the Group against Smoking Pollution = GASP) という草の根の反喫煙組織が長年にわたり求めており、さらには「アメリカ医学会」(the American Medical Association) と「アメリカ心臓協会」(the American Heart Association) などの患者支援団体も支持を表明していた。¹⁶ このような反喫煙派のなかには、2時間以内の飛行時間ではなくより長時間のフライトを含めるよう求めた者も少なくなかった。彼らは、受動喫煙の危険性を憂慮し、飛行時間に関係なく禁煙に曝されることを嫌悪したのである。

これに対して、航空会社は全面禁煙にするとタバコを吸う乗客が離れていくのではと危惧したため、表向きには反対することが多かった。しかし、この措置によって清掃コストを削減できるだけでなく、乗客のあいだで起こるトラブルや、副流煙によって健康を損ねたと考える客室乗務員による航空会社を相手どった賠償請求訴訟も回避できるなどの利点も多く、航空会社がかたくなに反対しつづけることはなかった。¹⁷ タバコ業界も全面禁煙には反対したものの、規制の流れをとめることはできないと判断していたため、ヘルムズなど親タバコ派の上院議員に、下院で提案された2時間以内ではなく1時間30分以内のフライトへ修正したものを上院案とするように働きかけた。そして、実際に2時間と1時間30分の二つの案が提出されたため両院によって協議が行われた結果、2時間の下院案が最終的に統一案となり、その賛否が問われることになった。

そもそも2時間以内のフライトでの禁煙が提案されたのは、国内便のおよそ80%がこの飛行時間の範囲に入っていたことと、多くの喫煙者は2時間程度ならがまんできると漠然と考えられたことにくわえ、いきなりすべての便を全面禁煙にする提案をすれば、タバコ会社や喫煙する乗客だけではなく、少なくとも表向きには航空会社も反発すると予想されたからであった。ダービンや彼の支持者たちは、たとえ飛行時間が短くても全面禁煙のフライトをまず実現させることが先決であると考えた。さらに、これを2年間の時限立法にしたことで規制反対派にも受け入れやすくする一方、2年後にはより長時間のフライトを禁煙にするための新たな法律を成立させる可能性も残したのである。この統一法案は、下院では禁煙措置に反対する議員だけではなく、より長時間フライトでの措置を求める議員も反対票を投じたため接戦になったが、1987年7月に198対193で通過し、一方上院では、同年9月に84対10と圧倒的な支持をえることになった。そして、レーガン(Ronald Reagan)大統領の署名によってそれは成立し、アメリカでは1988年4月23日から飛行時間が2時間以内のフライトを全面禁煙にすることが義

務づけられ、違反者には1,000ドル、またトイレの煙探知機を不正操作した者には2,000ドルを、それぞれ上限として罰金が科せられることになった。¹⁸

余談だが、このとき「ノースウエスト航空会社」は飛行時間にかかわらずすべての国内便を禁煙にして、それを大々的に宣伝することで業績を上げている。また、アメリカと同様に2時間以内のフライトを全面禁煙にしていたカナダでも、「カナディアン・エアライン・インターナショナル」や「エアー・カナダ」などの主要航空会社は、1989年に北米路線を自主的にすべて禁煙にした。一方、ノースウエスト航空をのぞくアメリカの大手航空会社が、その後自ら禁煙措置をこうじめることはなかったが、この点に関してタバコ会社から圧力がかけられていたことを示唆する記事が、『ニューヨーク・タイムズ』紙に掲載されている。そのなかで、北部を中心とした路線を展開するノースウエスト航空とは異なり、例えば「デルタ航空会社」やアメリカン航空はタバコ産業のお膝元である南部を本拠にしているため、本業の紙巻きタバコ以外にもさまざまな業界に進出し多角化を進めていたタバコ会社の影響を、無視できなかったということが述べられていた。¹⁹

ノースウエスト航空やカナダの航空会社による自主的禁煙措置には、当時すでに飛行時間に関係なく機内の禁煙に対する支持が世論の多数派を形成していたこと、さらにその支持は時間の経過とともに拡大していたことが背景としてあった。ところが、タバコ業界のロビーストによる働きかけの結果、時限立法であった1988年法の期限切れを前にした1989年に、議会下院で審議されていた新たな法案の内容が、飛行時間が2時間以内のフライトのみを禁煙にしている現行法をそのまま延長するというものになっており、下院は8月にそれを259対169の賛成多数で通過させたのである。²⁰

一方上院は、国内便のほぼすべてに該当する飛行時間が6時間以内のフライトを禁煙にする法案を審議し、9月に77対21の賛成多数で通過させた。そして両院による話し合いの結果、世論が後押しする上院案を今回は優先させることになり、下院はあらためて審議と採決を行い10月末日に上院案を可決させた。このとき、親タバコ派議員がこれを「不必要で不公平」な立法であると強く反対したため、1988年法の失効を前に新法のすみやかな成立を目指して妥協する必要があったことから、彼らが求めるグアム便、ハワイ便、アラスカ便などのうち、西海岸以外の都市を発着する一部の便で喫煙が認められる状況は、短期間だったがつづくのであった。いずれにせよ、このような少数の例外はあったものの、アメリカでは1990年からほぼすべての国内便で禁煙が実施されるようになったのである。²¹

Ⅱ：州レベルの「屋内清浄空気法」

前節で述べたように、連邦レベルでの喫煙規制は主に政府の関連施設と州際公共交通機関で

行われたが、州や自治体レベルでのそれはより多岐にわたっていた。後になって自主的に規制される場合も増えるが、当初その多くは立法によって行われており、そのような立法は個別に名称がつけられることもあったが、総称として「屋内清浄空気法」(the Clean Indoor Air Act =CIAA) と呼ばれた。

しかし、一口にCIAAと言っても規制の対象となる場所やその内容については多様だったため、それぞれの州や自治体で成立したものを単純に比較することは困難である。「多様」とは、対象となる場所が例えば教育や医療の施設、州境を越えない列車やバスや航空機などの公共交通機関、州や自治体政府に関連する建物、民間企業のオフィスや作業場、飲食店、娯楽施設、商業施設、そしてこれら以外にもさまざまな屋内空間はあるが、そのうちどこを指すのかとか、また建物全体なのかそれともエレベーターや階段やトイレなどの共用部分だけなのかという点でも、個々に異なっていたことを意味している。さらに規制内容に関しても、例えば廊下の片隅に灰皿をおいてそこでの喫煙を認めるという不完全分煙、壁や扉で物理的に仕切れ換気扇が設置された部屋でのみ喫煙を認めるという完全分煙、さらにそれすら認めない全面禁煙などがあり、やはり多様であった。²²

ただし、時間の経過とともに規制場所が拡大していっただけではなく、喫煙者にとって緩やかな規制からより厳しいものへと変化したのは確かである。また、最近では規制場所が屋内だけではなく野外のスポーツ施設や公園や繁華街の路上なども含まれることが多くなっているため、建物内に限定された「屋内清浄空気法」ではなく、「無煙空気法」(the Smoke-Free Air Act) という名称が使用されることもある。

そもそも、州レベルでのCIAAが議論されるようになったのは1970年代の初頭で、まず5州において法案が提出されたが、それらはすべて廃案になっている。当時、受動喫煙の危険性はすでに囁かれはじめていたが、法案提出の第一の理由は健康問題というよりも、他人が吸うタバコの煙に不快を感じるというものだった。やや低下したとはいえ成人男性の喫煙率が40%を超える状況で、航空機における最初の規制と同様に、喫煙者の「吸う権利」がまだ尊重されていたのである。しかし、1971年にステインフェルド (Jesse Steinfeld) 医務長官が、「喫煙者がタバコを吸う権利——私はこれを『空気を汚染する権利』と定義する——を有しているのと同様に、非喫煙者にも健康的で清浄な空気を吸う権利がある」と反タバコ派の集会で述べたり、また翌72年には「公衆衛生局医務長官報告書」において、曖昧な表現ながらも受動喫煙の危険性を初めて指摘したところから、状況は変わりはじめた。²³

ところで、タバコ協会は喫煙規制に対する世論の動向を調べるよう民間の調査機関である「ローパー社」に依頼していたのだが、その結果が1974年に報告されている。それによると、非喫煙者の90%と喫煙者の80%が列車や飛行機内での分煙については賛成していたが、職場で

のそれに賛成したのは非喫煙者の64%と喫煙者の42%で、またレストランについても60%と34%が賛成したものの賛否は分かれていたと言える。ちなみに、非喫煙者の39%がこれらの公的空間では分煙ではなく禁煙を求めていたが、喫煙者を含めて考えると、この時点で世論の多数派が全面禁煙を必ずしも支持していたわけではないと、タバコ業界は考えていた。²⁴

受動喫煙の問題が議論されはじめるなか、CIAAを最初に成立させた州は1973年のアリゾナで、サウスダコタ、ネブラスカ、コネティカット、ミネソタなどの州がそれにつづいた。アリゾナ州では、1966年に著名な鳥類学者カーズ（Betty Carnes）が中心になって組織した「喫煙を危惧するアリゾナ州民」（Arizonans Concern about Smoking）という反喫煙団体などが、議員たちに働きかけた結果として立法化が実現した。このアリゾナ州CIAAの内容は、「エレベーター、図書館、屋内の劇場、博物館、音楽堂、州政府関連の建物、医療施設、州境を越えないバスや鉄道などの公共交通機関では喫煙が禁止されるか、分煙が可能ならば喫煙スペースを設置する」というものであった。²⁵

1974年に成立したコネティカット州CIAAでは、アリゾナ州法で言及されなかったレストランも対象になり、さらに1975年のミネソタ州CIAAでは、政府関連のものに新たに民間もくわえたすべての職場——多くの非喫煙者が家庭と同様に長い時間紫煙に曝される可能性のある場所——も規制の対象となった。²⁶そして、このミネソタ州法で規定された屋内空間を対象にしたものが、その後他州における反喫煙派が目標にする「コンプレヘンシブ網羅的」と呼ばれるCIAAになったのである。²⁷また、これら初期の州CIAAでは、先ほど触れたように全面禁煙というよりも、基本的に分煙が求められることが多かった。例えばレストランでは、座席数の少ない店が除外されたり、たとえ分煙が義務づけられても、その多くが壁や扉などで仕切られることなく、「喫煙席」と「禁煙席」を同じ空間のなかで指定するだけという旅客機で試みられた「分煙」と同様のものであった。²⁸1970年代の州CIAAは、現在の視点から見れば、確かにどれも中途半端なものだった。しかし、それは喫煙することが個人の権利として広く認められていた当時の状況を考えると、画期的な立法であったとも言えた。

1970年代のタバコ業界では、何らかの喫煙規制は避けて通れないものと認識されはじめていたが、どうしても受けいれたくないものもあった。それは、影響が大きいと考えられた職場と飲食店における全面禁煙で、彼らはこれを回避すべく業界を挙げて議員への働きかけを行ったのである。その結果、実際に反喫煙派がCIAAを勝ちとったとしても、これらの場所が除外されていたり、または中途半端な分煙になるなど、タバコ業界の意向がある程度反映される方向へとまだ動いていたのである。例えば1978年には、州および自治体レベルで喫煙規制を目的とした法案が54本提出されたが、そのうち成立したのは6本のみで、しかもそれらは「ミネソタ州法が規定する網羅的なものではなく」、州や自治体に関連する公的な建物などに限定され

たものが多かった。²⁹

そこで反喫煙派は、タバコ業界によるロビー活動を受けやすい議員たちに頼る立法だけではなく、ヴェトナム戦争やウォーターゲート事件などによって醸成された政治不信のなかで目立ちはじめた市民へ直接働きかける戦術、つまり住民投票という手段を重視するようになった。これに関しては、その発端となったカリフォルニア州に焦点をあてた考察が必要と思われるため、次にそこでの活動について見てみたい。

1970年代中頃以降のカリフォルニア州で、CIAAの成立を目指した草の根運動の中心にいたのは、プロのバスケットボール選手という経歴をもち、当時サンフランシスコ市で弁護士を開業していた紫煙アレルギーに悩むラヴデイ（Paul Loveday）と、同じく弁護士で法律専門誌の編集者を務めていたハーナウアー（Peter Hanauer）であった。ただし、彼らはいきなり州レベルでの住民投票という複雑な手続きと多額の資金を必要とする手段を選択したわけではなく、最初は反喫煙派の市議会議員へ請願することから活動を始めたのである。

ラヴデイとハーナウアーたちは、まず反喫煙派が優勢だったバークレー市でCIAAを成立させることに成功するのだが、これは先ほど触れたGASPが、議員たちへ積極的に働きかけた結果であった。このとき、ラヴデイはバークレー市GASPの支部長を、そしてハーナウアーは会計責任者をそれぞれ務めていた。ミネソタ州CIAAの成立に触発されて、彼らが1976年に提出した市条例案の骨子は、公的機関の建物内での喫煙規制と州内の自治体では初めてとなる飲食店での分煙だった。この条例案は、その後市議会での承認と市長の署名をえて1977年4月に成立し、「自治体レベル最初の本格的な環境タバコ煙規制法」となったのである。³⁰

バークレー市でCIAAを成立させたのち、ラヴデイとハーナウアーたちは当初の計画通り州レベルへと視点を移すのだが、州議会でのタバコ業界によるロビー活動は予想以上に激しかった。それは、全米最大の人口を抱えるカリフォルニアがタバコ販売に関しての最重要州であり、また喫煙規制についても多くのことが他州に先行して行われる「先駆者」と考えられていたためだった。³¹ その結果、たとえタバコ規制の法案がだされたとしても、それは委員会で棚上げにされてしまうことがしばしば起こるなど成立させるのは容易でないと判断されたため、反喫煙派は州民に直接働きかける戦術へ切りかえるようになった。

1977年9月、ラヴデイたちは州レベルでは全国で初めてとなる住民投票によるCIAAの成立を目指して署名集めに着手したのである。カリフォルニア州で住民投票を実現させるには、直近の州知事選挙における有効投票数の5%以上の署名が必要で、具体的にそれはおよそ30万という数だった。このとき、反喫煙派が署名集めなどのために準備できた資金は5万ドルのみで、この金額では必要な数の運動員を確保することや効果的な広報活動を行うことが困難だったため、活動の多くをボランティアに頼らざるをえなかった。そのような状況ではあったが、喫煙

規制派は期限の直前になって必要数の署名を集めることができた。

その後、1978年11月の中間選挙に合わせて行われる住民投票へむけて、ラヴデイたちは「屋内に清浄な空気を求めるカリフォルニア州民」(Californians for Clean Indoor Air)という組織を立ちあげて大衆運動を展開したが、引きつづきGASPなど他の組織からの支援は必要だった。しかし、主導権の争いなどのためアメリカ癌協会のカリフォルニア州支部からは少額の寄付があったものの、ボランティア活動についてはほとんど支援をえることができなかった。またアメリカ肺協会やアメリカ医学会などからの支援も限定的で、資金不足に陥り事務所を賃貸することができず、個人の住宅を活動拠点にせざるをえなかったのである。³²

住民投票にかけられる州CIAA案は、「プロポジション提案第5号」(以下、提案5)と呼ばれるようになるのだが、そのなかで喫煙規制が義務づけられる空間として、基本的にミネソタ州CIAAと同様に「網羅的」と言えるものが規定されていた。ただし、ジャズコンサート会場での喫煙は認められなかった一方で、野外が多いロックコンサート会場では屋内でも許されるというやや統一性を欠く内容だった。また、レストランや職場や公共の建物では、仕切りの設置を義務づけた厳格な分煙が求められたほか、当時としては珍しく野外の競技場や公園も規制対象となり、違反者には50ドルの罰金が科せられることが明記されるなど、それはかなり厳しい喫煙規制の提案であった。³³

当初、提案5に対するカリフォルニア州民の支持は大きく、1977年12月から翌年にかけてタバコ協会が行った調査によっても、支持率は68%で不支持率の24%をはるかに上回っていた。この結果にあらためて危機感をつのらせたタバコ業界は、提案5が「たかだか[カリフォルニアという]1州だけの問題である」と述べて冷静さを装う一方で、その成立を阻止するための活動を本格化させたのである。この活動は、タバコ協会が指名したタバコ流通グループのケリー(Jack Kelly)をリーダーに、サンフランシスコ市のコンサルタント会社「ウッドワード・アンド・マクドウェル社」によって作成された行動計画に基づいて行われることになった。³⁴

このときタバコ業界が細心の注意をはらったのは、多くの州民に不信感をもたれていた業界が、提案5に反対する活動を先導していると可能なかぎり見られないようにすることであった。そこで登場したのが、「常識を求めるカリフォルニア州民」(Californians for Common Sense=CCS)という委員会組織で、これが前面に出て反対運動を行うことになったのである。言うまでもなく、この組織は資金や要員や戦略などさまざまな面でタバコ業界に依存していたが、表向きには「地域住民によって結成された自主独立の組織」であることが強調された。³⁵

CCSにはヘニング(John Henning)、フルーノイ(Houston Flournoy)、ダンラップ(Katherine Dunlap)という3人の共同委員長がいた。連邦政府の労働次官やニュージーランド大使などを歴任したヘニングは非喫煙者で、当時「カリフォルニア州労働同盟」(the California Labor

Federation) の財務主任を務めていた。フルーノイは喫煙者で、州下院議員や州会計検査院長官などを歴任したあと、当時は南カリフォルニア大学の教授であった。また、非喫煙者のダンラップは環境保護論者で、当時は経済発展と環境保護の両立を図る目的で設置された「カリフォルニア州環境経済均衡諮問会議」(the California Council for Environmental and Economic Balance) の議長を務めていた。³⁶

しかし、彼らは名前だけの指導者にすぎなかった。後に公表されることになるタバコ業界の内部資料によると、CCSによる提案5に反対する運動を実際に指揮していたのはやはりケリーと大手タバコ会社の役員たちで、具体的には「R. J. レイノルズ社」のダウデル (Jim Dowdell), 「フィリップ・モリス社」のグレファ (Ed Grefe), 「ロリロード社」のステイーヴンズ (Arthur Stevens), 「リゲット・グループ」のグリアー (Joe Greer), 「ブラウン・アンド・ウイリアムソン社」のペプルズ (Ernest Pepples) などであった。彼らは少なくとも月に1度はサンフランシスコとロサンゼルス両市にあったCCSの本部に集まったほか、ウッドワード・アンド・マクドウェル社とも常に電話会議を行った。役員たちのなかでは、特に元ロビーストで、当時はフィリップ・モリス社の広報担当副社長だったグレファが影響力をもっていた。³⁷

先ほど述べたように、事前の世論調査では提案5への支持が大きかったため、CCSなど提案5反対派は必死で巻きかえしを図った。このとき彼らは、喫煙者にむけてはタバコを吸う「権利」と喫煙という個人の生活習慣に介入しようとする政治権力からの「自由」を、また納税者にむけてはCIAAの執行に使われる多額の費用、つまり税金の「浪費」を強く訴えた。これらの訴えのうち、税金の浪費問題がより説得力のあるものとCCSは考えた。それは、法執行に費やされる予算が年間500万ドル程度の場合に提案5への支持率は50%を超えていたが、例えばそれが2,000万ドルになると支持率は41%へ下落することが、世論調査によって分かっていたからであった。CCSは、具体的な金額として少なくとも4,300万ドルが法の執行によって浪費されるという主張を、さまざまな手段で繰り返して訴えた。彼らによると、州政府に関連するすべての建物内の必要箇所に「ノー・スモーキング」のプレートを取りつけるだけで、有権者の許容範囲を超える予算が必要になるというのであった。³⁸

これに対して提案5推進派は、CCSが示す金額は「まったく根拠が示されておらず誤解を招くもの」であること、さらにはCIAAによって「喫煙量は確実に減るので、[メディケイドに対する州政府による] 医療費の税負担が軽減できる」などと反論したが、CCSのように大量の資金を使った広報活動ができなかったため、その効果は極めて限られたものだった。反対派が喫煙する自由や税金の無駄づかいを争点にしたことに対して、ラヴディたち推進派が選択したものはやはり「健康問題」であった。1970年代の後半が、受動喫煙による健康被害の議論がされはじめて間もない時期だったとはいえ、この問題を深く憂慮する市民も少なからずいたこと

が、これを主要な争点として選んだ背景にあった。タバコ業界の依頼で世論の動向を調査してきたローパー社は、1978年に「アメリカ人の半数以上が、喫煙する人の周囲にいること自体おそらく健康に良くないと考えている」と報告した。³⁹ CCSは受動喫煙の問題を避けたかったが、提案5推進派が絶えずこれに言及したため、まったく触れないわけにはいかなかった。そこで反対派が行った主張は、タバコ業界の基本姿勢、つまり喫煙が直接的にも間接的にも健康被害を引き起こすなどとは、「いまだ証明されていない」というそれまでも繰り返されてきたものだった。⁴⁰

このとき反対派が登場させたのは、例えばコウゼンティノ（Anthony Cosentino）やニーデン（Albert Niden）のような親タバコ派の医師で、肺疾患の専門医としてニーデンは『ロサンゼルス・タイムズ』紙のインタビューを受けて、「受動喫煙による危険性などは存在しない」という見解を述べている。⁴¹ 彼は、記者たちの前では否定していたが、タバコ業界から研究費の名目で金銭を受けとったことが、後に公表されたタバコ業界の内部資料によって明らかにされる人物だった。

当初、提案5成立の可能性は高いと思われていたが、反対派からの巻きかえしには激しいものがあり、投票日の直前にはほぼ互角の闘いになっていた。その最大の要因は、反対派が多額の資金を使ってプロパガンダ活動を積極的に行ったことであった。このとき、カリフォルニア州内での販売シェアに比例して各タバコ会社が拠出した資金は、10月23日の時点でR. J. レイノルズ社の167万ドルを筆頭に合計で400万ドルを超え、そのほかの団体、業者、個人からの寄付金を合わせると500万ドル以上になった。この点を捉えて、ネーダーは「タバコ会社は最も欺瞞的な活動のために500万ドルをカリフォルニア州へ注ぎこんで……提案5への〔反対〕票を買収した」と非難している。賛成派が使用した金額の約10倍の資金が、テレビやラジオでの意見広告だけではなく、収集した個人情報から喫煙者を特定して反提案5のプロパガンダを集中的に送付するなど、さまざまな活動に投入されたのである。⁴²

1978年11月7日に行われた住民投票の結果、反対票が54%を占めたため、提案5は当初の予想に反して否決されることになった。このように、住民投票はタバコ業界の勝利で幕を閉じたのだが、反喫煙派の活動がこれで終息することにはならなかった。それは、この時点でも州民の71%が、公共の屋内空間における何らかの喫煙規制を望んでいたことが調査によって明らかにされており、そのような状況がラヴデイたちに活動をすぐに再開させるよう促すことになったと考えられる。⁴³ 実際、彼らは再度住民投票によって州CIAAを成立させることを目標に、ただちに署名集めを始めたのである。そして、期限内に必要な数を集めることができたため、新たに「提案第10号」（以下、提案10）が喫煙規制法案として州民に提示され、1980年11月の大統領選挙時にその可否が問われることとなった。

提案5と比較して、今回は戦術や法案の内容に関していくつかの変更がなされた。具体的には、推進派もコンサルタント会社と契約してより専門的で緻密な広報活動を行ったことや、ダイレクト・メールを使って提案10への理解と寄付金を積極的に求めたことなどが戦術面での変更であった。その結果、前回莫大な資金を反対活動に投入したとして批判された親タバコ派がその額を半分以下の230万ドルに減らした一方、反タバコ派は逆に50%近く増やして70万ドルを使って対抗したのである。また、条例案の内容に関して、ジャズコンサートだけではなくロックコンサートの会場も禁煙にして例外をなくした以外にも、全体として厳格さを緩めることで幅広い支持をえやすいものにした。例えば、前回反発の強かった飲食店業界に配慮して店内では仕切りを設置した完全分煙を必ずしも求めないようにしたこと、禁煙表示を設置するための予算に上限を設けて経費を抑制したこと、競技場や公園など野外の施設を規制対象から外したことなどが主な変更点だった。さらに、罰金の最高額も提案5では50ドルだったが、提案10では15ドルに減額された。⁴⁴

しかし、1980年11月4日に実施された住民投票は、このような変更にもかかわらず、またしても提案5と同じ経過を辿ることになった。すなわち、当初は提案10への支持が大きかったものの徐々に差は縮まり、最終的に逆転されて投票結果は前回と同じ得票割合——反対票が54%——となり、タバコ業界が再度勝利を宣言したのである。提案5の住民投票からそれほど時間が経過しておらず、また受動喫煙の危険性に対する州民の考え方がいまだ定まっていなかったことにくわえ、額を減らしたとはいえタバコ業界による効果的なプロパガンダ活動が行われた一方で、反喫煙派による広報活動が今回も十分なされなかったことなどが、このような結果を招いた要因であったと考えられた。⁴⁵

Ⅲ：自治体レベルの「屋内清浄空気法」

州レベルでのCIAAをめぐる住民投票で連敗したカリフォルニア州の反喫煙派は、それでも闘いをやめることはなかった。ラヴデイとハーナウアーたちは、提案10不成立の1ヶ月後には戦略を練りなおすために会合を開いており、そこでは公共の屋内空間における喫煙規制に対する州民の支持はそれでも大きいことがまず確認された。話し合いの結果、彼らは1977年に成功したパークレー市などでの活動を念頭におきながら、タバコ業界の影響が比較的およびにくく、また自らの限られた人員や資金を集中的に投入できる自治体レベルへ再び視線を向けることになった。このとき、提案5を成立させるために立ちあげていた「屋内に清浄な空気を求めるカリフォルニア州民」は、「非喫煙者の権利を守るカリフォルニア州民」(Californians for Nonsmokers' Rights = CNR)と改称され、州内各自治体でCIAAの成立を目指した活動の中心組織になった。自治体を舞台にした戦術への再転換は、カリフォルニア州では一定の効果をあ

げ、1981年7月に条例がユークアイア市議会で成立したことを皮切りに、1983年5月までにサンディエゴを含む州内21の市もしくは郡がそれにつづいたのである。⁴⁶

このとき最も注目されたのが、大都市サンフランシスコにおける攻防だった。1983年の初頭、「サンフランシスコ市政執行委員会」(the San Francisco Board of Supervisors)の委員だったネルダー(Wendy Nelder)は、職場のみに限定して喫煙規制を義務づける条例案を自らが属す市政執行委員会へ提出した。その内容は、喫煙者と非喫煙者双方に配慮した職場における分煙ルールを経営者に作成するよう求めるものだった。そして、もし非喫煙の従業員が提案されたルールに納得しない場合は基本的に全面禁煙を義務づけ、違反に対しては1日500ドルの罰金が事業者科せられるというものだった。これに関してラヴデイたち反喫煙派は、職場だけではなくレストランなどを含む幅広い空間での喫煙規制を目指していたため必ずしも満足できるものではなかったが、病院や図書館などの公共施設や飲食店では自主的に分煙や禁煙の措置をとるところが増えつつあったし、また何よりも反喫煙派の分裂を回避するためにネルダー案への支持を表明することになった。最終的にこの条例案は、サンフランシスコ市政執行委員会において10対1の賛成多数で採択され、6月3日にファインスタイン(Dianne Feinstein)市長が署名したことで、あとは執行を待つ状況になったのである。⁴⁷

これに対してタバコ業界は、ただちに「政治介入に反対するサンフランシスコ市民」(San Franciscans Against Government Intrusion)という「有志の会」を結成し、100万ドル以上の資金を準備して規制反対運動を開始した。当時サンフランシスコ市では、上記のようなプロセスで成立した条例に異議のある場合、市長による署名後30日以内に一定数——ここでは19,000人——の署名を集めると、条例の執行停止とその可否を問う住民投票が実施できたのである。このとき、業界によって雇用された運動員たちは、短期間に必要数の2倍以上の署名を集めることができたため、規定にしたがって住民投票が行われることになった。⁴⁸

今回の住民投票は、それまでと異なりタバコ業界が条例案の否決を目指して発議する側になった。ネルダーによって提出された条例案は、住民投票では「提案P」と呼ばれることになり、当初反喫煙派は2対1の割合で優勢だったが、提案5や提案10の場合と同様に、投票日が近づくとその差は縮まっていった。ただし、今回反喫煙派は州レベルでの敗戦から教訓を学びとっており、なかでも結果を左右しかねないテレビやラジオを使つての意見広告など、それまで以上に広報活動を重視するようになっていた。

そのために、州組織であったCNRはアメリカ癌協会やアメリカ肺協会の支部などに働きかけて、広く地域社会へ訴えかけるために新たに「喫煙」とか「タバコ」などという単語を使用しない「地方自治を守るためのサンフランシスコ市民」(San Franciscans for Local Control)という組織を立ちあげて、資金集めなどを精力的に行つた。⁴⁹ このとき、サンフランシスコ市

の反喫煙派にとって幸いだっただけでなく、まず論争が州全体ではなく比較的狭い自治体で闘わされたので、広告費用の安価な地域の放送局を使用できたことがあった。次に「公平の論理」——^{フェアネス・ドクトリン}——対立する一方の当事者が資金力を背景にメディアを使って広告を流した場合、反対の立場の者にも意見広告のため一定の時間枠が無料で与えられるべきとする考え方——を市当局に認めさせることができたため、一定の時間枠を使用して意見広告を放映できたこと、さらには放送局が、番組のスポンサーになる機会がたびたびあるタバコ会社に好意的とはならず、最終的に中立の立場にたってくれたことなども彼らに幸いした。

最後の点、つまり「中立の立場」についてであるが、それは「連邦通信法」(the Federal Communications Act)に関するものだった。この法律によると、意見広告には資金を実際に拠出した「本来のスポンサー」を明示することが義務づけられており、その厳正な実施を求めた反喫煙派に放送局側がそのように対応したことを意味したのである。サンフランシスコ市では、喫煙規制が人びとの自由を侵害する行為であるとか、法執行には多額の税金が注ぎ込まれるなどと主張する意見広告が、当初タバコ業界が立ちあげた政治介入に反対するサンフランシスコ市民連合をスポンサーとして流されていた。しかし、「本来のスポンサー」がタバコ業界であることは明白だったため反喫煙派はこれを問題視し、特に地元では影響力が大きかったテレビ局のKRONやラジオ局のKNBRなどに訴訟も辞さずという姿勢で是正を求めた。これに対して、放送局にとってタバコ業界が広告料の大きな収入源であったにもかかわらず、KRONは業界がスポンサーであるという字幕を意見広告の画面上に流すこと、またKNBRは広告の最後に同様の内容を音声で伝えることを約束した。これに対してタバコ業界は、特に音声で伝えられることは悪影響をおよぼすとして、ラジオによる意見広告の中止をただちに決定したのである。⁵⁰

1983年11月8日に行われた住民投票はやはり大接戦で、提案Pへの反対票が49.6%、そして支持票が50.4%とその差はわずか0.8%、数にして1,259票だったが喫煙規制派の勝利で幕を閉じた。これは、タバコ業界にとって住民投票による初めての敗北だった。そのため、サンフランシスコという大都市で成立したこともあって、投票の結果はABCテレビの「ナイトライン」やCBSテレビの「^{シックスティ・ミニッツ}60分」など視聴率の高い報道番組によって詳細に取りあげられ、一部外国へも伝えられた。その後、受動喫煙の危険性を特集した1986年の「公衆衛生局医務長官報告書」が公表されると、各地の自治体ではCIAAの成立を目指した草の根の政治運動に拍車がかかった。1985年末までにカリフォルニア州やマサチューセッツ州を中心に全国約90の自治体においてCIAAが成立したのだが、その数は1988年に380、そして1996年には782へと増加し、さらに翌年から2003年6月までの6年間に修正されたものを含めて650の自治体が喫煙規制の隊伍にくわわった。それと同時に、喫煙が規制される空間もたんに広がっただけではなく、規制

内容も分煙ではなく禁煙が中心になっていったのである。⁵¹

一方、タバコ業界はこのような自治体レベルでの動きをただ傍観していたわけではなく、サンフランシスコ市の場合と同様に喫煙規制に反対する活動を全国的に展開した。しかし、1980年代の世論が公共の場での喫煙に対する何らかの規制を求めていることは事実で、業界はそのことを十分に認識していた。そこで、もしCIAAが避けて通れないのであれば、例えば影響の大きい職場やレストランを対象外にして、規制区域を病院、教育施設、映画館、公共交通機関——CIAAが成立していない自治体においても、これらの施設の多くではすでに自主的に規制が行われていた——などに限定するとか、全面禁煙ではなく分煙を選択させるなど、条例をタバコ業界にとってできる限り穏健なものとするのが業界の目標になった。

先ほど触れたように、サンフランシスコ市における喫煙規制条例の成立を受けて、CIAAの立法化を目指した自治体レベルでの活動が全国各地で活発化し、時間の経過とともに成立事例は増えた。タバコ業界にとって、サンフランシスコのような大都市ではない小さな地方の町において、お互いが面識のある住民同志による草の根の反喫煙運動に対抗するのは容易でない場合も多かった。そこで業界が重視したのは、自らの影響力をより発揮しやすい州議会を舞台にしたロビー活動であった。このとき活動目標とされたのが、州法のなかに自治体条例へ制限をくわえることを可能にする条項を含ませるといったものだった。具体的にそれは「優先条項」と呼ばれるもので、この条項が州CIAAに明記された場合、例えばこの州法の内容が民間企業の職場での完全分煙や禁煙を義務づけるものでなかったならば、たとえ州内どこかの自治体でそのような条例が成立したとしても州法が「優先」されるため、その自治体では職場での完全分煙や禁煙が義務づけられることはなかったのである。⁵²

このように、反喫煙派が自治体を主戦場にしようとしたことに対抗して、戦いの場を州議会に求め資金や人員を効果的に活用しようとするタバコ業界の戦略は、一定の効果を挙げた。実際、厳格な内容をもつ州CIAAを実現できたところは20世紀末まで少数であったし、また1982年から1998年までに成立したもののうち31州では優先条項が含まれたため、それらの州内で成立した自治体条例による規制はあまり厳しいものにはならなかった。⁵³

例えば、アイオワもそのような州の一つで、CIAAが最初に成立したのは1978年だったが、そこには喫煙規制の場所として飲食店などが入っていなかった一方で、優先条項も含まれていなかった。その後、1990年に州CIAAは改正されたのであるが、このとき、タバコ業界のロビーストたちは飲食店を規制対象にすることと引きかえに、優先条項を書きくわえることに成功したのである。その結果、アイオワ州の各自治体で成立した条例の多くは、完全禁煙を強制しない州法に従ったため、分煙を中心とした業界にとって穏健なものとなった。これに対して、アメリカ癌協会、アメリカ心臓協会、アメリカ肺協会などのアイオワ州支部で組織する「タバコ

のない社会を目指す連合」(the Tobacco Free Coalition)は、州CIAAに含まれる優先条項の削除を求めて議会での働きかけを強めることを第一に考えるようになった。このような状況を捉えて、カリフォルニア州に起源をもち、自治体レベルでの活動を先導していた反喫煙草の根組織「非喫煙者の権利を求めるアメリカ人」(Americans for Nonsmokers Rights)の指導者パーシャック (Mark Pertshuk) は、「それ(優先条項が含まれる州CIAA)は、タバコ業界を救済するための法律だ」と嘆いたのである。⁵⁴

このように、受動喫煙による健康被害が問題視されるようになった1970年代の後半以降、喫煙規制を目的とした政治活動が広く行われたが、潤沢な資金を使ったタバコ業界によるロビーおよびプロパガンダ活動によって、「厳格な」と言えるCIAAが次から次へと成立することにはならなかった。しかし、受動喫煙の危険性に関する病理学的研究は時間の経過とともに進んだため、より厳格な規制を求める世論が高まったことも事実で、それにともなってCIAAの内容が、タバコ業界にとって徐々に厳しいものへと変化していくことは不可避となっていた。

1994年3月に調査会社「ギャラップ」が「CNNテレビ」と「タイム社」からの依頼で行った調査によると、CIAAによって愛煙家の30%は喫煙量を減らしたと回答したし、また別の研究では、職場での禁煙措置が理由で喫煙率が3.8%低下したと、喫煙本数も1日あたり3.1本減少したことが明らかにされた。⁵⁵ その後も立法化は進み、2007年の時点で全50州と首都ワシントンでは州レベルでCIAAが成立しており、またこれ以外にも全国約2,600の自治体でも不特定多数の人が集まる屋内空間において、かなり厳格な喫煙規制が義務づけられるようになっていたのである。⁵⁶

世紀転換期のCIAAのなかには、飲酒に喫煙はつきものということで以前は当然のように認められていた酒場も、一部の州や自治体において規制対象にされるところが現れはじめた。例えばカリフォルニア州では、1998年1月から壁で仕切られ換気扇が備わった喫煙室が設置されていなければ、酒場での喫煙は禁止されることになった。また、ニューヨーク市においては2003年3月末に、そしてニューヨーク州全体では同年7月に、酒場での喫煙が全面的に禁止されたのである。特にニューヨーク市での罰則は厳しく、喫煙を黙認した飲食店の経営者に対して、初犯では200ドルから400ドル、再犯では500ドルから1,000ドル、再々犯では1,000ドルから2,000ドルと金額が増えるだけでなく、短期間に繰り返せば営業許可取りけしの処分も適用されることになった。⁵⁷ さらに、野外のスポーツ施設、公園、繁華街の路上などを規制区域にする自治体も増えており、喫煙者がひとたび外出すると、街なかでの喫煙は屋内外を問わず困難な状況になってきている。

おわりに

自由主義と個人主義が、政治文化の伝統として残るアメリカにおいて、市民生活の安全を守るためとはいえ、政治がどのような問題へいかに介入できるのかがしばしば論争になる。例えば銃規制に関してだが、自分や家族の生命は自らの銃によって守るとする合衆国憲法によって裏打ちされた信条を肯定する国民は今でも多くおり、規制の強化が求められていながら、それが遅々として進まない状況が現実にある。たとえ、学校を舞台にした銃の乱射や、子供が親の所有する銃の引き金を間違えて引いて幼い弟や妹の命を奪ったり、9歳の少女が射撃訓練場で短機関銃を誤射してインストラクターを死亡させるというような悲惨な事件や事故が繰り返されても、多くのアメリカ人は銃を手放そうとしない。

一方、タバコに関しても当初は同じように規制は進まなかったが、それでも本稿で述べてきたように、20世紀の第4期四半世紀以降、政治による本格的な介入を受けるようになった。そして、国民の多くもその介入を基本的に受け入れてきており、最近では実際にタバコを手放したり、最初から手をださない人が増えている。現在、市民に保有されている銃の数は人口よりもはるかに多いと言われているが、一方の紙巻きタバコの喫煙率は1950年に50%程度あったものが2012年には20%を下回るようになった。

これらのことから言えるのは、アメリカ社会では昔も今も銃の所有は“norm”，つまり「社会基準」でありつづけているが、タバコに関しての社会基準は喫煙から禁煙へと明らかに変化してきているということだ。民主主義国家のアメリカでは、政治による市民生活への介入は、それを認める社会基準がなければ実現しない。「アメリカは自由な国で、これは俺の体だ。放っておいてくれ！」と喫煙者が叫んだ1960年代、禁煙はいまだ社会基準にはなっていなかったため、それを法律によって強制することは困難だった。⁵⁸しかし、1970年代後半から80年代にかけて、特に受動喫煙の危険性が指摘されるようになると、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などさまざまなメディアがこれを否定的に取りあげたため、多数の国民が喫煙による健康被害に関心を示すようになった。

その結果、喫煙に対する国民の姿勢に変化が生じるようになり、アメリカ人の喫煙率は低下するとともに、喫煙しないことが社会基準へと変わりはじめたのである。この新たな基準に促されて、人びとの日常生活に根づいていた喫煙という行為は政治問題化するようになり、連邦、州、自治体の各レベルでそれを規制するための立法化が進んだことは、本稿においてこれまで述べてきた通りである。もちろん、喫煙率の低下は内的要因、つまり国民の多くが健康を損なうことを恐れて自らの意志で喫煙をやめたり、そもそも始めなかったことにもよるが、ここで論じた喫煙規制を実現するためのさまざまな立法もまた、外的要因としてこの動きを加速させ

たことは言うまでもない。

註

- 1 喫煙量を減らすためには、本稿で扱う公共の屋内空間での禁煙措置以外にも、増税による価格の引きあげ、タバコ広告の規制強化や医者が行う禁煙プログラム、そして主に未成年者を対象とした喫煙の弊害を説く啓蒙活動などがあり、これらは直接的にはすべて喫煙者が対象にされたもので、「タバコ訴訟」のようにタバコ会社を標的にしたものではなかった。ちなみに、立法による喫煙規制と増税が効果的であるとする共著論文として、例えば Seth L. Emont and others, “Clean indoor air legislation, taxation, and smoking behaviour in the United States: an ecological analysis,” *Tobacco Control* (1992) 2, 13-17がある。
- 2 Paul Axel-Lute, “Legislation against Smoking Pollution,” *Boston College Environmental Affairs Law Review* 6 (1978), 360. また、ここで言及する連邦政府の関連施設と州際公共交通機関での規制以外に連邦レベルで行われたものとして、例えば、1993年の貧困による栄養不足を防止するという目的をもった「幼児、児童、女性のための特別食糧支援計画」(the Special Supplemental Food Program for Women, Infants, and Children) に関わっている、民間の医療施設での全面禁煙を義務づけたものや、連邦政府によって財政支援が行われている子どもむけ施設での全面禁煙条項を含む1994年成立の「子どもたちのための法律」(the Pro-Children’s Act) など、子供を紫煙から保護しようとするものが目立った。
- 3 Richard D. Lyons, “Califano in Drive to End Smoking: Calls Habit ‘Slow-Motion Suicide’,” *New York Times*, January 12, 1978, A14.
- 4 Jacob Sullum, *For Your Own Good: The Anti-Smoking Crusade and the Tyranny of Public Health* (New York: The Free Press, 1998), 57-59.
- 5 Ross C. Brownson and others, “Environmental Tobacco Smoke: Health Effects and Policies to Reduce Exposure,” *Annual Review of Public Health* 18 (1997), 161; Robert A. Kagan and David Vogel, “The Politics of Smoking Regulation: Canada, France, the United States,” in *Smoking Policy: Law, Politics, and Culture*, eds. Robert L. Rabin and Stephen D. Sugarman (Oxford & New York: Oxford University Press, 1993), 22-23.
- 6 州境を越えて走るバスや列車も、ほぼ同じ時期に分煙方式がとられるようになった。「グレイハウンド」などの長距離バスに関しては、州際通商委員会の行政措置によって後部座席に20%を超えない範囲で喫煙が認められた。また、「アムトラック」などの鉄道に関しては、当初は行政措置によって車両を分けて分煙にしたが、飛行機やバスと比較して分煙にしやすいこともあり、自主的に半分以上の車両と食堂車が禁煙車になった。ちなみに、

- 州境を越えないバスや列車についても、州や自治体によって徐々に分煙から禁煙へと変化していった。Joel D. Joseph and Marcy S. Kramer, “Legal and Policy Issues Concerning Smoking and Health to Be Faced in the 1980s,” in *The Tobacco Industry in Transition: Policies for the 1980s*, ed. William R. Finger (Lexington, Mass.: Lexington Books, 1981), 289-90; Rabin and Sugarman, 36-37; Ronald Bayer and James Colgrove, “Children and Bystanders First: The Ethics and Politics of Tobacco Control in the United States,” in *Unfiltered: Conflicts over Tobacco Policy and Public Health*, eds. Eric A. Feldman and Ronald Bayer (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2004), 20.
- 7 Allan M. Brandt, *The Cigarette Century: The Rise, Fall, and Deadly Persistence of the Product That Defined America* (New York: Basic Books, 2007), 303.
 - 8 Celestine Bohlen, “No Smoking in Translation,” *New York Times*, June 30, 1996.
 - 9 1980年代の前半、分煙ではなく禁煙への動きもすでに始まっており、民間航空委員会は1984年3月に座席数30以下の小型機に関しては全面禁煙を指導した。また、それより前の1981年7月に設立されたダラスとヒューストンなどテキサス州内の都市を結ぶ「ミューズ航空会社」は、当初から自主的に全面禁煙で運行されていた。Roger W. Schmidt, “The U. S. Experience in Nonsmokers’ Rights,” *American Lung Association Bulletin* (1975), 11-15; Thomas Ferraro, “Both Sides Demand Rights: A Heated Fued over Smoking,” *Los Angeles Times*, April 8, 1984, 16 & 18.
 - 10 Mitchell Smith, “Hey, Weed Addicts! Here’s Your Smoking Salon in the Sky,” *Toronto Star*, September 30, 1995.
 - 11 J. C. B. Ehringhaus, Jr., “Some Legal Aspects of the Smoking-and-Health Controversy,” in *The Tobacco Industry in Transition: Policies for the 1980s*, ed. William R. Finger (Lexington, Mass.: Lexington Books, 1981), 281; Peter Greenberg, “Fight over Right to Smoke in Flight,” *Los Angeles Times*, March 30, 1986, J2; Ken Franckling, “Nonsmokers Gaining Ground in Campaign to Breathe Clean Air,” *Los Angeles Times*, September 2, 1979, 2.
 - 12 「喫煙と健康に関する活動」という反喫煙の立場で活動する草の根組織は、ニューヨーク市の弁護士バンザフ三世 (John F. Banzhaf, III) を中心に1967年から翌年にかけて結成された。最初の行動は、当時テレビやラジオで自由に行われていたタバコ広告に対抗するために、本稿第Ⅲ節でも触れている「公平の理論」に基づいて喫煙反対の意見広告を無料で放送できるように求めたことであった。その後、この組織は公共の場における喫煙規制を求める運動を主導し、現在でも活発に活動をつづけている。Elizabeth M. Whelan, *A Smoking Gun*:

- How the Tobacco Industry Gets away with Murder* (Philadelphia: George F. Stickley Co., 1984), 114; Brandt, 270 & 286-87; Scott Thurston, "Support Growing for Smoking Ban on Overseas Flights: Attendants Stepping to Forefront of Battle," *Atlanta Journal-Constitution*, March 12, 1994.
- 13 A. L. Holm and R. M. Davis, "Clearing the Airways: Advocacy and Regulation for Smoke-free Airlines," *Tobacco Control* 13 (2004), 31.
 - 14 National Research Council, *The Airliner Cabin Environment: Air Quality and Safety* (Washington D. C.: National Academy Press, 1986), vi & 28.
 - 15 Ron Scherer, "Smoking Ban is Durbin's Crusade: Bill would halt smoking on most air routes," *Christian Science Monitor*, October 20, 1989, 7.
 - 16 「喫煙公害に反対するグループ」は「the Group Against Smoking Pollution」以外にも「the Group to Alleviate Smoking Pollution」と英語で表記されることがある。GASPは1970年代前半にカリフォルニア州各地に誕生したいくつかの組織が1976年に州レベルで統合されたもので、当初は受動喫煙に反対する啓蒙活動を行ったが、すぐに公共の空間での立法による喫煙規制を活動目標とするようになった。それにともなって、カリフォルニア州中心だったこの組織は他州でも活動するようになり、1980年代には「非喫煙者の権利を求めるアメリカ人」(Americans for Nonsmokers' Rights)という組織に改称され、影響力のある反喫煙組織の一つになった。Brandt, 305.
 - 17 John H. Cushman, Jr., "Senate Weighs Ban on Flight Smoking: Filibuster by Tobacco States Delays Vote on a Curb for All Domestic Routes," *New York Times*, September 14, 1989, A23.
 - 18 Sullum, 140-41; Glenn Kramon, "Smoking ban near on flights in U. S." *New York Times*, April 17, 1988, 24.
 - 19 Glenn Kramon, "No-smoke policy on flights stalls: Foreign carriers extend ban, but in U. S. there is little momentum to change," *New York Times*, April 13, 1989, A20.
 - 20 Robin Toner, "Senate Approves a Ban on Smoking on All U. S. Flights: Fight Expected in House," *New York Times*, September 15, 1989, A1.
 - 21 1989年、ダービン議員は航空機の全面禁煙によって非喫煙者の健康を守るだけでなく、喫煙率を低下させる効果もあるとする「勝利宣言」を行った。また、国際便に関しては、1994年にカナダやオーストラリアと条約を締結して禁煙フライトを実現したあと、1997年までにアメリカの航空会社はほぼすべてのフライトで、自主的に禁煙措置をとるようになった。Associated Press, "House Votes to Extend Ban on Smoking to Almost All

- Domestic Airline Flights,” *Los Angeles Times*, November 1, 1989, A28; “Smokers Get Dealt a Final Blow by United and American,” *Best Fares*, July 3, 1997; Donley A. Studlar, *Tobacco Control: Comparative Politics in the United States and Canada* (New York: Broadview Press, 2002), 99.
- 22 Frank Chaloupka, “Clean Indoor Air Laws, Addiction and Cigarette Smoking,” *Applied Economics* 24 (1992), 194; Martin Tolchin, “House would extend smoking ban on U. S. flights,” *New York Times*, November 1, 1989, A25.
- 23 Tobacco Institute, *Smoking Restrictions* (Washington D. C.: Tobacco Institute, 1986), 1; Jesse L. Steinfeld, “Women and Children Last? Attitudes toward Cigarette Smoking and Nonsmokers’ Rights, 1971,” *New York State Journal of Medicine* 83 (1983), 1257-58.
- 24 ちなみに、職場とレストランを分煙ではなく全面禁煙にすべきと考える世論は、1987年の時点でもそれぞれ17%と低かった。Roper Organization, Inc., “A Study of Public Attitude toward Cigarette Smoking and the Tobacco Industry in 1974: Prepared for the Tobacco Institute” 1: 41 (1974), Bates No. 85425611/78/81; Stephen Kaufman, “Most Americans Believe Smoking Should Be Banned in Public Places,” in *Tobacco and Smoking*, ed. Susan Hunnicutt (Detroit: Greenhaven Press, 2009), 93.
- 25 Jordan Raphael, “The Calabasas Smoking Ban: A Local Ordinance Points the Way for the Future of Environmental Tobacco Smoke Regulation,” *Southern California Law Review* 80 (2007), 399; Stella A. Bialous and Stanton A. Glantz, *Tobacco Control in Arizona, 1973-1997* (San Francisco: Center for Tobacco Control Research and Education, UC San Francisco, 1997), 7; David L. Hudson, Jr., *Smoking Bans* (Philadelphia: Chelsea House Publishers, 2006), 29-30.
- 26 当初、レストランなどで組織する飲食店協会は、改装費がかかることや客足が遠のくのではと考えたため、店内での完全分煙や禁煙に反対していた。しかし、そのような措置をとっても採算がとれたり、また予想に反して売上げを伸ばす店舗も少なくなかったことが各地で行われた調査によって明らかになったため、飲食店協会は徐々に喫煙規制に反対しなくなった。Stanton A. Glantz and Lisa R. A. Smith, “The Effect of Ordinances Requiring Smoke-free Restaurants on Restaurant Sales,” in *Tobacco Control Policy*, ed. Kenneth E. Warner (San Francisco: John Wiley & Sons, Inc., 2006), 221ff.
- 27 CIAAのなかで、しばしば「職場」(workplace/worksite)という言葉が使用されるが、それが意味する場所は個々のCIAAで異なることがあった。例えば、1975年のミネソタ州CIAAの場合ホワイトカラーの人たちが働く^{オフィス}事務所を意味し、「一般の人が通常訪れるこ

とのない工場や倉庫，そしてそれに類する場所」は除外された。しかし，その後成立したユタ州法では，そのような場所も含まれている。さらに，職場とは従業員が仕事をする場所であることから，レストランや酒場などを含める事例もある。

また，職場におけるCIIAの執行は，ルール違反に関する苦情が行政機関へ申したてられてはじめて行われた。例えばミネソタ州では，当初は年間で約100件の申したてがあったが，その場合経営者に警告書を郵送するか係官が現場へ赴いて口頭で注意するかの方法で法律順守を求めた。そして，警告を繰り返したにもかかわらず，改善が見られない場合にのみ罰則が科せられるというもので，現実にもそのような罰則の適用回数は少なかった。Axel-Lute, 255 & 362-63; Peter Taylor, *Smoke Ring: The Politics of Tobacco* (London: The Bodley Head, Ltd., 1984), 190; Raphael, 399-400; Peter Jacobson and Jeffrey Wasserman, *Tobacco Control Law: Implementation and Enforcement* (Santa Monica, Cal.: RAND, 1997), 123; Johnathan E. Fielding, “Smoking Control at the Workplace,” *Annual Review of Public Health* 12 (1991), 209.

- 28 U. S. Department of Health and Human Services, *Reducing Tobacco Use: A Report of the Surgeon General* (Atlanta: HHS, 2000), 558; Stanton A. Glantz et al., eds., *The Cigarette Papers* (Berkeley, Cal.: University of California Press, 1996), 416.
- 29 Douglas E. Kneeland, “Antismoking Drive Keeps Gaining, but Impetus Seems to Have Slowed: Comprehensive Minnesota Law of 1975 Stands Alone and Piecemeal Attacks Are Found Tapering Off,” *New York Times*, January 26, 1979, A8.
- 30 Constance A. Nathanson, “Social Movements as Catalysts for Policy Change: The Case of Smoking and Guns,” *Journal of Health Politics, Policy and Law* 24 (June, 1999), 460; Stanton A. Glantz and Edith D. Balbach, *Tobacco War: Inside the California Battle* (Berkeley: University of California Press, 2000), 2 & 9.
- 31 喫煙規制に関して，カリフォルニア州を「先駆者」と位置づける以外にも「流行創出者」とか「^{モデル}ひな型」の州というものもあり，マサチューセッツ，アリゾナ，オレゴン，メインなど多くの州に影響を与えた。Richard Kluger, *Ashes to Ashes: America's Hundred-Year Cigarette War, the Public Health, and the Unabashed Triumph of Philip Morris* (New York: Vintage Books, 1996), 553; Michael Siegel and others, “Trends in Adult Cigarette Smoking in California Compared with the Rest of the United States, 1978-1994,” *American Journal of Public Health* 90:3 (March, 2000), 372.
- 32 Glantz and Balbach, 10-11.
- 33 Taylor, 197-98.

- 34 Glantz et al., eds., *The Cigarette Papers*, 419; Taylor, 200-01.
- 35 Glantz et al., eds., *The Cigarette Papers*, 418.
- 36 Ernest Pepples, "Campaign Report—Proposition 5, California 1978," January 11, 1979, 13-14. (<http://legacy.library.ucsf.edu/tid/kti01c00/pdf>).
- 37 Ibid., 27-29; Taylor, 194.
- 38 Economic Research Associates, "Memorandum Report: Estimated Costs for Government Occupied Buildings to Comply with the Proposed 'Clean Indoor Air Act,'" April 25, 1978.
- 39 Glantz and Balbach, 14; Stanton A. Glantz and Roper Organization, "A Study of Public Attitudes toward Cigarette Smoking and the Tobacco Industry in 1978" (New York: Roper Organization, 1978), 20.
- 40 この「いまだ証明されていない」という言葉が最初に注目されたのは、マスコミが喫煙の危険性について大きく取りあげた1953年に、アメリカン・タバコ会社のハーン (Paul Hahn) 社長が発表した声明文に、「[動物実験のマウスではなく] 人体に発症する肺ガンが、紙巻きタバコの喫煙に直接起因するなどということは、いまだ証明されていない」と持論を展開させた時とされる。この言葉は、「さらなる研究が必要である」という言葉とともに、タバコ業界を守ろうとする人たちによって、長年繰り返され使われてきた。Paul Hahn, "Smoking & Lung Cancer—No Proof," November 26, 1953 (<http://tobaccodocuments.org/ness/6746.html>).
- 41 Albert Niden, "No: Environmental Smoke Can Irritate, Not Injure Others," *Los Angeles Times*, October 29, 1978, F1.
- 42 後になって、この時に反対派が投じた費用の総額が650万ドルであったと報じられている。W. B. Rood, "Prop. 5 Battle Sets State Campaign Spending Mark," *Los Angeles Times*, November 1, 1978, A3; Paul Loveday and Peter Pool, "Proposition 10: Is State Law the Way to Get Smoke-Free Zones?, Yes: People Have a Right to Healthy Air, and Voluntary Separation Does Not Work," *Los Angeles Times*, October 26, 1980, G3.
- 43 Pepples, 40.
- 44 Ronald L. Soble, "Prop. 10: Smoking Segregation Getting Another Test: Would Apply to Public Places, Work Areas, Schools, Clinics," *Los Angeles Times*, September 7, 1980, B1.
- 45 Roger Smith, "No-Smoking Proposition Beaten Again: Losses 54% to 46%; Voters Divide on Other Ballot Issues," *Los Angeles Times*, November 5, 1980, A3. その後もカリフォルニア州ではCIAAの成立を目指す活動はつづいたが州議会を舞台にした反対派の抵抗も激

- しく、何度となく提出された法案はすべて廃案となった。最終的に1994年に提出された職場での受動喫煙を防止するための法案（AB13）が、リゾート施設の一部などを例外扱いにしたり執行猶予期間を設けるなどの妥協を重ねて、ようやく成立することになった。California Department of Health Services, “Eliminating Smoking in Bars, Taverns and Gaming Clubs: The California Smoke-Free Workplace Act,” 12-14.
- 46 Glantz and Balbach, 21-22.
- 47 Ibid., 23.
- 48 Philip Hager, “Tobacco Firms’ Donations Set S. F. Campaign Record,” *Los Angeles Times*, November 4, 1983, B 3 & 19.
- 49 Peter Hanauer, “Proposition P: Anatomy of a Nonsmokers’ Rights Ordinance,” *New York State Journal of Medicine*, (July, 1985), 369f.
- 50 Glantz and Balbach, 27-28.
- 51 Mark Pertchuk and Donald R. Shopland, eds., *Major Local Smoking Ordinances in the United States* (Berkeley, Cal.: Americans for Nonsmokers’ Rights, 1989), 9-18; U. S. Department of Health and Human Services, *The Health Consequences of Involuntary Smoking—A Report of the Surgeon General* (Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1986), 556-74; Peter D. Jacobson, Jeffrey Wasserman and John R. Anderson, “Historical Overview of Tobacco Legislation and Regulation,” *Journal of Social Issues* 53 (1997), 86; Allan M. Brandt, “The Cigarette, Risk, and American Culture,” *Journal of the American Academy of Arts and Sciences (DAEDALUS)* (1990), 168; Glantz and Balbach, 29; Taylor, 206; Michael Givel and Stanton A. Glantz, “The ‘Global Settlement’ with the Tobacco Industry: 6 Years Later,” *American Journal of Public Health* 94-2 (February, 2004), 221.
- 52 National Cancer Institute (HHS), *State and Local Legislative Action to Reduce Tobacco Use* (Bethesda, Md.: HHS, 2000), 52-56; Michael Siegel and others, “Preemption in Tobacco Control: Review of an Emerging Public Health Problem,” *Journal of the American Medical Association* (September, 1997), 858-62.
- 53 Julie A. Fishman and others, “State Laws on Tobacco Control—United States, 1998,” *Morbidity and Mortality Weekly Report Surveillance Summaries* 48 (2003), 21f; Jacobson and Wasserman, 83-85.
- 54 Marc Linder, *‘Inherently Bad, and Bad Only’: A History of State-Level Regulation of Cigarettes and Smoking in the United States Since 1880s* (2012), 2684-85, 2742 & 2756

- <ir.uiowa.edu/cgi/viewcontent.cgi?filename=2&article...>; Daniel M. Weintraub, "Controversial Tobacco Bill Passes Test," *Los Angeles Times*, June 14, 1990.
- 55 Sullum, 154; Kenneth E. Warner, "Tobacco Policy Research: Insights and Contributions to Public Health Policy," in *Tobacco Control Policy*, ed., Kenneth E. Warner (San Francisco: John Wiley & Sons, Inc., 2006), 50.
- 56 Michael P. Eriksen and Rebecca L. Cerak, "The Diffusion and Impact of Clean Indoor Air Laws," *Annual Review of Public Health* 29 (2008), 174-75.
- 57 Winnie Hu, "New York State Adopts Strict Ban on Workplace Smoking," *New York Times*, March 27, 2003; Michael Brick, "City's Smoking Ban Grows Teeth with Fines Beginning at Midnight," *New York Times*, April 30, 2003; Glantz and Balbach, 1.
- 58 Fielding, 220; Allan M. Brandt, "Up in Smoke: How Cigarettes Came to be a Controlled Substance," *Magazine of History* 6 (1991), 23.

Politicization of the Smoking Issue in the United States of America: Legislation of the Clean Indoor Air Act

OKAMOTO Masaru

In colonial America, people enjoyed using tobacco products mainly as a form of pipe or snuff. After independence in 1776, people in the United States began to use cigars and plugs in addition to the above-mentioned two forms of tobacco products. At the turn of the 20th century, however, a relatively new form, the cigarette, emerged in parallel with the advent of the new consumer-oriented society. The popularity of cigarettes was remarkable, especially during and after World War I, so that more than half of American male adults smoked cigarettes in the middle of the 20th century.

As smoking cigarettes was deeply rooted and indispensable for people's everyday lives in America, stopping or continuing smoking became a matter of personal choice even after the Surgeon General of the Public Health Agency, Luther Terry, warned of the ill effects of smoking in his advisory committee's report in 1964 on "Smoking and Health." Although some health-oriented volunteer groups such as the American Cancer Society and the American Lung Association became active after Terry's report to try to enlighten

smokers in general, and kids in particular, not to smoke, it was far from a popular anti-smoking movement. From the late 1970's on, however, there emerged a lot of pathological and scientific research papers on the adverse effects of second-hand smoke on nonsmokers' health, which consequently brought about more aggressive anti-smoking grassroots movements and their advocates.

These movements were boosted when Everette Koop, another Surgeon General, published the report in 1986 in which second-hand smoking was officially admitted by the federal government to be harmful to surrounding nonsmokers, calling for appropriate measures to drop smoking rates. Today, there are numerous measures for that purpose: raising tobacco excise taxes, regulating tobacco advertising, setting up smoking cessation programs, enlightened teaching of youth not to start smoking, limiting public spaces for smoking, and so forth.

In this paper I would like to focus on the last measure of regulating or banning smoking in indoor public spaces. To fully implement this measure, politicizing the smoking issue was unavoidable, because the enactment of laws to limit or ban smoking in certain indoor places was indispensable. I would like to discuss how such legislations had been enacted. At the state level the focus will be put on the state of California, while referring to other states as well. California had been considered as "a trend setter" on the tobacco issues, because the state was usually the first to do something concerning tobacco regulations through such democratic processes as initiatives and referenda.

At the federal level, cigarette smoking regulations have focused mainly on government facilities and interstate transportation involving airplanes, trains, and buses. By 1990 almost all domestic flights had become smokefree. At the state and local levels, smoking in such public places as medical facilities, schools, libraries, theaters, museums, restaurants, and workplaces, has been regulated or banned by the so-called Clean Indoor Air Act (CIAA). As of 2007, all 50 states and Washington D. C., in addition to more than 2,600 local governments had their own CIAAs.

『中・四国アメリカ研究』第8号
投稿規定

- 1 資格：中・四国アメリカ学会会員に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合はこの限りではない。投稿できる論文は一人1編とする。
- 2 内容：アメリカ研究に関する未発表論文。すでに口頭で発表したものはその旨を明らかにすること。
- 3 言語：日本語または英語。日本語の場合は英文の要旨を付けること。
- 4 用紙：A4判の用紙を使用し、横書きとする。必ずワープロ原稿であること。
- 5 長さ：日本語原稿の場合は、1ページにつき1行42字×32行、15頁以内（400字詰原稿用紙に換算して約50枚。注、文献リスト、英文要旨を含む）。英語原稿については、1ページにつき1行80～90文字×32行、15頁以内とする。英語原稿はネイティブ・チェックを受けたものであること。
執筆分担金の割増し負担を条件として、規定の頁数を超えることができる。
- 6 体裁：注は後注とし、本文の終わりにまとめる。注のあとに引用・参考文献リストを付ける。注及び引用・参考文献の表記の仕方は各研究分野の論文執筆の慣行によるものとする。
- 7 提出：原稿は3部提出すること（コピー可）。匿名審査を行うので3部のうち2部は著者氏名、所属、口頭発表への言及、謝辞など、著者の身元を明らかにする事項を削除したものであること。
- 8 締切り：2016年10月31日必着
（なお、投稿希望者は2016年3月末までに、学会事務局宛に、ハガキ又はメールで申し込むこと）
- 9 その他：
 - 1) 論文の採否の決定は、編集委員会が選定する査読者の審査を経た後、編集委員会が行う。採否の結果は2016年12月末までに本人に通知する。
 - 2) 採用決定後に、電子媒体の提出を求める。
 - 3) 執筆者による校正は再校までとする。
 - 4) 執筆者は一律20,000円の執筆分担金を負担し、抜刷り20部を受取る。
規定の頁数を超える論文の執筆者には、更に割増し負担金を求める。
 - 5) 発行年月は2017年3月の予定

編 集 後 記

- ◇『中・四国アメリカ研究』（第7号）をお届けします。
- ◇2014年夏の段階では11名の執筆希望者がありましたが、10月末の論文提出期限までに提出された論文は結局7編でした。これら7編の論文は、編集委員会が選定した査読者による審査を受け掲載されることになりました。
- ◇本号の掲載論文の執筆者の所属等は次の通りです。
- 田宮 晴彦（下関水産大学校）
藤江 啓子（愛媛大学）
小平 直行（県立広島大学）
佐野 恒子（アジア太平洋交流センター研究フェロー）
中野 博文（北九州市立大学）
鹿野 忠生（広島大学名誉教授）
岡本 勝（広島大学）
- ◇『中・四国アメリカ研究』は隔年で刊行されます。次号については、2016年3月末日が執筆申込みの締切り、同年10月末日が論文提出期限、2017年3月に刊行予定となっています。ふるってご投稿ください。
- ◇お忙しい中を査読の労に当たっていただいた皆さまには心からお礼を申し上げます。
- ◇編集委員は次の通りです。
- 委員長 山本 貴裕（広島経済大学）
委 員 小平 直行（県立広島大学）
委 員 藤江 啓子（愛媛大学）
委 員 横山 良（神戸大学名誉教授）
- ◇なお今回の号から巻末に中・四国アメリカ学会歴代会長のリストを掲載することになりました。

（山本貴裕記）

中・四国アメリカ学会歴代会長

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 吉田弘重 (故人) | 1973-1983年 |
| (2) 三崎敬之 (故人) | 1983-1985年 |
| (3) 武則忠見 (故人) | 1985年 |
| (4) 陣崎克博 (故人) | 1986-1989年 |
| (5) 畑博行 | 1989-1991年 |
| (6) 志邨晃佑 (故人) | 1991-1992年 |
| (7) 糸藤洋 (故人) | 1992-1994年 |
| (8) 横山良 | 1994-1996年 |
| (9) 稲田勝彦 | 1996-1998年 |
| (10) 山本雅 (故人) | 1998-2000年 |
| (11) 伊藤詔子 | 2000-2002年 |
| (12) 岡本勝 | 2002-2004年 |
| (13) 片木晴彦 | 2004-2006年 |
| (14) 上田みどり | 2006-2008年 |
| (15) 佐野真理子 | 2008-2010年 |
| (16) 松水征夫 | 2010-2012年 |
| (17) 小平直行 | 2012-2014年 |

中・四国アメリカ研究

第 7 号

2015年 3月31日

発行者 中・四国アメリカ学会

代表 会長 中 野 博 文

事務局 〒739-8521 東広島市鏡山 1 丁目 7-1
広島大学大学院総合科学研究科
岡本勝研究室内

TEL (082) 424-6382

印刷所 株式会社ニシキプリント

〒733-0833 広島市西区商工センター 7-5-33

TEL (082) 277-6954